

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書（案）」
に対する意見の募集の結果について

1．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・環境省ホームページ掲載
- ・電子政府の総合窓口(e-Gov)

(2) 意見募集期間

平成 25 年 12 月 27 日(金)～平成 26 年 1 月 24 日(金)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

2．意見募集の結果

意見提出のあった個人・団体の数は 278 で、内訳は以下のとおり。寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は 1351 件であった。

	メール	FAX	郵送	合計
個人	212	1	0	213
団体	52	1	1	54
不明	11	0	0	11
計	275	2	1	278

3．意見要旨

資料 2 - 1 (検討会で議論されていない観点からの意見)、資料 2 - 2 (意見一覧) のとおり

章	大項目	中項目	事項	箇所	頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方			P8, L20-	550	全体的に、企業・産業界等の利益を優先する考え方が強く、本来の目的である遺伝資源の保護や生物多様性を守る姿勢が弱い。議定書の目的はABSだが、国内措置においては、生物多様性の保全と持続可能な利用というCBDの本来の目的に合致した考え方を基に策定すべき。また、日本は海外の資源に依存するところが大きいので、世界の生物多様性に影響を与えており、世界のモデルとなるような国内制度を早期に整えることが望まれる。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(1)に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	②国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		P8, L28-33	37	遵守措置について、規制的なものとなった場合には、国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性がある旨を言及されているが、「規制的なもの」及び「負の影響」とは具体的にどのようなものを想定されているのか、明確かつ具体的に示すべき。例えば、遺伝資源の利用者が提供国のABS法令等に從って遺伝資源の取得等を適正に行っていることを示すため、遵守措置への対応として、当該利用者が既に保持している情報をチェックポイント等へ提出することが、規制的であつ負の影響を及ぼす可能性があるのかどうか、及びそれが学術研究や産業活動を妨げるものになり得るのかどうかを示すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	③明確、簡素かつ実際の		P9, L1-2	41	国内措置施行後の遅くない一定期間経過後に、必ず見直しを行い、実情に即した変更を行うべきである。初めは必要最小限の緩いレベルの措置から始めるべき。		27
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	④遺伝資源の国際的な流通への配慮		P9, L4-7	44	日本の遵守措置とEU等の主要先進国の遵守措置のルールとの共通性について検討すべきと提案されているが、具体的にどのようなルールの共通性を求められているのか内容を明確にすべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	④遺伝資源の国際的な流通への配慮		P9, L4-7	45	日本とEU等の主要先進国等の利用者間での遺伝資源の流通が今後も円滑に行われるよう、日本政府はそれらの国の遵守措置に関してWTOなどを通じてルールの共通性を目指すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となつた国内外の状況			L9, L14-	53	今後も継続した議論を行うべきであるが、こうした実状のために国内措置の実施が先延ばしされる理由とならないよう求める。 (理由:国内措置の実施には明確性も必要であるが、実施可能な部分から早期に施行することが求められるため。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となつた国内外の状況			L9, L14-	56	我が国の生物多様性条約への加盟以降、約20年間にわたり我が国の利用者は、条約第15条に基づくABSについて適切に対応を行ってきていると認識している。そのような経緯があるにもかかわらず、今更、該当箇所が指すような検討を行う意味があるのか疑問。このため、該当箇所が意味する課題を明確かつ具体的に示すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となつた国内外の状況			L9, L26	57	政府が統一的解釈を示していないとする議定書の関係規定を、明確かつ具体的に示すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	①対象とする他の締約国	検討すべき事項	P10, L5-9	71	他の締約国のABS法令の運用実態調査を行うことは困難ではないか。また、配慮する対象は学術研究分野だけではなく、産業活動分野も含めるべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	②対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	P10, L30-33	102	「DNAの情報」は「遺伝資源」には該当しない旨の記載があるが、「DNAの情報を解明すること」は「遺伝資源の利用」には該当すると思われる。ついては、混乱を招かないよう記載すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	④派生物の扱い	本文	P11, L12-	112	派生物のうち二次代謝産物などに関する考え方は、文言に拘りすぎずCBDの趣旨を外しているため、むしろ対象と考えるべき。MATにその取り決めを含めた場合、そのMATは実施措置の対象のはずであるから、24行目の対象から除外するべきであるという表現はおかしい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	④派生物の扱い	本文	P11, L14-15	118	「【例えば生物から抽出したDNAのように、】派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するものは遺伝資源に該当するため(Ⅱの4①参照)、遵守措置の対象となる」と補足。 (理由:事例が明記されていないと、「派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するもの」のイメージが形成されにくい)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	④派生物の扱い	本文	P11, L22-24	123	「また、派生物と同一の構造をもつものを含めて、全工程において遺伝資源を使用せずに人工的に合成された化合物については、【それが「遺伝の機能的な単位を有するもの」であっても】遵守措置の対象から除外するべきである。」と補足。 (理由:全合成されたものは、例外なく措置の対象外であることを明記した方が解りやすい。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑤緊急性を有する病原体の扱い	本文	P12, L1-10	132	病原体は、緊急事態には遵守措置の対象から外すことも必要だが、それが抜け道になる可能性もあるので、早急な入手と引き替えに利益配分をきちんと実施すべき。病原体そのものは遵守措置の対象とすべきであり、手続きも簡略化すべきではない。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑤緊急性を有する病原体の扱い	検討すべき事項	P12, L13	134	「世界保健機関や厚生労働省、農林水産省・・・」を「世界保健機構や国際獣疫事務局等の国際機関や行政部局を含む関係機関・・・」としてはどうか。 (理由:国際機関では世界保健機関(WHO)のみならず国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)も関連しており、また、関連省庁では厚生労働省、農林水産省のみならず文部科学省(カルタヘナ法主務省)、経済産業省(国民保護法主務省)なども関連しているため。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑤緊急性を有する病原体の扱い&⑥コモディティの扱い		P11, L38-	136	動植物の病害や感染症の病原体の侵入を未然に防止する目的で行われる検疫等に関する記述として、「名古屋議定書に記した国内措置が輸入検疫およびその関連検査・解析業務へ及ぼす影響についての考察」を加え、これら「国内の安全確保に極めて重要であり、行政的にも必須な業務の遂行を確実に担保するための対応策」の挿入を求める。 具体的にはコモディティとしての輸入産品に付随して運ばれる微生物、昆虫等に対する検疫および関連目的での検査・分離(アクセス)やそれらの実体の保存・調査研究(利用)を遵守措置の対象から明示的に除外すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い		P12, L30-	15	個人の趣味や在野の研究、あるいは、それらを対象にした標本商や零細輸入業者に関しては、手続きの免除、あるいは大幅な簡素化が適当。 (理由:名古屋議定書の趣旨からすると、個人の趣味や在野の研究は遺伝子資源を活用する範疇からは明らかに外れており、遺伝子資源提供国の利益を妨げるものではない。逆に、工芸品として販売されている昆虫等の標本の購入ができず、手続きを要する方が利益を妨げると思われるため。)	Ⅱ1③へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(3)⑥に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い		P12, L30-	137	輸入されたコモディティに随伴する微生物種に対する扱いについて触れられておらず、それらについてのアクセスと利用について、PIC、MATの必要性や、交渉すべき相手先について明確に示す必要がある。		1

章	大項目	中項目	事項	箇所	頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い		P12, L30-	141	魚類については生鮮食品として、あるいは観賞用として諸外国から多く輸入されており、特に分子系統学的研究、分類学的研究では、これらを利用していることが少なくない。これらに関してはEUのように規則外として欲しい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い		P12, L30-	142	商業目的の続き証明が済んだものについては、証明書の再発行を申請する必要なく研究可能としてほしい。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い	本文	P12, L30-	148	コモディティについては「売買時の本来の目的」で使用される場合であるか否かによらず、名古屋議定書第15条第1項に基づく遵守措置の対象とすべきではない。 (理由：コモディティは「売買時の本来の目的」でない研究が行われ、新たな用途が発見されたり、効果効能等を学会等で発表することにより購買量が増加する。「売買時の本来の目的」などに限定せず、自由に研究が行われたほうが、購買が活性化し、また既に「公正かつ衡平な利益配分」がなされているという。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い	本文	P12, L30-	160	コモディティの学術利用研究においては入手時期と入手先を明示することで、相手国からの申請があったときには事後にも適切な相手とMATの交換が可能となる制度を希望。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑥コモディティの扱い	本文	P12, L35-P13, L1	161	コモディティにおいては、販売者と購入者が互いに納得した価格により販売や購入がされているため、種苗や薬用植物について育種や製薬のための研究開発は遵守措置の対象から除外すべきだとしているが、現状では、多国籍企業のような強者が買いたたくなど、販売者と購入者が互いに納得した価格により販売や購入がされていないケースが広がっており、この前提が崩れている。また研究開発(12頁37行目～13頁1行目)も商品化が前提になっているケースがほとんどであり、遵守措置の対象から除外すべきではない。また、コモディティの範囲があいまいであるため、原則として全体を遵守措置の対象としたうえで、どれを除外するか品目を慎重に選んでいくことが必要。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い		P13, L38-	55	世界共通に使われる「モデル生物」等の非商業的研究材料は、我が国における遵守措置の範疇から除外すべき。	Ⅲ1(2)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(3)⑦に関わるものと考えられます。	38
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	②対象とする遺伝資源する遺伝資源		P13, L38-	80	非商業的研究において世界共通に使われる「モデル生物」や既に取得され国内で保存されている学術研究のための遺伝資源に関しては、議定書に規定される「遺伝資源」と性格が異なるため、我が国における遵守措置の範疇から除外すべき。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い		P13, L38-	195	趣味家による種子交換等による栽培・観賞を目的とした種子等の取得は、非商業目的の遺伝資源利用であり、これらが遵守措置の対象となれば園芸文化の衰退が懸念されるため、遵守処置の対象から除外されるべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い		P13, L38-	196	学術標本を管理している各地の植物標本庫における、海外との標本の交換・寄贈・貸出について、手続きの簡素化および例外措置などの配慮を求める。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	P13, L38-	206	大学付属植物園を始め、世界中の植物園間で行われている種子交換、世界中の標本庫間で行われている標本の貸借については、学術研究および教育目的で慣例的に行われており、国内措置の対象外とすべき。種子交換の場合は、世界的な植物園組織(IABG, BGC1)に加盟している植物園、また標本交換の場合はIndex Herbariorumに登録された標本庫については、適用対象外のような措置を希望。		3
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い		P13, L38-	323	アマチュアによる、非商業的な利用(例として現地での昆虫採集や、その採集した資源)または学術的な利用は、「遺伝資源の利用」の範囲にはあたらないと定義してほしい。	Ⅲ1(4)①ウへのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(3)⑦に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い		P13, L38-	521	モデル実験動物を使った研究では、国籍の異なる研究者が互いに系統を交換し合って研究を進めることが必須。モデル実験動物に関しては、この条約が研究振興の妨げとならない様、例外規定を設けて頂く等の対策をとってほしい。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(3)⑦に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑦非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項	P14, L22-25	222	非商用の基礎的学術研究は、組織に属さない研究者によっても行われていることを考慮し、非営利機関および営利機関のいずれにも属さない研究者による分類学等の基礎研究での利用についても、非商業目的の学術研究利用に含めるよう考え方を再整理してほしい。彼らの研究活動が阻害されないよう最大限の配慮を行うこと、及び、相談窓口の設定についても、非職業的研究者が遂行する学術研究が円滑に進むような仕組みとなることを期待。		3
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑧カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		P14, L27-	226	公的博物館に所蔵されている標本の貸し借りに関しても「明確な記述」をしてほしい。 (理由：公的博物館の標本は、世界中の研究者が公平に利用できるものであり「利益」を産むものではない。「貸し借りに関するインボイス」をMATと理解し、MATの取り交わしだけで、標本の貸し借りをできるようにしてほしい。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑧カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		P14, L27-	228	公的機関で保存、配布されている生物遺伝資源は研究用に配布が合意されているものとしてABSの規制の範囲には含めない事で扱うべき。また研究用のプラスミドベクターや細胞などの交換に関してもすでに研究者間での権利と安全の確認を経て行われており、上記規制の範囲に含める必要はない。		26
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑧カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	本文	P14, L33-35	233	基準株及び検定菌であっても遺伝資源であれば、遵守措置の対象から除外することは、困難であると考えられる。 (理由：基準株及び検定菌であっても遺伝資源であれば、議定書上にこれらを対象から除外する根拠規定がないこと。また、これらを提供国から取得する場合には、提供国のABS国内法令等に基づきPIC及びMATの対象になり得る(直接的に利益を生まない遺伝資源であっても、利益配分の対象から除外される根拠はない)と考えられることのため。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑧カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	検討すべき事項	P15, L5-6	232	微生物における基準株や検定株も同様で、それらが特許申請をされた時点で遵守対象になることを明確にすべき。	当該項目の本文へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は(検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑨遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い		P15, L8-	235	伝統的知識の取り扱いにはWIPO/ICGの議論をふまえるべきである。そのため、遺伝資源に関連する伝統的知識の取り扱いを国内措置で限定すべきでない。		1

章	大項目	中項目	事項	箇所		頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	⑨遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い			P15, L8-	524	学術的研究の目的によっては、伝統的知識を国内措置の対象からはずすべき。 (理由：漢方はもとは古代中医学に起源するため、伝統的知識の範囲設定次第では、現在の日本における医療において混乱をまねくことになるため、伝統的知識の範囲を具体的に明確化する必要がある。また、局在的な民族医療の伝統的知識は、研究対象にされないことでむしろ消滅に向かう可能性もはらんでいるため、学術的研究遂行を妨げない措置が必要。)	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(3)⑨に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	P17, L4-5	275	組織内におけるモニタリングは可能であり必要。 (理由：個人レベルでの対応は大変な負担だが、例えば遺伝資源を扱う者が学術研究機関や試験場等に所属する場合は、所属機関が組織としてPICとMATに対応できる体制を整えることが肝要であり、所属機関が保有する生物資源を把握できれば、組織内でのモニタリングが可能であるといえる。また、仮に名古屋議定書の締結後に国内措置として法制化がなされれば、個人レベルでの対応では法律違反が続出する可能性が考えられる。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	P17, L5-7	276	学術研究は、すべて論文発表に結びつくものでないのであれば、論文発表に特化することなく効果的な方法を検討すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	P17, L10	279	「柔軟性」とは、利用者が複数の選択肢の中から、方法を選択できるという解釈できることから、適当な表現にした方がよいのではないかと。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L20-23	287	遵守の確認の方法として、利用者による自発的な連絡や、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認だけでは、議定書(第15条1、2第、及び第17条1(a)(ii)等)に定められた遵守措置としては不十分であると考えられる。 (理由：遺伝資源の利用の監視について、遺伝資源の利用者等からの自発的な連絡や、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認だけにした場合には、PIC及びMATなしで遺伝資源を採取した悪意又は過失のある利用者を把握できないため(抜け落ちがある制度と言われる懸念がある)。 また、利用者からの自発的な連絡で済む仕組みにした場合には、上記のような悪意ある利用者は恣意的に情報提供を行わないと考えられ、この場合、正直に対応する利用者へ情報提供の負担が比較的多くかかる制度となるため(利用者にとって不公平な制度と言われる懸念がある)。 さらに、マレーシアでは、「提供国としての措置を主とする法律案において、当該法律の不遵守の状況に対処する適切かつ効果的な措置を講じていない国からの申請者に対しては、マレーシアの生物資源及び生物資源に関連する伝統的知識にアクセスする許可を出さない。また、他の条約締約国の管轄区域から入手した生物資源等について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けており、許可書等の添付のない生物資源等の利用を防止する。」旨の規定を用意しているところ。このため、我が国における遵守措置及びチェックポイントの設定については、議定書を締結する必要性からだけでなく、我が国利用者がマレーシアのような国から遺伝資源を持続的に取得するためにも必要であると考えられる。EU、スイス及びノルウェーなどが義務的な情報提供(及び、それに反する場合は罰則)を求めているのに対し、自発的な遵守制度自体が、マレーシアのような途上国から効果的な措置として理解が得られない懸念がある。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L20-23	288	(利用者は、生物多様性条約第15条に基づいて、遵守措置の実施の如何にかかわらず、現在においても提供国のABS国内法令等に従い、PICを取得しMATを締結する必要がある状況にもかかわらず。) 遺伝資源の利用の監視や遵守のため、遺伝資源の利用者がチェックポイント等に情報(秘密事項を含まない必要最低限のもの)を提供することについては、なぜ義務化ではダメなのか、自発的な連絡と義務的な連絡とで具体的に何が違うのか、その理由を明確かつ具体的に示すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L20-23	289	チェックポイントあるいは関連の行政部署がABSクリアリングハウスと連携し、遺伝資源利用者へ便宜を図ることができることが望ましい。 (理由：チェックポイントが利用者とABSクリアリングハウスとの間を取り持つサービス機関として機能すれば、自発的にチェックポイントに情報提供することも多くなり、結果として監視もしやすくなるのではないかと。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L23-25	290	遺伝資源等の学術研究利用を、遵守措置の対象から除外することは、困難であると考えられる。 (理由：議定書上に非商業目的の研究利用を対象から除外する根拠規定がないこと、また、非商業目的の研究の成果についても、最終的に利益が生じる場合があることも想定されることのため。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案でも非商業目的の学術研究利用は遵守措置の対象から除外されていないと考えられる。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L23-25	291	遵守措置として、利用者に対し、公的研究資金の申請時等に対応を求めることは、EU規則案にも同様の措置が設けられており、一定の効果があると考えられるが、それを利用者の宣言(利用者の自発的な対応)で行うことは、遵守措置としては不十分であると考えられる。 (※理由は意見番号288と同じ)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L23-25	292	公的研究資金以外の資金による学術研究もあることから、これについても検討すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L23-25	293	申請時の宣言については有効性が乏しいと思われる。報告書に記載欄を設けてはどうか。 (理由：申請書式の修正努力により改善されてはきたが、現在の科研費申請書に設けられている「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄には誤認識に基づく記載が非常に多く見られたため。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	P17, L28-32	296	通関および輸入検疫に係る行政局に輸入時にその担当部局から環境省に情報提供するシステムを構築してほしい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	P17, L35-P18, L3	302	クリアリングハウスで一元的に担う方が透明性が高く好ましいが、PIC取得ができた事例だけでなく、できなかった事例を収集・公開する意義が大きい。		1

章	大項目	中項目	事項	箇所		頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	P17, L35-P18, L3	304	「論文を受理、管理する部署」は商用学術雑誌に相当するが、公的な機関としては存在しないので、この方法は無効であるといえる。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認		P18, L5-	305	遵守のためにトレーサビリティを義務づけ、その不正監視の対象に知的所有権を含めるべき。MATの内容や履行に関しては、不正がないよう公開を原則とすべき。学術研究に関しても、商業化を目指したり特許化を目指すものに関しては、同様の措置を取るべき。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		P18, L23-	317	遵守のためにトレーサビリティを義務づけ、その不正監視の対象に知的所有権を含めるべき。MATの内容や履行に関しては、不正がないよう公開を原則とすべき。学術研究に関しても、商業化を目指したり特許化を目指すものに関しては、同様の措置を取るべき。		2
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	本文	P18, L24-26	318	遵守措置の対象から除外する、との意見もあるが、遵守措置における手続きが緩やかなものとする一本化して主張すべき。具体的には、自国の監視機関に報告する際は非商業的利用者専用の証明書に記載し提出する。この証明書に記入事項はPIC、MATの最低限の情報とし、商業的利用者向けの証明書よりは簡易なものとする。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	P18, L33-35	316	学術研究では当然のことであるため、宣言をさせても実効性が不透明		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	P18, L33-35	326	遵守措置として、利用者に対し、公的研究資金の申請時等に対応を求めることは、EU規則案にも同様の措置が設けられており、一定の効果があると考えられるが、それを利用者の宣言（利用者の自発的な対応）で行うことは、遵守措置としては不十分であると考えられる。 (※理由は意見番号288と同じ)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	P18, L33-	322	プラントハンターなどが、依頼者の意向に基づき海外から植物等を取得して国内に持ち込む際には採取する国の規制に従っているとおもわれるが、国内において引き渡し後、どのように使われているのかは通常把握していない。国内措置の対象として監視等の対象に、こう言った遺伝資源の利用を行わない者、いわゆる代理業者も入るのかについても検討して欲しい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	P18, L33-	324	MATの提出におけるハードルは公的研究機関等に属さない一般人にも可能な程度に下げたい。その代わりとして、MAT提出者の監視や学術的な利用の結果の論文などの定期的なチェックを以て、アマチュアの持ち込んだ非商業的または学術的利用の為の遺伝資源が商業的な利用に転用される事を防ぐ体制を用意してほしい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	P19, L1-	331	微生物や植物の維持系統株、生物標本についてはPICやMATの取得証明の添付を国内規定として義務付けるようにすれば、100年後の試料の取り扱いについても混乱が起きないと考える。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	P19, L1-	459	微生物や植物の維持系統株、生物標本についてはPICやMATの取得証明の添付を国内規定として義務付けるようにすれば、100年後の試料の取り扱いについても混乱が起きないと考える。	Ⅲ4①へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ1(4)①エに関わるものと考えられます。一つ上の意見番号332と同じご意見です。	1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲	本文	P20, L14-16	348	掛け合わせの場合には、たとえ重要な形質が備わっていなかったとしても監視の対象にはなることから、当該記載を削除すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化		P20, L32-	351	感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化、迅速化などが検討されていることは理解できるが、当該箇所はインフルエンザのパンデミックと言った極く限定された事例を想定したものに過ぎず、実態を反映していないことから、より大きな枠組みで（適用事例の範囲を拡大して）捉える必要がある。 (理由：サーベイランス事業の様に平時にこの様な病原体の輸送を行うことも想定され、かつ国際協力や国際共同研究などを背景に提供国の要望により実施されること等を考慮すると、当該項目はより多くの事例に適用できる様な検討が必要のため。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化		P20, L32-	353	同時に不正な利用が行われた場合の対応について検討すべき。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化		P20, L37-38	352	利用後に情報提供が行われたのでは、不正な利用を防止できないのではないか。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	②情報の収集及び提供	本文		P21, L4-	354	クリアリングハウスで一元的に担う方が透明性が高く好ましいが、PIC取得ができた事例だけでなく、できなかった事例を収集・公開する意義が大きい。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	②情報の収集及び提供	本文		P21, L4-	356	研究を開始しようとする事業者にとって、PIC/MATの内容は遺伝資源へのアクセスそのものも秘密として保護される必要がある。一方で、コレクションや素材類のサプライヤーから利用条件を明示して譲渡されるような場合には、譲渡を受けた側に遵守の証明書を確認する動機が生じるため、提供国側からABSクリアリングハウスへ提供された遵守の証明書との一致を内容が保護された状態で確認できる仕組み等が必要。		1

章	大項目	中項目	事項	箇所	頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	②情報の収集及び提供	本文	P21, L8-11	358	新品種の開発等を行う都度、PICの取得及びMATの締結を行うことも否定されないことから、現時点において提出書類について予断を与えるべきでない。		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	④外部からの指摘への対応	本文	P22, L3-5	368	記述を以下のとおり変更。「【提供国政府からの指摘に対しては、政府として対応すべき場合があることに留意すること。ただし、提供国政府以外の主体からの指摘に対しては基本的に政府として対応するべきではない。また、提供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は自己責任において対応することが基本であるが、指摘の内容によっては政府間交渉も有り得るため、遵守措置はこのことを考慮したものとなるべきである。】」 (理由: 「チェックポイントは、ABS クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法令の内容に精通しておき・・・」の文章で提供国政府からの指摘に対しては日本国政府が関与することが示唆されているので、文章全体のトーンもそのようにすべき。また、NGOからの指摘については政府間交渉に発展する可能性も否定できないので、「基本的には」という文言を加えるべき。)		1
Ⅲ	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について			P20, L18-	372	不確実な遺伝資源の利用に対する猶予システムを新設し、不確実な遺伝資源に対して、不確実遺伝資源の保有申告と合法化相談、誠実な後出しPICの許容を促すべき。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P23, L30	403	「関係法令」や「PIC」の内容を明確するとともに、条約内容とわが国の現状を的確に表現・整理すべき。 (理由: 日本は利用国のみか、利用国・提供国双方かを決めた上で議論すべき問題であるため。なお、わが国が提供国で開発途上国が利用国となる場合、当然提供側の知的財産保護には留意すべきであり、その上での国内PIC制度の導入の是非を議論すべきと思われる。日本の法令上の知的財産と「生物資源」や「遺伝資源」との関係整理が必要不可欠。)		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について				P23, L32-	18	チェックポイントは国内の「先住民とローカル・コミュニティ」に対するPIC原則の適用についても監視機能を果たす必要がある。	Ⅱ2③へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ2に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について				P23, L32-	269	チェックポイントは国内の「先住民とローカル・コミュニティ」に対するPIC原則の適用についても監視機能を果たす必要がある。	Ⅲ1(4)①アへのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ2に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について				P23, L32-	386	日本国内における遺伝資源についても経済の安定的な発展に資する対象や取り扱いをする限りは国家の主権にかかわる財産という認識が必要。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P23, L33-36	405	国内PIC制度が総じて当該国に不利な影響を及ぼしたとの記載があるが、その具体的な理由は何か等、その裏付けとなる資料や調査結果等を引用しつつ、報告書中あるいは参考資料中において、具体的な内容の解説を示すべき。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P23, L38-P24, L3	406	国内PIC制度が導入されれば、なぜ、「国内のコレクション」に「日本の遺伝資源」を寄託等する際の手続きもPICや権利関係の確認のためにより煩雑になるのか、その具体的な理由を示すべき。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P24, L3-5	407	制度内容が各国の設計 (例えば、内外差別の導入、対象に応じて手続の免除や柔軟化等) に依るところもあると考えられるが、なぜ、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得るのか、その具体的な理由を示すべき。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P24, L12-13	399	国内PIC制度については、おもに商業利用を対象に緩やかな導入をすべき。 (理由: 日本は生物多様性のホットスポットであり、未知の生物資源も含め豊富といえる。日本で改変・作出された遺伝資源も多く、これらを守る観点から、商業利用に限定した、なんらかの国内PIC制度を導入するのが現実的と考える。国内のカルチャーコレクションや学術研究機関であっても、利用国(者)によって、制度を活用するかどうか機関が選択できるとすることも可能と思われる。)		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P24, L12-13	402	最近の内外情勢に鑑み、国内措置として日本政府のPIC/MAT制度を整備すべき。但し、学術上の目的、または育種を目的とする遺伝資源の受け渡しの場合には、これを適用せず、従来通りの適切なMATの使用による。商業上の遺伝資源利用を目的とする場合に限り適用するが、利用者が日本人若しくは日本籍企業である場合には、PICは必要とせずMATのみにより代用することが出来るものとする。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P24, L12-13	404	日本の昆虫分類においては、在野の研究者が多いので、国内PICも国内の研究者が動きやすい制度、例えば国が指定する学会等(日本昆虫学会・日本甲虫学会等)をアクセスポイントとして活用し、包括的なPIC制定し、その団体経由での研究は可能となる緩い制度を検討してほしい。反対に、締結国が厳しいPICを国内で制定した後、日本にも同様の制度を要求してきた場合、その国に主導権を握られてしまう危険性があるため、現段階から戦略的に検討してほしい。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			P24, L12-13	408	当該意見・主張は、大きな問題を内在しているので「運用上に問題や障害が生じないように留意しつつ、実行可能性を吟味しながら適正な制度を検討していく。」に記述を修正することを提案。 (理由: ①PIC制度はABSの根幹をなす制度であり、名古屋議定書を定めた主催国として、自国ではPIC制度を否定する行為は、名古屋議定書の本意への認識の無さと無責任ぶりを示すことになりかねない。②生物多様性に資する遺伝資源の国外への持ち出し(出入)に関しては、将来的に大きな問題や課題が予想されることから、最低限でも、届け出制度による現状把握と情報を保持していないような制度設計はありえない。③様々な形で、海外との交渉や折衝などが将来的に予想されることから、重要な自国生物遺伝資源の現状把握と利用規程をもつことで、はじめて対等な交渉や折衝が可能となる。④報告案を読むかぎり、できるだけ利用を優先させて、面倒な規制を避けるべきとの利用者本位の安易な考え方が随所に強くでているように読める。生物多様性条約の意義や名古屋議定書の本来的な趣旨が、十分に共有されていない懸念を感じる。新たな時代状況下での、可能なかぎり先の将来的な見通しを考慮して、国際社会に貢献するような制度づくりを目指すべき。)		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			P24, L16-	14	日本国内の「先住民等社会」ステークホルダーに、被差別部落コミュニティも遺伝資源に関する伝統知識を保有する「ローカル・コミュニティ」が該当する可能性について検討されるべき。もし、その要件をみたしていることが認められれば、その意見を聴取することを求める。	Ⅱ1②へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ2(国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			P24, L16-	411	以下の内容を追加すべき。「今のところ日本では、外国人による国内の動植物等の遺伝資源の採取や、その国外への持ち出しに対する法的規制がほとんど整備されていないために、販売目的などで大量の動植物の海外流出が止められない現状にある。これは国土全体がホットスポットに指定されているほど貴重かつ危機的状況にある日本の生物多様性の保全とその持続利用という観点からみて、由々しき大問題であり、この機会に日本の遺伝資源の利用にあたっては厳しい対応を望みたい。国内PICの実施に問題が多いならば、海外への持ち出しに限ってもPICやMATの締結は必須とすべきである。」		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項			P24, L33-	530	国内PIC制度について、PICを取得すべき日本での探索生物資源の範囲については、理研や生物研のようなリソースセンター(ex situ)とITPGRクロックリスト以外とし、リソースセンターやITPGRの効力が及んでいるものについては、PICは不要とするが、新規の微生物探索の場合などは、免疫賦活剤のような利益を生む可能性のものもあることを考慮すべき。植物は育種以外はPICを求めるなどの、生物種ごとにルールを決めることが良いのではないかと。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ2の(国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項			P24, L33-	531	日本での探索生物資源の範囲については、理研や生物研のようなリソースセンター（ex situ）とITPGRクロープリスト以外とし、それぞれのリソースはそれぞれの従来のルールに従い、PICを不要とし、In situおよび特別保護すべきリソースについてののみ、PIC申請を求めるといった管理を行うことが良いのではないか。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ2の（国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項）に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項			P25, L12-14	420	国内PICを導入すると学術・産業界に対し死活的な影響がある旨の記載があるが、内外差別を導入し、我が国の学術・産業界等が取得する場合には国内PICの取得を行う必要がないといった制度を導入すべきではないか。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項			P25, L14-17	421	議定書第8条（特別の考慮事項）は、国内PIC制度において、日本人と外国人とを区別すべきでないとする根拠にはならないと考えられる。		1
Ⅲ	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	その他の検討すべき事項			P25, L32-	400	学術利用において国内のPIC設置は必要性を感じないので提案書に賛成だが、それにより第三者への分譲がリソース保有箇所からではなくなることを配慮すべき。 （理由：学術分野における国内PICは科学技術立国を目指す上で不利益をもたらす可能性が強く、必要性を感じない。一方で、日本国内で開発、系統化された我が国が強いリソースについての配慮も行うべき。これまで品質保証、リソース事業の意義を守る為にリソースの第三者への譲渡は固く禁じている。国内のPIC設置は不要であるが、リソースの分譲はオリジナルの保存機関から行われることを周知する配慮を要望。）	本文へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は当該項目の（その他の検討すべき事項）に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援				P25, L36-	432	遺伝資源取得の際のマニュアル整備・各業界における相談窓口の設置の他、遺伝資源取得取り扱い講習により状況の改善が期待できる。		1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援				P25, L36-	433	アマチュア研究者が多い昆虫関連の学術研究分野にも配慮し、学会等の学術団体を含めた想定としてほしい。		2
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援				P25, L36-	556	個人ベースのアマチュアに対する配慮してほしい。 （理由：植物や昆虫などの分類学はアマチュアの貢献が大きいため。）	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ3に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	①普及啓発	本文		P26, L3-	437	放射性物質利用者のように年1回の講習会受講を義務づけられよいか。		2
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	①普及啓発	本文		P26, L3-	438	普及啓発を行う際には、対象を、実際の利用者となる企業・学術界の人々と一般人とに分け、それぞれに合わせた形式で行うべき。		1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	①普及啓発	本文		P26, L3-	439	誰でもが遺伝資源を扱う関係者になり得ることから、一般の市民への普及啓発を行うことが必要。特に一般消費者に向けた普及啓発を行うことによって正しい消費行動を普及啓発することは、遺伝資源の利用者である企業の不正使用を抑制する効果があると考えられる。		2
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	①普及啓発	本文		P26, L17	440	農林水産省における遺伝資源導入に関する普及啓発活動についても触れて欲しい。 （理由：農林水産省では、育種素材として古くから遺伝資源の利用が図られており、1987年に農業生物資源研究所から「植物遺伝資源探索収集の手引き」、1996年に生物系特定産業技術研究推進機構から「海外植物遺伝資源導入マニュアル」が発行配布されるなど、普及啓発活動が進められている。その後の活動について担当部局から情報を収集し記載すべき。）		1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援			P26, L30-	81	実績のあるアマチュア研究者が国際的な研究を行う際のバックアップ体制の構築が早急に必要。	Ⅲ1(3)②へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ3②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援			P26, L30-	227	政府認定機関を設けてその機関を通じたやりとりであればPIC/MAT取得要件を不要あるいは緩和するなどの回避策を検討すべき。 （理由：日本ではワシントン条約に関わるCITESの認定機関がないため標本の国家間の移動ができない品目があるなど、現在の他の国際的制度でも躓いているため。）	Ⅲ1(3)⑧へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ3②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援			P26, L30-	467	日本の利用者が安心して海外の遺伝資源を利用できるようにするために、国としての新しいサポートの仕組みを創設してはどうか。利用者に対してパスポートのような許可証を発給し、国が利用者を保証する仕組みが考えられる。また、発給条件として、PIC/MAT作成、帰国後のチェックポイントへの報告、利益配分などを書面を持って行う。提供国内におけるアクセスや帰国後の各種手続において用いることで、処理スピードが上がると思われる。	Ⅲ5へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ3②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援	本文		P26, L35-P27, L6	450	生物遺伝資源機関に加えて、「大規模・中規模博物館」を政府支援の対象として明記することを求める。		1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援	検討すべき事項		P27, L11-	452	「検討すべき事項」へ以下の内容を追加する。 「研究機関に所属していない個人研究者や本業が別にあるアマチュア研究者への配慮が全くなされていないことは極めて大きな問題である。そもそも学術研究に係る様々な措置に関しては、すべて提供国側の研究者が所属する「機関」と利用国側の研究者が所属する「機関」で対応されるであろうことを前提としており、このままでは、所属機関からのバックアップ体制の望めない個人研究者やアマチュア研究者の活動は極めて大きな制約を受けることは必至である」		1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援	検討すべき事項		P27, L18-19	198	昆虫類は在野の研究者により少しずつ進展しているが、PIC/MATを個人で手配することは不可能に近いと考えられるため、国が指定した学術団体と包括的にPIC/MATを締結国と結び、そこに所属する会員は、学会・学会連合をアクセスポイントとして報告や発表する場として活用することを検討してほしい。また、東南アジアを含む地域できちんとした研究ができる形を希望。国家戦略として柱にして、条約締結国間でも主導的な立場を取ってほしい。学会等での運用などは、各学会と連携する形で構わないので、是非検討を希望する。	Ⅲ1(3)⑦へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ3②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	3. 普及啓発及び利用者支援	②利用者支援	検討すべき事項		P27, L18-19	16	在野の研究者が多い分野では、簡易な措置であっても個人で対応できる可能性が高い現状を考慮し、昆虫など分類が進んでいない分野に関しては、例えば国と国とで取り決めを交わし、原産国や地域で保護されている種以外では、コモディティとして扱い、売買等で原産国に利益が分配される、また成果として挙げた学術知見は原産国に報告するよう国内各学会等に要請するなど、個別ではなく一括した締結をする、あるいは分類が定まるまでは国内措置から除外する等の措置が必要。	Ⅱ1③へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ3②に関わるものと考えられます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	頁行	意見番号	意見要旨	備考	意見数
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	54	統一的理解がなく不明確な状況においては拙速な日本の国内措置を決めることは避けるべき。しかし、日本がリーダーシップをとるためには、法令などのビジネスモデルを提示することは必要かもしれない。	Ⅲ1(2)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	58	統一的理解がなく不明確な状況においては拙速な日本の国内措置を決めることは避けるべき。しかし、日本がリーダーシップをとるためには、法令などのビジネスモデルを提示することは必要かもしれない。	Ⅲ1(3)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。1つ上の意見番号54と同じご意見です。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	66	運用状況の実態は、クリアリングハウスが調査し、それを各国に連絡又は公表するのかが不明だが、日本においてそれらの情報を案内する機関及び締結国（提供国）に対しクリアリングハウスを通じて意見を述べる機関が必要。 (理由：提供国に対して意見を述べるので日本の機関が必要。世界の情勢を見ながら、国内措置の運用レベルを変えていく体制が必要。)	Ⅲ1(3)①へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	448	遺伝資源の利用に関連する主要な産業分野として、経済産業省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省をあげ、各産業の実態に対応した普及啓発、支援を可能とする体制が提案された。しかし国として整合性のある対応をする必要があり、本条約を担当する環境省のなかに、関係各省の実務担当部局を束ねる協議体を設け、定期的に会合して意見交換し統一性のある方策を定め、さらに今後の国際情勢の変化に対応した国益の確保に努めるべき。 (理由：提供国との間の法的交渉などは、統一した解釈が求められるとともに、提供国における国内法制定の進捗に伴い変化できる国際情勢に対応できる体制が求められるため。)	Ⅲ3②へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	464	提供国の第8条実施に向けた促進活動をする組織体を国内に形成・実施するべき。提供国に、第a項の簡便なシステムとして、Fast Track認可制度創設やPICの後付認可制度創設、機関間の包括PIC制度創設の提案・検討、第b項の緊急事態としてFast Track認可制度の導入、第c項の食料農業遺伝資源としてITPGRFAの考え方をその他の植物遺伝資源に拡大導入を求める活動を日本政府として実施すべきである。	Ⅲ5へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	514	実務面では、各省庁を横断する・統括する発展的な日本版クリアリングハウスの機能を備えた機関があってもよいのではないかと。 (理由：現行では各国のルールによるため、対応するにも個人・組織にも限界がある。)	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	533	円滑な学術利用を担保するための記載について、今後の検討において十分考慮したうえで国内措置を決定し、十分な周知期間をもって実施することを希望。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	551	1-2年の間に運用を開始することは早急すぎる。大学関係者がこの問題を認識するための時間が必要であり、また、遺伝資源の範囲が不明瞭なまま運用が開始されると研究現場が大混乱するため、十分な議論を行うためにも時間をかけることが必要。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	554	日本では昆虫愛好家が世界的に見て多く、各地方で同好会が多くの活動を行っている。アマチュア愛好家は探求心が旺盛で高度な知識と経験を持ち、世界各地に赴き、新種の発見や分類体系の研究、生態の解明、進化の研究などを行い、また図鑑も世界第1級のものを出版している。国外の昆虫を採集するには許可が必須であるとすれば、個人でも簡単に許可が取れるための規程を入れてほしい。また、公的な研究機関に所属していないアマチュアの個人的活動を封鎖することのないよう、「文化的視点での利用の自由」という項目を追加してほしい。	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	4. 国内措置に関するその他の事項	②その他			P27, L37-	555	論点の中に時間的な考え方がほとんど含まれていないので、現場の現状を踏まえて検討してほしい。 (理由：公共機関の標本庫に寄贈等で標本が入った場合、PIC/MATの確認が困難なことが想定される。条約発効後かつ国内措置の有効後、100年後に標本庫が責任を問われても、改善するための情報さえない状況があり得る。監視を永年継続するのは現場の負担が大きすぎる。例えば昆虫などの例では標本の売買も一般的であったり、植物標本などは100年単位で存在しうる。)	区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨はⅢ4②に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	5. 国内措置の検討の今後の進め方	本文			P28, L6-11	13	日本のステークホルダーのなかに「先住民等社会」を加える必要がある。「先住民族」としての「アイヌ民族コミュニティ」と沖縄の「ローカル・コミュニティ」に対して、これまで行われた国内措置のあり方検討について説明し、その意見を聴取すること、そして今後の検討会に参加させることを求める。	Ⅱ1②へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ5に関わるものと考えられます。	1
Ⅲ	5. 国内措置の検討の今後の進め方	本文			P28, L6-11	470	医療薬品分野、農林水産業、医学、応用生物学、基礎生物学、一次的生産物輸入輸出、二次的生産物輸入輸出など、PIC指定による国内での利益分配が不公平にならぬよう、オールジャパンという言葉でまとめず分野を細分化してそれぞれで検討をすべき。		1
Ⅲ	5. 国内措置の検討の今後の進め方	本文			P28, L6-11	471	日本のステークホルダーのなかに「先住民等社会」を加える必要がある。「先住民族」としての「アイヌ民族コミュニティ」と沖縄の「ローカル・コミュニティ」に対して、これまで行われた国内措置のあり方検討について説明し、その意見を聴取すること、そして今後の検討会に参加させることを求める。	2つ上の意見番号13と同じご意見です。	1
指定なし						458	2015年までに国内措置を実施するのは時期尚早。監視システムの段階的な実施、提供国のABS関連法令や手続き体制の整備、研究機関の体制整備と営利研究からの実施、モデル事業の実施の予算化、主要機関に専門家組織のモデル設置、中心的な専門家組織の省内への設置、情報発信と訓練等を実施すべき。	Ⅲ4①へのご意見でしたが、ご意見の趣旨はⅢ4①に関わるものに限定されないと考えられます。	1
指定なし						557	どの項目が各国の共通認識で、どの項目が各国ごとに変わりうるのかがわかりやすくなるとよい。 (理由：どの部分が提供国法令によるもの若しくは各国の共通理解なのか良くわからない。)		1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	まえがき				1	誰の文章であるのか、筆者名を示すべき。	検討会の報告書の取り纏め責任者の文章なのか、事務局の文章なのか分からない。検討委員と事務局では立場が異なるので明らかにした方が良い	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	2. 議定書の概要				2	遵守措置は明確かつ簡潔であることが必要。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
	2. 議定書の概要				3	報告書に、名古屋議定書の意義という項目を加え、名古屋議定書第9条の重要性を指摘する文章を入れるべき。ABSは、遺伝資源の適正利用を推進し、生物多様性が豊かな状態で残されている特に途上国における生物多様性の保全や持続可能な利用の推進の動機づけを図るための国際義務の実施を担保する措置であり、このしきみを日本政府として合意しているという基本原則の確認が必要。	報告書には、ABSの仕組みがCBDになぜ組み込まれたか先進国と途上国間で合意されたことの意義が説明されていない。 議定書は、ABSという国際義務の実施を担保するための措置なので、そもそもABSという制度の持つ意義(公益)をきちんと説明するべき。そうでなければ、単に規制はいやだ、技術革新を阻害するから駄目だというような、1992年に既に決着のついている議論を繰り返すことになる。 ABSという仕組みを公益の観点から日本政府として合意したという前提にたつて、利用国が果たすべき義務を果たしつつ、遺伝資源を活用した技術革新をすすめるにはどうするかというのが、健全な議論といえる。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	2. 議定書の概要			2段落目	4	PICが利用したい生物種(遺伝資源)それぞれによって結ばれる場合のみ想定しているのであれば、学術的利用について問題がある。	分類学・生態学の調査では生物種(遺伝資源)を網羅的に採集する場合があります。単一種についてそれぞれPICを結ぶことは不可能であり、遺伝資源の学術的利用が困難になるが、報告書内でPICの具体的内容について明記されていないため。	PICの対象となる事項はケースバイケースと考えています。	1
	3. 議定書の締結状況				5	遵守措置は明確かつ簡潔であることが必要。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
	4. 議定書の国内実施に係る各国の動向				6	遵守措置は明確かつ簡潔であることが必要。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
	4. 議定書の国内実施に係る各国の動向				7	他国の状況を十分に見極めた上で、国益を損なうことのないような国内措置を検討するべき。	基礎生物学研究において、海外の遺伝子組換えシステムを利用することはきわめて一般的であり、海外のストックセンターなどからシステムを取り寄せることが法的に制限されれば、国内の研究開発が阻害されることとなり、国益を損なう可能性が考えられるため、例えば、国内から国外へのシステムの譲渡に比べて国外から国内へのシステムの譲受が著しく制限されるような事態は避ける必要がある。	ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。	1
					8	遵守措置は明確かつ簡潔であることが必要。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
					9	検討の対象がいわゆるABS法ではなく、利用者措置(user measures)に偏向している。		2において、提供国措置のあり方(大きい方向性)について記述しています。	1
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	遺伝資源の取得の機会の提供(第6条)			10	法律及びシステムが構築されていない締結国との締結においては実施を容易にするために学術研究の場合においては当該国の共同研究者とのPICやMATの締結だけとすべき。	当該締結国において法律及びシステムが構築されていない場合に、そのような国との締結には、大変な時間と労力に費やされるため、また、締結国が法定的な制度があまりにも不都合で尋常でない場合には、学術研究の実施すること自体が尋常ではなく難しくなるため。	議定書第6条に基づき(PICは、提供国がABS法令等に基づいて発給するものです。なお、1(3)において、遵守に関する国内措置はABS法令等を整備している他の締結国を対象とすべきことを記載しています。	14
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	遺伝資源の取得の機会の提供(第6条)			11	学術研究の場合、提供国において法律及びシステムが未構築な場合には提供国の共同研究者とのPICやMATの締結だけで可能となるよう希望。	制度やシステムが未構築な国との締結の場合、大変な時間と労力を要し、研究活動の大きな障害となるため。	議定書第6条に基づき(PICは、提供国がABS法令等に基づいて発給するものです。なお、1(3)において、遵守に関する国内措置はABS法令等を整備している他の締結国を対象とすべきことを記載しています。	1
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	遺伝資源の取得の機会の提供(第6条)		2段落目	12	名古屋議定書が発効されたところで、PIC/MATが今まで通り各国の基準で決められるので、研究者に負担がかかる状況は変わらない、日本がリードしてPIC/MATに世界基準を設けてほしい。それによって、他国で生物調査を希望する研究者に求められる手続きを明確かつ簡素にしてほしい。	多国間における調査研究が合法かつより盛んに発展することを強く希望。そうでなければ議定書によって厳しい基準を設けることに利用国側としての利点を見出せない。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。(2(国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項)P24L29-31)。	1
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供(第7条)			13	日本のステークホルダーのなかに「先住民等社会」を加える必要がある。「先住民等社会」としての「アイヌ民族コミュニティ」や沖縄の「ローカル・コミュニティ」に対して、これまで行われた国内措置のあり方検討について説明し、その意見を聴取すること、そして今後の検討会に参加させることを求める。	国際社会では、ノルウェーが利用国であるとともに、国内にサミ民族という先住民が遺伝資源の提供をしているということで、先住民の伝統知識の国内における保護を行っている。日本もアイヌ民族を先住民として認めているほか、琉球民族を先住民と見なさない場合でも「ローカル・コミュニティ」として「先住民等社会」に加えるべき。	検討会で議論されていない観点です。なお、1へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 5に開くものと考えられます。	1
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供(第7条)			14	日本国内の「先住民等社会」ステークホルダーに、被差別部落コミュニティも遺伝資源に関する伝統知識を保有する「ローカル・コミュニティ」が該当する可能性について検討されるべき。もし、その要件をみたしていることが認められれば、その意見を聴取することを求める。	日本政府はすでに諸外国とのFTA交渉に際して、「なめし」技術の伝統知識であることをもつて、これを保護する目的で、皮革をFTAの除外項目としてきた。この除外措置は、伝統知識そのものではなく、その製品の除外です。しかしこの措置は、日本政府がCBD8条j項の伝統知識に対する事実上の配慮とみなすことができる。皮革の「なめし」技術の遺伝子に関する伝統知識を、改めて正式に確認したうえで、優良事例として諸外国にも知らせることが望ましい。	検討会で議論されていない観点です。なお、1へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 2(国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	特別の考慮事項(第8条)			15	個人の趣味や在野の研究、あるいは、それらを対象にした標本商や零細輸入業者に関しては、手続きの免除、あるいは大幅な簡素化が適当。	名古屋議定書の趣旨からすると、個人の趣味や在野の研究は遺伝子資源を活用する範疇からは明らかに外れており、遺伝子資源提供国の利益を妨げるものではない。逆に、工芸品として販売されている昆虫等の標本の購入ができたり、手続きを要する方が利益を妨げると思われるため。	検討会で議論されていない観点です。なお、1へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 1(3)に関わるものと考えられます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遺伝資源の提供国としての措置に係る規定(第6条、第7条及び第8条)	特別の考慮事項(第8条)			16	在野の研究者が多い分野では、簡易な措置であっても個人で対応できる可能性が高い現状を考慮し、昆虫など分類が進んでいない分野に関しては、例えば国と国とで取り決めを交わし、原産国や地域で保護されている種以外では、コモディティとして扱い、売買等で原産国に利益が分配される、また成果として挙げた学術知見は原産国に報告するよう国内各学会等に要請するなど、個別ではなく一括した締結をする、あるいは分類が定まるまでは国内措置から除外する等の措置が必要。	インドネシアでは古くからの標本商は、昆虫ブームの際も乱獲等を行わず、商売が成り立つレベルでこれまで通り流通をさせていた。その国の昆虫を扱うモラルとルートが確立しており、それに乗っ取って利益を分配し、流通するシステムが確立されていた。	検討会で議論されていない観点です。なお、1へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は3に関わるものと考えられます。	1
	2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定(第15条、第16条及び第17条)	遺伝資源の利用の監視(monitoring)(第17条)			17	MTAをクリアリングハウスのデータベースに登録することが必要になる場合は、利用者はコピーを添付ファイルで送付するのみとし、クリアリングハウスの職員がデータベース入力をするよう配慮してほしい。	NBRPですすでに多数のMTAをもっており、それらをクリアリングハウスのデータベースに登録することが必要になればかなりの労力になる	議定書第17条1(a)()では、チェックポイントが、適当な場合にABSクリアリングハウスに情報提供することを規定しています。	1
	2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定(第15条、第16条及び第17条)	遺伝資源の利用の監視(monitoring)(第17条)			18	チェックポイントは国内の「先住民族とローカル・コミュニティ」に対するPIC原則の適用についても監視機能を果たす必要がある。	ノルウェーの例に遅れをとらないよう、提供国の側面でのモニタリングを徹底させる必要がある。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(4)アへのご意見でしたが、ご意見の趣旨は2に関わるものと考えられます。	1
	2. 遺伝資源の利用国としての措置に係る規定(第15条、第16条及び第17条)	遺伝資源の利用の監視(monitoring)(第17条)	工		19	チェックポイントには十分な人員を投入すべき。	体制が整わないまま開始すると、混乱を招き、学術界、産業界が遺伝資源を利用することができなくなり日本の研究が衰退してしまう。すでにCITESでそのようなことが起きており、経産省窓口の対応が遅れるため、希少生物の研究が進めにくくなっている。	ご意見の趣旨は1(4)に含まれていると考えます。	1
	3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方としての対応に係る規定				20	対象とする遺伝資源をもう少し明確にする必要がある。	PCR技術を用いて新たに合成したDNAが遺伝資源の対象が不明。また、一般的に組換え技術で異なる生物資源由来のDNAから増幅して合成したDNAが、一つのプラスミドに組み込まれ形質転換された生物も一般的で、さらにそれら複数由来のDNAが別の生物の核に組み込まれる場合もあるが、そのような生物の主権的権利はどのように考えるか検討してほしい。海外の遺伝資源の遺伝子配列情報を論文から入手し合成したDNAは、その遺伝資源がなければ合成できないので、対象外なのか疑問。	ご意見の趣旨は1(3)の箇所に含まれていると考えます。	1
	3. 遺伝資源の提供国及び利用国の双方としての対応に係る規定	MATの遵守(第18条)			21	MATはNBRPで現在使用している英語版MTA(Material Transfer Agreement)で代用できるか。代用できない場合は、書式を提供してほしい。		ご意見の趣旨は3に含まれていると考えます。	1
	4. 用語の定義(第2条)				22	「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」の定義が曖昧である。国内措置を行う前には、学術界などの関連機関から広く意見を集めた後に、日本としての具体的な定義を学術領域ごとに示すことが必要。	生薬、生薬エキス、漢方薬エキス、生薬成分などどのようなカテゴリーで扱われることになるのか(遺伝資源、派生物)。また、「遺伝資源の利用」とは、直接利益に結びつかない純粋な学術研究も指しているのか不明。学術分野ごとに定義を明確に示さないと、研究の実施に際して混乱が生じる。	ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	3
	4. 用語の定義(第2条)	遺伝資源(条約第2条の用語の定義を適用)			23	定義が曖昧であり、文章を再考する必要がある。	「遺伝の機能的単位」については定義されておらず、全体にわかりにくい場合について判断基準にならない。	ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	1
	4. 用語の定義(第2条)	遺伝資源の利用			24	「遺伝資源の利用」に関して、該当する研究を検討し例示するなど、具体的にわかりやすい説明が必要。	形態学的な研究(種を認識、多様性を認識するための基礎)は「遺伝資源の利用」になるか、地域のファウナリストの作成や個体群における形質の遺伝子頻度の研究は利用になるのか等が不明。現在の議論では「遺伝資源」(植物、動物、微生物その他に由来する素材)を採取し研究すること=「遺伝資源の利用」とはされてはいないが、その認識でよいか不明。	ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	3
	4. 用語の定義(第2条)	遺伝資源の利用			25	分類学的研究、生態学的研究といった、「遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発」に該当しないことが明らかな場合には、「遺伝資源の利用」には該当しないものとして整理し、遵守措置の対象から除外すべき。	遺伝資源の生化学的な構成に関する研究や開発が何を意味するのか全く分からない。	ご意見の趣旨は1(3)及びの箇所に含まれていると考えます。なお、分類学的研究や生態学的研究についても、「遺伝資源の利用」に該当する事例があることが考えられます。	1
					26	名古屋議定書の批准加盟について、検討意義と目的が不明。「加盟」が前提であり、検討の結果「加盟しない」という選択肢はないのか。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	序文				27	現時点では、報告書案はパブコメ中であるので、「このようにして取りまとめられた国内措置のあり方に係る本検討会の意見は以下のとおりである。」は削除。		パブリックコメントを踏まえた対応については、ご意見の文章の一つ前の文に記載する予定です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1)基本的な考え方			28	日本に保存されている提供国の遺伝資源の新たな利用についてその利益配分を奨励する。	日本に保存されている提供国の遺伝資源には、提供国の権利が継承されている。条約第15条第3項及び名古屋議定書第5条第1項に対する国内措置は必要、提供国から入手した遺伝資源の新たな利用と日本に保存されている遺伝資源の新たな利用に格差があってはならない	1では、他の締約国の遺伝資源等に関する議定書第15条、第16条及び第17条の規定に対応する国内措置のあり方について記載しています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1)基本的な考え方	遺伝資源等の適正な利用の促進への貢献		29	遵守措置は明確かつ簡素であることが必要。		ご意見の趣旨は当該項目のに含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1)基本的な考え方	遺伝資源等の適正な利用の促進への貢献		30	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPIC/MAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供国別・利用者別に示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなど考えられる。		ご意見の趣旨は当該項目の及び3に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		31	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPIC/MAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供国別・利用者別に示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなどが考えられる。		ご意見の趣旨は当該項目の 及び 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		32	遵守措置は明確かつ簡素であることが必要。		ご意見の趣旨は当該項目の に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		33	当該記載を支持。	アマチュア研究者の活動が大きな制限を受け衰退を余儀なくされると考えられるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		34	人類の幸福のために遺伝資源を最大限に活用できるような措置にしてもらいたい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		35	長年蓄積されてきた学術標本に対する遡及につき過去への遡及を伴わない内容となることを望む。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		36	「国内関係者からの支持」と記載されているが、下段の記載内容を見ると特段、関係者からの支持について言及されていないことから、「国内関係者からの支持」の記載を内容に合わせ修正すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任		37	遵守措置について、規制的なものとなった場合には、国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性がある旨を言及されているが、「規制的なもの」及び「負の影響」とは具体的にどのようなものを想定されているのか、明確かつ具体的に示すべき。例えば、遺伝資源の利用者が提供国のABS法令等に従って遺伝資源の取得等を適正に行っていることを示すため、遵守措置への対応として、当該利用者が既に保持している情報をチェックポイント等へ提出することが、規制的かつ負の影響を及ぼす可能性があるのかどうか、及びそれが学術研究や産業活動を妨げるものになり得るのかどうかを示すべき。	課題を明確及び具体的に示された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	明確、簡素かつ実際の		38	遵守措置は明確かつ簡素で、遺伝資源のすべての利用者に対応できるよう、当該記述に沿ったものとするを要請。	植物育種は、遙かな過去から個人等のレベルでも行われてきたが、議定書による国内措置によって複雑な手続きが要求されると、今後対応できない育成者が出るのが予測される。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	6
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	明確、簡素かつ実際の		39	施行後、遅くとも1年以内には現状を鑑みた措置であるかどうかを検討すべき。	名古屋議定書に記載されている文言や定義は不明確な点が多く、締結期間における解釈の一致をみない場合があり、国内措置をその都度検討すべき。	一定期間後に見直しをすべくのご意見の趣旨は、当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	明確、簡素かつ実際の		40	遵守措置内容の変更を予め担保しておくべきとの本案に賛成。	利益配分の考え方は技術の進歩によっても変わり得るため、それを見越して初めから厳しく措置するのは、利益配分を考える必要がない研究を阻害する可能性が高く、ひいては我が国の利益を損ねることとなるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	明確、簡素かつ実際の		41	国内措置施行後の遅くない一定期間経過後に、必ず見直しを行い、実情に即した変更を行うべきである。初めは必要最小限の緩いレベルの措置から始めるべき。		検討会で議論されていない観点です。	27
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	明確、簡素かつ実際の		42	遵守措置施行前に経過観察期間を導入すべき。	提供国の多くが国内法を制定しておらず、またその国内法が施行されても当該国の行政機関が機能し、関係者に周知されるまではかなりの時間がかかることが予想される。日本の学術界・産業界も名古屋議定書の不透明さ故にその対応が遅れている。チェックポイント等の行政機関にも準備期間が必要と思われること。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	遺伝資源の国際的な流通への配慮		43	政府認定機関を設けてその機関を通じたやりとりであればPIC/MAT取得要件を不要あるいは緩和するなどの回避策を検討すべき。	日本ではワシントン条約に関わるCITESの認定機関がないため標本の国家間の移動ができない品目があるなど、現在の他の国際的制度でも行っているため。	ご意見の趣旨は 3 の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P27, L18-19)	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	遺伝資源の国際的な流通への配慮		44	日本の遵守措置とEU等の主要先進国の遵守措置のルールの共通性について検討すべきと提案されているが、具体的にどのようなルールの共通性を求められているのか内容を明確にすべき。	提案内容を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	遺伝資源の国際的な流通への配慮		45	日本とEU等の主要先進国等の利用者間での遺伝資源の流通が今後も円滑に行われるよう、日本政府はそれらの国の遵守措置に関してWTOなどを通じてルールの共通性を目指すべき。	EUのルールに日本も合わせるような方針は理解できない。EUのルールに問題がある場合はWTO等を通じて修正を求めるべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	普及啓発と支援措置の重要性		46	国内措置の性能実施はせず、実施するにしても当面ガイドラインといったゆるやかな措置として、その間に普及啓発と支援措置の体制を整備してほしい。	世界的にも名古屋議定書に基づく国内措置の整備が進展していない状況で、罰則を伴う立法措置による国内措置の実施は時期尚早。議長国として国内措置の整備を急ぎ、2015年までの実施を目指すとの意見があるようであるが、研究の現場では名古屋議定書の意義やその発効による研究環境の変化が理解されておらず、不安のみが先行している。このような状況で厳格な国内措置が実施されれば混乱は避けられず、学術研究の中止を迫られることも懸念される。報告書(案)にもあるように、国内措置の実施に当たっては、普及啓発活動とともに、海外の資源にアクセスするために必要となる情報等を提供できる組織を構築する等、資源利用者が安心して国内措置を履行しうる環境を整えることが重要と考える。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	普及啓発と支援措置の重要性		47	生物多様性条約・名古屋議定書とそれに基づく国内法などの様々な法的問題が関わることを認識してもらうため、研修や普及が促進され、個人の生物性条約関係の理解を客観的に示すしくみ(たとえば「取扱資格者」のようなもの)を設けることを期待。		ご意見の趣旨は 3 及び 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	普及啓発と支援措置の重要性		48	利用者に対する支援措置の実施を希望。	生物研究者の大多数は海外の法律や知財の専門知識を十分備えていないため。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(1) 基本的な考え方	普及啓発と支援措置の重要性		49	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPICやMAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供国別、利用者の個人か機関従事者かといった立場ごとに示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなどが考えられる。	学術研究の行為主体は研究機関従事者を指していると考えられるが、研究機関や専門領域の規模は様々であり、高校教員がある自然科学分野の世界的権威である場合や昆虫類の多様性研究の場合は機関従事者以外の研究者人口が多いため。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況			50	当該箇所に記載されているような状況下においては、迅速に国内措置の検討を行うべきではない。必要な時間をかけ、実態を踏まえた検討を行うべき。	日本が先行して、広範に及び規制対象や厳しい規制内容を決めた場合、提供国の法令作成上の根拠となることが予想される。2015年にクリアリングハウスに完全な情報を提出する国は少なく、PIC取得手続まで進まないことが予想される。このため、国内措置を2015年に決定することは時期尚早。 各産業界の実態並びに海外の状況を踏まえずに、「国内措置を制度化すれば、実情に合わない制度となり、産業界は遺伝資源を利用することやめるか、大幅に縮小してしまう可能性がある。 実態を踏まえずに迅速に進めれば、産業界にとつて非現実的な国内措置となる。業種によっては遺伝資源の移行に関する既存法令(例えば種苗)があり、他業種との整合性が検討されなければ、製品申請、認可要件やそれらの手続きで混乱に陥ることが懸念されるため。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 5 に含まれていると考えます。	9
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況			51	提供国のABS体制が未整備であり、また日本国内でも普及啓発や実施体制が整っていない現状では、出来るだけ早期に議定書を批准し2015年までに国内措置を実施することは時期尚早。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況			52	類例の法律の運用例がないため対応は難しい。利用者十分に周知し、海外の資源を入手出来る新たな方法・情報等を提供できるまでは、ガイドラインなどによる規制が望ましく、2015年からの実施は時期尚早。	名古屋議定書の発効によって、研究環境がどのように変化するかが理解できておらず、不安が先行している。このような状況で厳格な国内措置が実施されれば混乱は避けられない。また、海外遺伝資源へのアクセス意欲が大きく損なわれ、研究の停滞を招く。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	15
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況			53	今後も継続した議論を行うべきであるが、こうした実状のために国内措置の実施が先延ばしされる理由とならないよう求める。	国内措置の実施には明確性も必要であるが、実施可能な部分から早期に施行することが求められるため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況			54	統一的解釈がなく不明確な状況においては迅速な日本の国内措置を決めることは避けるべき。しかし、日本がリーダーシップをとるためには、法令などのビジネスモデルを提示することは必要かもしれない。	2015年にクリアリングハウスからどの程度の情報が得られるか見えない中で国内措置を決定することは時期尚早。しかしながら、日本が「提供国」「利用国」としての「高品質」な規制整備を準備し、それぞれの「草案」をモデルケースとして提示することは意義があるかもしれない。また「草案」の提示努力はスタンダードの提示となり、日本の国際貢献度は高く評価されると思われる。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(2)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況		2ボツ	55	世界共通に使われる「モデル生物」等の非商業的研究材料は、我が国における遵守措置の範囲から除外すべき。		検討会で議論されていない観点です。なお、1(2)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものと考えられます。	38
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況		2ボツ	56	我が国の生物多様性条約への加盟以降、約20年間にわたり我が国の利用者は、条約第15条に基づくABSについて適切に対応を行ってきたと認識している。そのような経緯があるにもかかわらず、今更、該当箇所が指すような検討を行う意味があるのか疑問。このため、該当箇所が意味する課題を明確かつ具体的に示すべき。	課題を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(2) 検討の前提となった国内外の状況		4ボツ	57	政府が統一的解釈を示していないとする議定書の関係規定を、明確かつ具体的に示すべき。	課題を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲			58	統一的解釈がなく不明確な状況においては迅速な日本の国内措置を決めることは避けるべき。しかし、日本がリーダーシップをとるためには、法令などのビジネスモデルを提示することは必要かもしれない。	2015年にクリアリングハウスからどの程度の情報が得られるか見えない中で国内措置を決定することは時期尚早。しかしながら、日本が「提供国」「利用国」としての「高品質」な規制整備を準備し、それぞれの「草案」をモデルケースとして提示することは意義があるかもしれない。また「草案」の提示努力はスタンダードの提示となり、日本の国際貢献度は高く評価されると思われる。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(3)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲			59	「適用範囲」の明確化をすべき。	実験動物の導入に際する検疫検査では、実験責任者が提供国のPIC/MATを入手することは可能と思われるが、検査の時点で病原性の有無に関わらず微生物由来の遺伝資源(派生物も含む)を検査することが想定され、今後、メタゲノム解析が普及するとさらに頻繁に起こると考えられるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲			60	非商業目的の学術研究利用については、遵守措置の対象から「除外」を求める。	手続きの煩雑化により(なおかつ米国は議定書に非加盟である状況など)国際的な研究推進力の低下が懸念される。	ご意見の趣旨は 1(3) の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲			61	「非商業目的」について、個人で行う研究に対する配慮を求めます	機関に属さない個人研究者のPIC/MATの取得を積極的に支援し、協力する機関の設置が必要。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び 3 に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲			62	学術研究材料として古くから収集された遺伝資源はMTA等の締結のない場合が多く、適って対応することは困難。適用範囲を議定書発効後とするのが妥当。遺伝資源や派生物の定義次第では、研究の遂行が非常に困難な状況となる。	数十年にわたって収集してきた学術研究材料に全てに対して議定書を適用すると、研究の大きな妨げとなる。また、提供業務を有する機関にとっては、業務の遂行が滞り、大部分の学術研究材料を放棄せざるを得ないことが予想される。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び へ含まれていると考えます。	2	
							DNA塩基配列情報（データ）も遺伝資源として扱い、適及適用するとすれば、研究の遂行が非常に困難な状況に陥る。			
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国		63	国内措置の対象は、相手方にも法整備がされていることとしているが、CBDの趣旨は例えばABS法の有無にかかわらずなので、対象国から外してしまった国からの入手についても、CBDの趣旨は守らなければならないことを十分に喚起するべき。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国		64	一般的に国際条約は、適って法的効果を適用しないこととしており、適用される範囲は、名古屋議定書発効後、又は国内措置の開始が発効後になるようなら、国内措置で定めた開始時期から、海外から日本に入ってきた遺伝資源が適用されるとすべき。	過去数十年間に亘り海外から収集してきた大学等が保有する遺伝資源も対象となり、膨大な量が対象となる。また、PIC/MATについて想定されてない時代の遺伝資源もあり、管理上対応ができない。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	本文	65	当該記載を支持。対象とする締約国は、ABS法令等を整備し必要な情報を然るべき方法で公開している締約国に限るよう希望。	議定書第6条3において、遺伝資源の提供国に対し、国内法の策定や行政措置によって、アクセス手続きの確実性、明確性、透明性を確保することを義務付けており、義務を履行しない締約国に対しては遵守措置を実施する必要が無い。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	66	運用状況の実態は、クリアリングハウスが調査し、それを各国に連絡又は公表するの不明だが、日本においてそれらの情報を案内する機関及び締結国（提供国）に対しクリアリングハウスを通じて意見を述べる機関が必要。	提供国に対して意見を述べる事ができる日本の機関が必要。世界の情勢を見ながら、国内措置の運用レベルを変えていく体制が必要。	検討会で議論されていない観点です。1(3) へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	67	提供国における実際の運用レベルがわからない段階で、どのような国内措置をとるのか、具体的には不明である。当初は最低ラインで規定を作り、順次変えていくことを望む。	提供国に対して意見を述べる事ができる日本の機関が必要。世界の情勢を見ながら、国内措置の運用レベルを変えていく体制が必要。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	1 ポツ	68	議定書に対応する遵守措置は、ABSクリアリングハウスを通じて、他の締約国のPIC 取得及びMAT 設定がなされていることを確認するべき。	名古屋議定書第14条及び第17条3に従ったもの。	ご意見の趣旨は 1(4) アの(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P171-20-25)	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	2 ポツ	69	他の締約国において、実際の規定の通り運用されていないことと、我が国における遵守措置をしっかりと行うことは別の問題である。他の締約国の運用状況に依らず我が国の遵守措置を検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	当該箇所は「検討すべき事項」であり、今後検討するものと考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	2 ポツ	70	当該記載を支持。他の締約国における実際の運用のレベルが不確定であることは重大な問題。	これまでのCBD下でのABSの経験を生かし、対応すべきであるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	2 ポツ	71	他の締約国のABS法令の運用実態調査を行うことは困難ではないか。また、配慮する対象は学術研究分野だけではなく、産業活動分野も含めるべき。	他国の国内法令の運用実態を、日本がどこまで踏み込んで調査できるかという点については疑問。また、その影響はすべての利用者に及ぶはずであり、学術研究分野の利用者のみを特別に配慮の対象とする書き方は訂正すべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	2 ポツ	72	「また、そのような状況下・・・」以下は前文と内容が矛盾しているので削除。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	3 ポツ	73	他の締約国がABSクリアリングハウスに提供している情報の正確さの程度に応じた遵守措置での対応をすべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする他の締約国	検討すべき事項	4 ポツ	74	当該記載を支持。	議定書に対応する遵守措置は、名古屋議定書の規定以上の内容を含むべきではないため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		75	一般的に国際条約は、遡って法的効果を適用しないこととしており、遵守措置の対象とする遺伝資源は、議定書が発効し、日本の遵守措置が実施された後であって、かつ、他の締約国で ABS 法令等が施行された後に、当該他の締約国において取得された遺伝資源に限定することが必須。 実際に定義する際には学術分野ごとに関係者に対して十分なヒアリングを行い、その後できるだけ具体的に示すことを要する。	日本で使用されている生薬の多くは中国から伝えられたものであり、基原植物は古い時代から日本に導入されているほか、明治維新以降、近代科学の発展に伴い、生薬学・天然物化学の研究材料として海外から多くの植物が日本に導入されている。また、大学の薬学部には薬用植物園の設置が義務づけられており、何らかの形で海外から導入された植物が多数植えられている。過去に海外から導入された薬用植物等は膨大だが、PIC/MATについて想定されていない時代のもので多く、過去に遡って適用されると現場ではとても対応できない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	68
							カイコを扱っており、記録簿から100年ほど遡って精査することは可能だが、平均して1年に1000ページを超えており、その作業は極めて煩雑。また、分譲先が判明してもそれ以前の入手先の特定は不明なものが多い。 博物館・研究室等に保管されている膨大な量の標本が対象になることが考えられ、事務量的に対応は不可能。 博物館やスドッグセンターのコレクション等の実際の扱いに困難を来さないため。 生物多様性研究の根本をなす分類学研究では学術標本の収集・保存が必須で過去百数十年に渡って収集されてきた国内の学術標本類は海外学術調査により収集された貴重なものが多数含まれている。過去への遡りが行われた場合、分類学他の生物多様性研究における学術標本の利用（特に国際間の利用）が制限されることとなり、生物多様性条約の目的の一つである「生物多様性の保全」に関わる基礎研究を円滑に進めることが阻害され、条約の目的に反する事象を引き起こしかねない。 生薬標本や薬用植物標本、各分野が所有する生薬成分ライブラリーさえも対象となる可能性があるが、対応は不可能。 期日をもって遺伝資源を限定しなければ、提供国が無制限の権利を有することになり、法的な枠組みが瓦解する。また、それまでに締結された契約等に基づく研究や事業継続ができなくなる可能性があり、提供国と利用国の双方の利益を損ねる可能性が高い。		
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		76	「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」の範囲が不明確のため、明示および具体例が必要。例外措置の設置、我が国と提供国で対象とする範囲が異なる場合の考え方の検討・整理等が必要。	未知病原体や有用微生物の単離、同定、およびその後の利用を目的に、土壌、水資源、糞便等の「遺伝資源」の定義には必ずしも合致しない試料を提供する場合や、それらの中に未知、未同定の遺伝資源が含まれる可能性のある(ない)試料の提供する場合に、どのような形式でPIC/MATを取得する(しない)が不明。 PCR技術を用いて新たに合成したDNAが遺伝資源の対象が不明。また、「一般的な組換え技術で異なる生物資源由来のDNAから増幅して合成したDNAが、一つのプラスミドに組み込まれ形質転換された生物も一般的で、さらにそれら複数由来のDNAが別の生物の核に組み込まれる場合もあるが、そのような生物の主権的権利はどのように考えるか検討してほしい。海外の遺伝資源の遺伝子配列情報を論文から入手し合成したDNAは、その遺伝資源がなければ合成できないので、対象外なのか疑問。 遡及適用は博物館・資料館等の膨大な標本が対象になることが考えられ、それまでの研究や維持に関する多大な努力と時間的資源などへの評価が欠損することになる。またその間に改変・改良したり、新たな応用を見出したことなども評価されないこととなりCBDポリシーに反する。また「伝統的知識」を包含すると古文書や資料類も対象に拡大的に解釈しうるとも想定される。文献学や史学など広範囲に影響を及ぼす可能性も払拭できない。漢方医学の分野では、生薬や薬用植物、処方などは古文書などの研究とも密接に関与しているため波及的な影響が懸念される。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	5
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		77	日本国籍を有する者が他の締約国内で取得したものを対象とするのか、当該締約国の国籍を有する者が締約国内で取得し、他国に輸出したのもも対象とするのか(第3国を通じた場合を含む。)が不明。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		78	遺伝資源の範囲についての例外規定を設けるべき。学術的利用に関しては、遺伝資源についての例外を認め、掛け合わせ、遺伝子導入したものについては、有効年数、あるいは継代数の最大値を定め、これらを超えた遺伝資源においては派生物、情報同様対象外とするべき。	例外規定を定めないと、本議定書が発効後に取得した遺伝資源については、無期限的に相手国から利益配分を求められる可能性がある。この状況は現実的ではなく、年数が経つにつれて対象となる遺伝資源が増加し、管理が困難。この例外規定は、特許法(第67条)を参考にしている。	ご意見の趣旨は 1(3) 、 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		79	昆虫標本商からの購入品は個別の研究用のPICやMATを取得していないものであり、施行後に購入したものは研究には使えない標本となってしまう可能性があるため、扱いを今後検討してほしい。	昆虫分類学の研究においては、昆虫標本商から標本や生きている個体を購入することがあるが、このような購入品は個別の研究用のPIC/MATを取得しておらず、施行後に購入したものは研究には使えない標本となってしまう可能性がある。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		80	非商業的研究において世界共通に使われる「モデル生物」や既に取得され国内で保存されている学術研究のための遺伝資源に関しては、議定書に規定される「遺伝資源」と性格が異なるため、我が国における遵守措置の範囲から除外すべき。	現在すでに保存され提供されている系統については、現在と同様にagreementとしてのMTAのみで公平な利益配分は担保されている。 研究材料としての遺伝資源の利用・流通が滞り、科学の進展に大きな打撃を与えようと考えられるため。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(3)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものと考えられます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源		81	実績のあるアマチュア研究者が国際的な研究を行う際のバックアップ体制の構築が早急に必要。	昆虫分類学分野では大学や研究所等に所属しない在野のアマチュア研究者による研究が重要な位置を占めているが、個人でのPIC/MAT取得は極めて困難。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(3)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は3に関わるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	82	当該記載を支持。	<p>遡及すると植物育種の場合、子孫への遺伝によって家系が広がるため、非常に複雑な状況となり、調査も非常に困難であるため。</p> <p>遡及すると子孫への遺伝によって系統が広がるため、正確な系統の把握が困難。</p> <p>研究機関に大きな混乱が生じ、研究活動に非常に大きな負担がかかることが容易に予想されるため。</p> <p>過去に海外から導入された薬用植物等の生物資源は膨大で対応することが不完全かつ不可能であることは明白。</p> <p>ウィーン条約第28条に基づき、「名古屋議定書は適反しない」と解釈されるため。</p>	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	7
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	83	非締約国とは、多種多様な「遺伝資源」の輸出入、譲渡譲受もを行っている。国内措置の検討にあたっては、非締約国との輸出入、譲渡譲渡、利用も含めて、対象となる「遺伝資源」と対象とならないものとの識別、区分に係わる内容が、各機関の負担とならないよう十分に配慮してほしい。	<p>「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の基本条項の一つに提供者からの情報提供に関する措置がある。我が国の主要な「遺伝子組換え生物等」の提供国は、非締約国の米国であるが、非締約国の米国機関・企業からは、必要十分な情報表示・提供がなされないため、各機関は米国からの全生物由来試料について、その該当・非該当の確認を行い、該当の場合にはさらにカルタヘナ法国内措置対応に必要な情報を取得するなど多くの労力を払い続けている。</p> <p>本国内措置においては非締約国（米国）との輸出入、譲渡譲受に影響がないよう万全を期してほしい。また、非締約国を経由して締約国である提供国の「遺伝資源」を入手することも考えられるので、その場合の対応と対象範囲の明確化を検討してほしい。</p>	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)及び1(3)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	84	条約加盟国間で遡及しないという統一を図ってほしい。	どの遺伝資源が対象となるのかの判断が複雑になり、過去の遺伝資源はこのような条約を前提とせず取得しているため。また、世界各地からの植物、昆虫標本等膨大な数量の遺伝資源が我が国に既に導入されており、遡及すると事実上手続きは困難と思われることから。	国内措置に関するご意見ではありません。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	85	提供国によっては遡る可能性があることについても言及されているので、「提供国の意思に関わらず」などと明記しておくべき。	膨大な事務量と制御不能な事態に陥ることが懸念されるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	86	COP10の合意に基づき、「議定書発効後」とすべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	本文	87	議定書が発効する前に入手した博物館の標本や資料などは、全て対象とはならないと、具体的に明記するべき。	提供国での調査研究で入手した遺伝資源は、当時提供国との間に契約が成立しており、改めて遡るべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	88	遺伝資源を日本に持ち込む際の形態（植物そのもの（パーツを含む）、加工（遺伝的機能を含む）、抽出（遺伝的機能を含まない））により、国内措置の対象としての考え方に違いが発生するのについても検討してほしい。	検討を促進するため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	89	遺伝的機能を有しないものであっても、研究する際にはPICを取得しなければならないかについても検討すべき。	検討を促進するため。	遵守に関する国内措置にかかわらず、提供国のABS法令等対象とされている場合には、PICの取得が必要になると考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	90	「研究及び開発」のうち「研究」のみでも「遺伝資源の利用」に該当するのかが、それとも「研究」と「開発」の両方が伴わないと「遺伝資源の利用」に該当しないのか検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	議定書第2条の定義では、「開発」の伴わない「研究」についても「遺伝資源の利用」に該当すると考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	91	調査研究が「遺伝資源の利用」に該当するかについて検討してほしい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	92	「開発」の結果として作成されるものに遺伝資源が含まれていないと「開発」には該当しないのか検討すべき（例えば生物模倣など）。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	93	「遺伝資源の利用」を検討するに際して「研究」と「開発」の担当者が別個であることを考慮すべき。「研究」の成果を寄稿又は譲渡し、その成果を得た他者が行う「開発」行為は「遺伝資源の利用」に該当するのかが、この場合、遺伝資源の利用は「研究」「開発」が別々で行われていることから、利益の配分も両方で行う必要があるのか検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、利益の配分については、議定書第5条において、提供者と利用者間で設定した相互の同意に基づく条件(MAT)で行われることが規定されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	94	利用の実態を把握した上で、その実態を踏まえつつ可能な限り明確にし、それを日本の遵守措置の対象とするかどうかは、運用で解決すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	95	国内措置の検討に際しては、まず用語を定義するとともにそれが適用される範囲を具体例を示すなどして明確にしてほしい。	天然薬物資源の入手に必要な手続きはこの分野の研究に非常に大きな影響を及ぼすことになるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	96	トラブルを避けるためにも、日本において、明確に「遺伝資源」等の範囲を決める事が必要。	<p>遺伝資源と考えていないものが提供国によっては対象となり、知らないうちに違反をしていたということがあります。また、貢献度に応じた持分の割合をMTA等で規定出来ない場合、多大な労力と時間を費やし作成したリソースも後に権利を繰り返し主張される。遺伝子情報等はデータベース公開やメール送付も可能であり、国境間移転の管理は不可能。</p>	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	1 ポツ	97	解釈については国際的にも検討の途上であり、現段階では、法的明確性と確実性が不十分。特に、国内遵守措置の適用範囲の明確化は重要であり、その実態を踏まえつつ「遺伝資源」並びに「遺伝資源の利用」を明確に定義すべき。	法的確実性がなければ、事業自体が不安定になり、産業界は遺伝資源を利用することやめるか、大幅に縮小してしまう可能性がある。 定義が不明確で、利用者が対象であるか否かを判断することが困難。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	6
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	2 ポツ	98	当該記載を支持。	条約や議定書の定義を越える内容を我が国が率先して定義することは、利益配分を考へる必要がない研究を阻害する可能性が高く、ひいては我が国の利益を損ねることとなるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	2 ポツ	99	遵守措置を検討するにあたっては「遺伝資源」や「遺伝資源の利用」といった用語を明確に定義するとともに、具体例を示して欲しい。	利用者が議定書の意義を理解し適切に運用するためにも、用語の定義は必須。 染色体DNA、RNA、プラスミドDNAあるいはDNA断片について、また宿主に寄生・付着した微生物についてもどのように考えるか所要。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	6
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	2 ポツ	100	日本国内で用語に対して一定の考え方を整理または定義づけることに反対ではないが、実際のMAT交渉でそれが拘束力を有しないことを明確にする必要がある。		MATは提供者と利用者との交渉により定められるものであるため、提供者と利用者の双方がそのように定めない限り、日本の遵守措置における定義がMAT交渉に拘束力をもつことはないと思われます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	2 ポツ	101	議定書の対象となる遺伝資源（遺伝素材）にはDNAの情報を含めるべきではない。	国内の研究開発に著しい悪影響が生じる他、塩基配列情報は学術情報として国際的に流通するものであり、本議定書の遵守措置の対象には馴染まない。また、特許制度など知財情報として別に権利保護を行う国内制度が既に存在する。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	対象とする遺伝資源する遺伝資源	検討すべき事項	2 ポツ	102	「DNAの情報」は「遺伝資源」には該当しない旨の記載があるが、「DNAの情報を解明すること」は「遺伝資源の利用」には該当すると思われる。については、混乱を招かないよう記載すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い			103	トラブルを避けるためにも、日本において、明確に「遺伝資源」等の範囲を決める事が必要。	遺伝資源と考えていないものが提供国によっては対象となり、知らないうちに違反をしていたということがある。また、貢献度に応じた持分の割合をMTA等で規定出来ない場合、多大な労力と時間を費やし作成したりソースも後に権利を繰り返し主張される。遺伝子情報等はデータベース公開やメール送付も可能であり、国境間移転の管理は不可能。	ご意見の趣旨は 1(3) の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い			104	ヒトに定着する及び/又はヒトから単離する微生物についても、遵守措置の対象から除外すべき。	例えばヒトに潜伏感染しているヘルペスウイルスは、これが再活性化すると疾病が生じるが、再活性化の機構の研究では、ヒトゲノムとウイルスゲノム両方を対象とする必要がある。ヒト遺伝資源の定義をヒトゲノムを有するものに限定すると、上記のような疾病機序解明の研究が停滞するおそれ強い。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い	本文		105	当該記載を支持。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い	本文		106	ヒト遺伝資源はヒトゲノムを有するものに限定してよい。	ヒトゲノムを有していないものを以外は、生物学的に細菌やウイルスという分類の方が対外的にも共通の認識で対応できると考えられる。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い	検討すべき事項		107	ヒトゲノムは明らかに名古屋議定書の対象の範囲外であるが、それ以外の部分については必ずしも明確でないため、明確にすべき。	製薬産業にとってヒト遺伝資源は極めて重要な遺伝資源であり、法的確実性が必須。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	ヒト遺伝資源の扱い	検討すべき事項		108	感染症の診断に供される検体も考慮されるべき。病原体名が同定されていない場合には、遵守措置の対象から除外あるいは事後処理可能とするべき。	加工物や派生物などの用語の定義が明確でなく、適用範囲の具体例が示されていないなど、不明確な点が将来にわたって悪影響を与えることが想定されるため。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い			109	「遺伝資源から分離された状態で取得された当該派生物は遵守措置の対象外」「人為的に改変したものは、遺伝資源にも派生物にも該当しないと整理される」ということから、派生物は遵守措置対象から除外されるべき。	議定書の範囲を広く解釈して定義することは、「今後の研究や事業の推進の足枷」になり、提供国、利用国の双方の利益を損ねる可能性が高い。知的財産権に関して別途協議するよう扱う範疇と考える。	当該箇所では、派生物のうちご意見で記載されたものについては、遵守措置の対象から除外すべきことを記載しています。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い			110	「派生物」は、相互に合意すれば利益配分の対象に含めることが可能であり、提供国の法令を確認の上、契約で決めることが必要。	遺伝資源と考えていないものが提供国によっては対象となり、知らないうちに違反をしていたということがある。また、貢献度に応じた持分の割合をMTA等で規定出来ない場合、多大な労力と時間を費やし作成したりソースも後に権利を繰り返し主張される。遺伝子情報等はデータベース公開やメール送付も可能であり、国境間移転の管理は不可能。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い			111	分野ごとに関係者と十分に話し合い、その上で日本における定義を明確かつ具体的に示すことを要望。	加工物は派生物と異なるため明らかに対象外になると解釈できる。	ご意見の趣旨は当該箇所や 1(3) の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い			112	派生物のうち二次代謝産物などに関する考え方は、文言に拘りすぎてCBDの趣旨を外しているため、むしろ対象と考えるべき。MATにその取り決めを含めた場合、そのMATは実施措置の対象のはずであるから、24行目の対象から除外すべきであるという表現はおかしい。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文		113	「遺伝子の機能的な単位」という言い回しを定義にいれるのは控えた方が良いのではないかと。	遺伝子の機能については研究中で、今後も色々発見される可能性を秘めているため、定義に使うには不適当ではないかと。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、報告書案では、生物多様性条約第2条の定義に則して「遺伝的機能的な単位」と記載しています。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	114	植物等の交配については、提供された遺伝資源を親にして産み出されたF1の経済的価値に対する利益配分までを契約の範囲として、F1の遺伝資源としての以後の利用への権利は作成した国に属する、もしくはITPGRで既に規定されている方法に準じるべき。		議定書第5条では、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分は、提供者と利用者として設定した相互の同意に基づく条件(MAT)で行うことを規定しています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	115	派生物や派生物を改変したものは明確にMAT(利益の配分で相互に合意する条件)の対象とすべき。		MATは提供者と利用者との交渉により定められるものです。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	116	名古屋議定書第3条「この議定書は、条約第15条の適用範囲内の遺伝資源及び当該遺伝資源の利用から生じる利益に適用する。(以下、略)」により、「派生物」は名古屋議定書の対象ではない。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	4
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	12-15行目	派生物(DNA)は国内措置の適用範囲の対象外とする。	国内の研究開発に著しい悪影響が生じる他、塩基配列情報は学術情報として国際的に流通するものであり、本議定書の遵守措置の対象には馴染まない。また、特許制度など知財情報として別に権利保護を行う国内制度が既に存在する。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	14-15行目	「【例えば生物から抽出したDNAのように、】派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するものは遺伝資源に該当するため(の4参照)、遵守措置の対象となる」と補足。	事例が明記されていないと、「派生物のうち遺伝の機能的な単位を有するもの」のイメージが形成されにくい	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	16行目	「派生物」は、バイオテクノロジーを定義する際に記載されているものであって、派生物自体が「遺伝資源」に該当するかどうかのような記載は適当でない。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	18行目	「取得された派生物」との記載については、内容を明確にするため「【他の締約国から】取得された派生物」に修正すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	当該箇所では、派生物がどこで遺伝資源から分離されたかについては特に限定しない記載としています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	18行目	派生物が対象が対象外なのか、取り扱いが文書内で統一されていない。	25行目に「なお、議定書第5条1において(略)派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものや当該派生物を人為的に改変したもののについてもMATの対象にはなり得ると考えられる。」と逆の意味のことが書かれていると考えられるが、その意図が理解できない。	ご指摘の文章は、遵守措置とは別のこととして、MAT(相互の合意に基づく条件)に係る留意事項に記載しているものです。MATは、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分について提供者と利用者として設定するものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	18-24行目	遺伝資源から分離された状態で取得された当該派生物については、遵守措置の対象とする必要はないと考えることができる。更に、派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものを化学修飾する等して人為的に改変したものは、天然には存在しないものであるため遺伝資源にも派生物にも該当しないこととし、遵守措置の対象から除外すべき。また、派生物と同一の構造をもつものを含めて、全工程において遺伝資源を使用せずに人工的に合成された化合物については、遵守措置の対象から除外すべき。	それらの派生物を遵守措置の対象とすれば、提供国の権利を不当に拡大し、遺伝資源を利用した産業や研究開発を阻害することになる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	22-24行目	「また、派生物と同一の構造をもつものを含めて、全工程において遺伝資源を使用せずに人工的に合成された化合物については、【それが「遺伝の機能的な単位を有するもの」であっても】遵守措置の対象から除外すべきである。」と補足。	全合成されたものは、例外なく措置の対象外であることを明記した方が解りやすい	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	25-28行目	「なお、議定書第5条1において、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益の配分はMATで行うよう規定されていることを踏まえ、【資源提供国の国内措置においては、】派生物のうち遺伝の機能的な単位を有しないものや当該派生物を人為的に改変したものについてもMATの対象にはなり得ると考えられる」と補足。	日本国外の国内措置であることを追記し、誤解を避けるため	MATは提供者と利用者との交渉により定められるものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	本文	26行目	派生物が遺伝資源に該当するか否かわからない場合、取得する際には、すべからずPICを取得すべきかと思われる。遺伝の機能的な単位を有しないものについて言及するのであれば、同時に遺伝の機能的な単位を有するものの扱いについても言及すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	「遺伝の機能的な単位を有するもの」については、「遺伝資源」と表記しています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	検討すべき事項	126	「検討すべき事項」に、特段検討すべき事項が記載されていないことから削除すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	当該箇所では、学術研究分野における慣行では、議定書における派生物の定義とは異なった意味で派生物という言葉を使用していることに留意することを、検討すべきこととして記載しています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	検討すべき事項	127	交配や遺伝子操作等で作製された新規遺伝資源については、貢献度に応じて持ち分の割合をMTA等で規定すべき。	食糧安定供給のための 新品種開発が妨げられる可能性があるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	派生物の扱い	検討すべき事項	128	非営利な学術研究に関する遺伝資源については、従来通りMTAの締結による交換が望ましい。	現在行われているMTA(material transfer agreement)では利用の条件があらかじめ記載されていることから、学術レベルの利益配分は既に十分に担保されている。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	本文	129	病原体は本来的には、保護の対象とすべきものではなく、生物多様性条約の対象外と考えることができる。また、生物多様性条約第8条(b)は、病原体を含むことを意図しているものではない。	製薬産業にとって病原体は新薬の研究開発の重要な対象であり、国内遵守措置の対象外として明確にすることが望ましい。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	本文	130	大変重要な問題であり、この問題を調整せずにこのまま締結に進んでは当該分野の日本の信用を失墜しかねない。	動物・ヒトに関わらず、途上国で診断できない感染症が発生した場合には診断目的の検体を日本の研究機関が受け入れる。この場合特に、当該国での感染の蔓延あるいは日本への持ち込みを防止するためには迅速な診断が必須であり、病原体を含む可能性のある診断目的の検体を遵守措置の対象から除外すべきである。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	本文	131	病原体の定義より、生物学的な細菌やウイルスとして定義し、緊急性のある病原体は例外として提示すべき。	定義に使う分類は生物学的なもので統一する方が一貫性がある。特定の疾患を引き起こす緊急性の高いものについては正確に特定するためにも例外として扱う方がわかりやすい。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	本文	132	病原体は、緊急事態には遵守措置の対象から外すことも必要だが、それが抜けどなる可能性もあるので、早急な入手と引き替えに利益配分をきちんとして実施すべき。病原体そのものは遵守措置の対象とすべきであり、手続きも簡略化すべきではない。		検討会で議論されていない観点です。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	本文	133	病原体を遵守措置の対象から除外することは、困難。	議定書に病原体を対象から除外する根拠規定がないこと、提供国側のABS国内法令等やMATに基づく必要性のため。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案でも病原体は遵守措置の対象から除外されていないと考えられる。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	検討すべき事項	1 ポツ	134	「世界保健機関や厚生労働省、農林水産省・・・」を「世界保健機構や国際獣疫事務局等の国際機関や行政部局を含む関係機関・・・」としてはどうか。	国際機関では世界保健機関(WHO)のみならず国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)も関連しており、また、関連省庁では厚生労働省、農林水産省のみならず文部科学省(カルタヘナ法主務省)、経済産業省(国民保護法主務省)なども関連しているため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い	検討すべき事項	2 ポツ	135	具体的な条例等を示してほしい。	ワシントン条約に係る実務を担当しているが、所管官庁等や支援機関等の意見が異なり業務に支障が出ている。またその他についても今後様々な条約等に個別に対応することになることが想定するため要望。	当該箇所では、世界保健機関の「インフルエンザウイルスの共有並びにワクチン及びその他の利益へのアクセスのためのパンデミックインフルエンザ事前対策枠組み」と具体名を記載しています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	緊急性を有する病原体の扱い& コモディティの扱い		136	動植物の病害や感染症の病原体の侵入を未然に防止する目的で行われる検疫等に関する記述として、「名古屋議定書に於ける輸入検疫およびその関連検査・解析業務へ及ぼす影響についての考察」を加え、これら「国内の安全確保に極めて重要であり、行政的にも必須な業務の遂行を確実に担保するための対応方策」の挿入を求める。 具体的にはコモディティとしての輸入産品に付随して運ばれる微生物、昆虫等に対する検疫および関連目的での検査・分離(アクセス)やそれらの実体の保存・調査研究(利用)を遵守措置の対象から明示的に除外すべき。	CBDも名古屋議定書もその前文において国際植物防疫条約等への直接の言及はないが、CBDと整合性のある国内措置の一環として、輸入検疫および関連業務と一体的に単離・確保される動植物病原微生物の取り扱いについてアクセスと利用の方針を明確にする必要がある。PIC/MAT取得等を持っていて、検疫業務等の遅延、未実施につながる可能性があることから、輸入された農産物等、コモディティから検疫・検査により単離される動植物病原微生物の取り扱いについては、食料安全保障の観点から国家の主権的行政行為のひとつとしてその権利を優先させ、輸出国、経由国等の産出地の可能性を検証することなく遂行する条件を担保し、整えておく必要がある。国際条約は他の条約に優先するものではなく、「現行」のわが国の植物検疫に関する措置は、国際的な植物防疫条約(IPPC)にのっとった措置であるため、名古屋議定書の国内措置にあっても、既存の植物防疫行政とそれに必要な研究の実施を妨げない配慮が必要。検疫や関連業務、およびその証拠、比較研究の対象としての単離微生物の保存、関連業務への利用に関しては遵守措置の対象から除外すべきであり、当該業務には、検疫当局による業務だけでなく、国以外の組織(大学、民間等の検査研究組織等)による委託を含めた業務も対象とすべき。	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		137	輸入されたコモディティに付随する微生物種に対する扱いについて触れられておらず、それらについてのアクセスと利用について、PIC、MATの必要性や、交渉すべき相手先について明確に示す必要がある。	チーズ、ヨーグルト、漬物等の発酵食品等のコモディティでから分離される微生物や微生物毒素による汚染等、輸入食品等の衛生上の検査・調査研究が行われているため、具体的な検証が必要。	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		138	正規のルートで流通しているコモディティは、例にあげている遺伝資源の利用に該当しない食用の生鮮食品等の場合に限らず、対価を払って購入したものであれば基本的には遵守措置から除外すべき。他国への移転を禁止するコモディティであれば、その国の責任の下で輸出禁止に指定すればよい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		139	一般に市場に流通している生薬は、購入時・輸入時等にすでに対価を支払っているため、必要な利益配分は行われている。本項で「薬用植物」として扱われているものには生薬及び生薬が配合された漢方薬が含まれていると考えられ、製薬や疾病治療への利用を目的とした研究開発が行われる場合、遵守措置の対象から除外することを強く要望する。	国内外の市場から入手した生薬、漢方薬等を用いる研究により、漢方薬の効果のみならず、難治性疾患等への応用などに結びついているため、遵守措置の対象外にならない場合、当該分野の学術研究の進展が鈍り、高齢社会に不可欠とされている漢方医療が十分に果たせない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		140	コモディティに関しては、既にその購入時に、販売者に金銭的な利益を対価として支払っているため、国内措置の対象外とすべき。	コモディティも国内措置の対象となると、対応不可能な膨大な量の管理が必要となる。コモディティについて、金銭的な売買のみを想定しているために、PIC/MATの取得が困難であり、コモディティを利用した遺伝資源の研究は不可能となる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		141	魚類については生鮮食品として、あるいは観賞用として諸外国から多く輸入されており、特に分子系統学的研究、分類学的研究では、これらを利用していることが少なくない。これらに関してはEUのように規則外として欲しい。	コモディティはPIC/MATの取り扱いは事実上不可能。コモディティに対しては購入するという対価を支払っており、原産国に「利益」を与えているという考え方をしてほしい。	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		142	商業目的の手続き証明が済んだものについては、証明書の再発行を申請する必要なく研究可能としてほしい。	昆虫分野では、業者から入手したのもや、ブリードした個体を用いて研究することもあるため。	検討会で議論されていない観点です。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		143	何をもちてコモディティと証明するか、または何かあればコモディティと認められるのが定義を明確にしてほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		144	一般に流通する食品等のコモディティは、遵守措置の対象から除外すべき。一方、コモディティを売買時の本来の目的の範囲外で利用する状況(目的外的利用)においては、その範囲(どのような場合が目的外的利用に相当するのか)を明確に定義できるようにして、その実態が明らかになるよう留意が必要。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		145	コモディティを遵守措置の対象又は対象外と定める方法については、本来の目的で使用する場合は圧倒的に多いため、コモディティを全体的に除外した上で、例外的に対象を定める方法が相応しい。	国内外の市場から入手した生薬、漢方薬等を用いる研究により、漢方薬の効果のみならず、難治性疾患等への応用などに結びついているため、遵守措置の対象外にならない場合、当該分野の学術研究の進展が鈍り、高齢社会に不可欠とされている漢方医療が十分に果たせない。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		146	コモディティについては、EUの規則案のように対象外として欲しい。コモディティを対象とするのであれば、国の内外を問わず一般的に市場で販売・購入されている商品を非営利目的の学術研究や教育目的に使用する場合は、目的外使用も含めて遵守措置の対象外として欲しい。学術目的から商業目的へ移行した場合にのみ、遵守措置の対象にすべき。	市販の生薬や食品の有効・機能成分の研究は盛んに行われており、生物多様性条約発効後も、一般的に市場に流通している商品を用いる場合はPIC/MATに配慮していない。日本で市販されている生薬の80%程度は海外から輸入されたものであるが、PIC/MATによる管理を前提とせずに流通しているため、コモディティが対象となると、これらを用いた研究が実質的に不可能。 コモディティの研究は盛んに行われており、一般に流通する商品を遵守措置の適用とすると対応できなくなる。また、これらの研究の衰退を招く。	ご意見の趣旨は当該箇所及び1(3)に含まれていると考えます。	12
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		147	コモディティについて(名古屋議定書第15条第1項に基づく)遵守措置の対象になりうるとした場合でも、該当箇所にあるような「売買時の本来の目的」で使用される場合であるか否かではなく、PIC及びMATが具体的実質的に設定されていないような遺伝資源について、提供国側で「天然資源に対する主権的権利」が適切に「行使」されているか否かによるべき	コモディティはPIC/MATが設定されることが少ないが、具体的実質的な設定がないのであれば、名古屋議定書第15条第1項のPIC/MATの状態がそもそもありえず、遵守しようにもできない。一方で、PIC/MATの設定がないまま正規の輸出手続きで提供国外に持ち出されるのは、提供国の国内法およびその運用・執行の不徹底であり、税関で輸出が実質的に制御されていない遺伝資源について、提供国側で「天然資源に対する主権的権利」がそもそも適切に「行使」されていないのであれば、名古屋議定書第6条第1項に反する行為とはいえない。	当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P13.L24-28)	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		148	コモディティについては「売買時の本来の目的」で使用される場合であるか否かによらず、名古屋議定書第15条第1項に基づく遵守措置の対象とすべきではない。	コモディティは「売買時の本来の目的」でない研究が行われ、新たな用途が発見されたり、効果効能等を学会等で発表することにより購買量が増加する。「売買時の本来の目的」などに限定せず、自由に研究が行われたほうが、購買が活性化し、また既に「公正かつ衡平な利益配分」がなされているという。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い		149	博物館・動物園などで生きた昆虫を海外から輸入し、生物多様性教育普及の一環として一般へ公開展示しているが、このような場合も遵守処置の対象から除外するように配慮してほしい。	植物防疫法に基づくシステムが既に存在しているので、さらにこの法律で規制する必要はない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	150	食用のみならず、(1)観賞用の切り花・種苗類、(2)愛玩動物類(哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、甲殻類等)、(3)観賞用・展示用標本類(観賞用の刺製、植物標本、昆虫標本)、(4)植物・動物体由来の素材で作られた品目(わら細工等、生物素材がそのまま残っているもの)が輸入されて本来の目的で利用される場合は遵守措置の対象外とするべき。	遺伝資源としての利用の「可能性がある」といえば、生物体由来のものはすべて該当することになる。しかし、すべてを厳密に遵守措置の対象として取り扱おうとすると、輸入大国である我が国では現実的に大きな混乱が予想される。そもそも、「遺伝資源の利用」の定義からみれば、観賞用や食用といった目的で利用するのであれば遵守措置の対象外とするべきである。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	151		市場に流通している生薬は、国内・国外からの購入時に通常の商取引であり、すでに対価を支払っている商品なので、遵守措置の対象から除外するという判断がふさわしい。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	152		コモディティが売買時の本来の目的で使用される場合は、コモディティは販売者と購入者が互いに納得した価格により販売及び購入されることから、必要な利益配分は行われていると考えることができる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	153	コモディティや市販品種(種苗)などの範囲については、更に討議すべき。例えば、一般性なく地方市場でのみ恒常性なく販売される地元で採集されたランドレースの扱いなどがまだ不明確と思われる。また、全ての参加国において、これが共通認識となるよう国際的に交渉すべき。	市販品種は伝統的に世界中で育種素材として利用されており、世界の食料安全保障が推進され農業等の発展に貢献してきた。対象から除外されない場合、種苗業界に致命的なダメージを与えるばかりでなく、世界の食料供給や農業の発展に深刻な影響を及ぼすこととなる懸念。特に、植物の新品種を育成するために他の品種を利用することについては、当該他の品種の育成者権が及ばないというUPOV条約第15条及び種苗法第21条の規定があり、これにより、新品种の開発が著しく発展してきた経緯から、市販品種(種苗)は、遵守措置の対象から除外すべき。 また、市販品種について、PIC/MATの取得を相当な注意義務をもって販売者が確認することは極めて困難。さらに、この確認のために、種苗を販売する際に後続の利用者へ名古屋議定書やCBDの対象となる遺伝資源を用いて育成された情報を伝達する義務については、不特定多数の者に幅広く販売される種苗の性格を考慮すると、現実的に対応することは不可能に等しい。通常、一つの新品種を開発するためには、極めて多くの他の植物素材を利用するため、複雑に遺伝子が集積し、権利関係を把握することは非常に困難。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	154	海外で入手するコモディティについては、その国の国内法が取扱いを決め、日本国内で入手するコモディティは産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無限り限り、国内措置の対象外とすべき。	その国での行為について、その国の法律に従うのは自明。 産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無いまま、ある国から輸出され日本に輸入されたものについては、その国の天然資源に対する主権的権利は及ばないものと解される。また、通常の売買において購入目的を明示することはなく、例えば、生鮮食品を食用以外に利用することも禁じられている訳ではない。コモディティについては、利益配分は売買時に金銭で決済されていると考えられる。	ご意見の趣旨は当該箇所及び(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	155	コモディティへの厳しい規制は市場のアンダーグラウンド化を誘発する可能性が高い。これらに関してコモディティとして、さしあたって原産国が保護しているものや国際取引が規制されているもの以外は、代金という形で利益が分配されているとして除外しておくのがよい。また、各国の規制のレベルについては、多様でありそれがアンダーグラウンド化を産んでいることから、同時に締約国の規制の内容の報告と周知が必要。		ご意見の趣旨は当該箇所、当該箇所の(検討すべき事項)及び3に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	156	コモディティに生薬も含まれると解釈可能なので、その現植物や野生種についても例外的に遵守措置の対象から除外し、「教育目的および学術的な研究目的のためにコモディティについて遺伝資源の利用を行うことは、例外的に遵守措置の対象から除外するよう配慮すること。」と記載すべき。	市販で購入できる生薬等を非営利目的の学術研究に用いる場合は、基本的にPICやMATを生薬の購入者から取得すること自体がなじまないため。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) に含まれていると考えます。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	157	植物育種における市販品種(種苗)の利用は、不特定多数の購入者によってさらに新品種を開発される場合など、遺伝資源の利用に該当する研究開発が行われる場合であっても、コモディティとして遵守措置の対象から除外すべき。もし、植物育種に国内遵守措置を適用する場合には、遺伝資源の海外からの導入当事者の育種行為について限定して適用すべきで、次の利用者に及ぼすべきではない。	市販品種は伝統的に世界中で育種素材として利用されており、世界の食料安全保障が推進され農業等の発展に貢献してきた。対象から除外されない場合、種苗業界に致命的なダメージを与えるばかりでなく、世界の食料供給や農業の発展に深刻な影響を及ぼすこととなると懸念。特に、植物の新品種を育成するために他の品種を利用することについては、当該他の品種の育成権が及ばないというUPOV条約第15条及び種苗法第21条の規定があり、これにより、新品種の開発が著しく発展してきた経緯から、市販品種(種苗)は、遵守措置の対象から除外すべき。 また、市販品種について、PIC/MATの取得を相当な注意義務をもって販売者が確認することは極めて困難。さらに、この確認のために、種苗を販売する際に後続の利用者へ名古屋議定書やCBDの対象となる遺伝資源を用いて育成された情報を伝達する義務については、不特定多数の者に幅広く販売される種苗の性格を考慮すると、現実的に対応することは不可能に等しい。通常、一つの新品種を開発するためには、極めて多くの他の植物素材を利用するため、複雑に遺伝子が集積し、権利関係を把握することは非常に困難。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) に含まれていると考えます。	5	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	158	食用利用以外の研究機関に属していない個人や企業の飼育、研究、商業目的での遺伝資源の利用は売買の本来の目的で利用されたとして遵守措置の対象外とし、これまで通り輸出入の許可を出すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	159	「コモディティ」というカタカナはあまり馴染みがないので漢字にした方がよい。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	160	コモディティの学術利用研究においては入手時期と入手先を明示することで、相手国からの申請があったときには事後にも適切な相手とMATの交換が可能となる制度を希望。		検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	161	コモディティにおいては、販売者と購入者が互いに納得した価格により販売や購入がされているため、種苗や薬用植物について育種や製薬のための研究開発は遵守措置の対象から除外すべきだとしているが、現状では、多国籍企業のような強者が買いたたくなど、販売者と購入者が互いに納得した価格により販売や購入がされていないケースが広がっており、この前提が崩れている。また研究開発(12頁37行目-13頁1行目)も商品化が前提になっているケースがほとんどであり、遵守措置の対象から除外すべきではない。また、コモディティの範囲があまり広いであるため、原則として全体を遵守措置の対象としたうえで、どれを除外するか品目を慎重に選んでいくことが必要。		検討会で議論されていない観点です。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	33行目	162	「売買時の本来の目的で使われる」ことを理由に除外する旨記載しているが、除外される理由としては「遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発」に該当しないという理由によって除外されるのではないが。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	「遺伝資源の利用に該当しない食用等の売買時の本来の目的で使われる場合は原則として遵守措置の対象から除外すべきである。」と記載しており、ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	本文	33行目	163	コモディティが遵守措置の対象から除外される理由が「遺伝資源の利用に該当しない」なのか「売買時の本来の目的で使われている」なのか、わかりやすく記載してほしい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	当該箇所では、両方の場合について、遵守措置の対象から除外すべきとの記載としています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項		164	昆虫生体や標本等、ペット・観賞用(広義の嗜好品)として販売されているものが学術目的で使用された場合には目的使用とはみなさないよう配慮が必要。	昆虫分類学分野では、嗜好品として販売されている生体や標本等が生物多様性解明のための重要な研究材料となる場合が多々ある。非商業目的の学術利用への目的の変更は非商業目的の学術利用の扱いに照らしても、例外的に遵守措置の対象から除外し、再度のPICやMATの締結を必要としないよう配慮すべき。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項		165	研究結果を販売促進に活用している場合は遺伝資源の利用に該当するかどうか検討してほしい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(3) の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	1 ポツ	166	遵守措置の法的安定性を確保するためには、「コモディティ」との用語について考え方を整理する必要があるが、日本が独自に定義したり、範囲を整理したりすると提供国のABS国内法令等と齟齬が生じる恐れがあり、返って遵守措置の法的安定性が失われかねないことから、「コモディティ(一般に市場に流通している商品)」との表記でよい。		ご意見の趣旨は当該箇所の本文に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	1 ポツ	167	非商業目的の利用における諸手続きを簡素化するための2国間あるいは多国間の包括協定づくりをすすめるべき。	実際に研究を進める上で高いハードルとなるのは日本国内の遵守手続きではなく、CBDに関連して次々と制定されつつある相手国側の国内法令であるため。	ご意見の趣旨は 3 の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	1 ポツ	168	非商業目的の利用について、交渉を部分的に肩代わりするような部署・組織を設ける(予算・人員措置を含む)などを考えるべき。	実際に研究を進める上で高いハードルとなるのは日本国内の遵守手続きではなく、CBDに関連して次々と制定されつつある相手国側の国内法令であるため。	ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	2 ポツ	169	コモディティの表記を「コモディティ(一般に市場に流通している商品)」とすべき。	コモディティの範囲を一般に市場で入手できるものとしなければ、遵守措置の対象から外れるような状況が生じる懸念があるため。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	3

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	2 ポツ	170	遺伝資源の学術研究利用は生物多様性の保全や持続可能な利用に大きく貢献するものとする。従って、非商業目的の学術研究利用は国内措置の対象外とし、学術研究の妨げにならないような配慮をして欲しい。		ご意見の趣旨は 1(3) の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	3 ポツ	171	海外で入手する「コモディティ」については、その国の国内法が取扱いを決めるが、日本国内で入手する「コモディティ」は産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無い限り、国内措置の対象外とすれば、本記載は不要。	その国での行為について、その国の法律に従うのは自明。産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無いまま、ある国から輸出され日本に輸入されたものについては、その国の天然資源に対する主権的権利は及ばないものと解される。また、通常の売買において購入目的を明示することはなく、例えば、生鮮食品を食用以外に利用することも禁じられている訳ではない。コモディティについては、利益配分は売買時に金銭で決済されていると考えられる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。当該箇所では、今後「検討すべき事項」として記載しているものです。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	3 ポツ	172	特にコモディティを全体的に対象としたうえで除外する方法を取った場合、件数面から、現実的にクリアリングハウスを設置し遵守措置を行うことができないとは思えない。	申請処理等の業務にかかる時間、作業、人件費は非現実的。逆に遵守しない利用国や利用者を持ち上げる作業の方が容易くなり、実際の遺伝資源の商用利用を目的としない、クリアリングハウスが定義した多数の違反者を晒して「遵守措置を適正に行っている」というアピールだけの事態にもなりかねない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、ABSクリアリングハウスは、議定書第14条に基づき、生物多様性条約の下での仕組みの一部として設置されるものであり、日本の遵守措置の中に位置づけられるものではありません。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	3 ポツ	173	「コモディティを遵守措置の対象又は対象外と定める方法について、コモディティを全体的に除外した上で例外的に対象とする場合を定める」とする。	コモディティで対象になるものはほとんどないと思われるため	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	4 ポツ	174	海外で入手する「コモディティ」については、その国の国内法が取扱いを決めるが、日本国内で入手する「コモディティ」は産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無い限り、国内措置の対象外とすれば、本記載は不要。	その国での行為について、その国の法律に従うのは自明。産品に対し、ABSの対象となる旨の輸出国政府の明示が無いまま、ある国から輸出され日本に輸入されたものについては、その国の天然資源に対する主権的権利は及ばないものと解される。また、通常の売買において購入目的を明示することはなく、例えば、生鮮食品を食用以外に利用することも禁じられている訳ではない。コモディティについては、利益配分は売買時に金銭で決済されていると考えられる。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	5 ポツ	175	教育目的でコモディティについて遺伝資源の利用を行うことは、例外的に遵守措置の対象から除外するよう配慮すべき。	教育機関とされる博物館や博物館相施設、大学の付属展示などにおいては、展示物交代やバックヤードストックのため常時新しい生物標本の補充が必要とされる。現在購入をしている標本が遵守措置対象となれば、これらは全て新規入手・購入ができなくなる恐れがある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	5 ポツ	176	コモディティにおける教育目的の具体的な例として、博物館・昆虫館等による展示を目的とした場合、どうしても現地で採集や希少種の捕獲が必要となるため、展示目的での捕獲もできるように調整してほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、提供国内での採集や捕獲にあたっては、当該提供国の法令等に従う必要があると思われます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い	検討すべき事項	5 ポツ	177	例外的に遵守措置の対象から除外するものに教育目的に加え、「学術目的」を加える。	次の「(7)非商業目的の学術研究利用の扱い」に照らしても当然の措置と考えられる。 多様な生物資料を扱う多様性研究においては、遺伝資料の購入時に手続きが煩雑になり、これまで通りの研究が遂行できなくなる可能性があるため。 学術利用の多くは非商用で、多くの研究成果は実用研究や商品化されることはないため、煩雑な手続きは避けたい。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	コモディティの扱い & 非商業目的の学術研究利用の扱い			178	植物標本館が行う植物標本の海外への移動手続において、簡素化および格別の配慮を求める。	植物分類学は生物多様性の実態を明らかにすることで、保全のためのレッドデータブックやホットスポットマップ等の基礎資料を提供する重要な学問分野である。植物分類学分野においては標本貸し出しが従来から行われてきたが、利益配分を貸し出し前に決めるPIC/MAT制度にはそぐわないことから、生物資料(主に植物標本)の海外への移動について格別の配慮をお願いしたい。	ご意見の趣旨は 2に含まれるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い			179	薬用植物について育種や製薬のために遺伝資源の利用に該当する研究開発が行われることに関して遵守措置の対象から除外すべき。	学術研究の推進のためには多数の遺伝資源を制限無く交換できることが必須。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い			180	遺伝資源等の純粋な学術研究としての利用及びその成果の発表については、遵守措置の対象から除外すべき。	入手に複雑な手続きと時間を要求されることになると、研究自体から撤退する可能性が生じ、国際競争力を失うことになる。また、当該分野の後継者育成ができなくなる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	26
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い			181	大学や創設が予定されている研究開発法人などにおける研究活動は基本的に非商業目的であり規制をかけるとしても「研究の過程で商用利用の可能性が出てきた場合にはガイドラインで提供国との利用の取り決めを行う事とする」など最低限にとどめるべき。	大学、研究開発法人におけるほとんどの学術研究は、商業的な利益を生まないから。 大学、研究開発法人におけるほとんどの学術研究は、商業的な利益を生まないから。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	26
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い			182	手続きに必要な時間が研究の進捗を妨げる恐れがあり、また、在野や個人研究者の研究の妨げへの懸念がある。基礎的な学術研究において過度な負担とならない措置を希望する。	ABSの手続きに必要な以上の時間がとられてしまうと、これまで続けてきた当該研究の解明の進捗速度が一気に減速してしまう。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		183	海外の遺伝資源を利用し論文を執筆した場合は、論文に取得国を明記すること、また人材育成、共同研究等で協力することを推奨する。	海外からの遺伝資源を安定的・継続的に利用するためには、提供国の信頼を得る必要がある。論文に遺伝資源取得国の明記などをせず、提供国・提供機関、提供する研究者との間に信頼関係の構築がされない場合、提供国から譲れない非難が起る可能性がある。	ご意見の趣旨は1(4)ウの(検討すべき事項)及び4に含まれていると考えます(P18.L36-37及びP27.L32-35)。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		184	学術研究利用の扱いを検討するに際しては、開発を伴わない研究のみであっても「遺伝資源の利用」に該当するのかが併せて検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	議定書第2条の定義では、「開発を伴わない」研究についても「遺伝資源の利用」に該当すると考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		185	非商業目的の学術研究利用という行為が理解しにくい。どの時点からABSの範疇に入るのか、どこが提供国/者に対価を払うのか等について、議論して欲しい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。なお、利益の配分については、議定書第5条において、提供者と利用者として設定した相互の同意に基づく条件(MAT)で行われることが規定されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		186	チェックポイントへの届け出は必要最小限のものとすることが望ましい。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましいが、政府の了解が必要となると、時間がかかり研究の阻害要因となる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		187	加盟各国の関心は金銭的利益の配分の保障と考えられることから、費用がかかり、見返りとしての金銭的利益のない学術研究では、日本国の国益の確保と相手国との両面を満たすような国内措置の検討は困難な課題であり、国内措置で法制化を急ぐことは不適切。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましい。それが政府の了解が必要となると、時間がかかり、研究の阻害要因となる。	遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		188	遺伝資源等の純粋な学術研究としての利用及びその成果の発表については、遵守措置の対象から除外することを強く要望する。商業目的に移る場合の手続き方法を明確にする必要がある。	入手に複雑な手続きと時間を要求されることになると、研究自体から撤退する可能性が生じ、国際的競争力を失うことになる。また、当該分野の後継者育成ができなくなる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所及び(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		189	ペットフードで国内に入ってきた動物を研究に利用することもあり、PIC/MATを結ぶべき相手を選定できないため、このようなケースでは、動物の利用情報を然るべき機関に報告する程度の義務にとどめてほしい。また、過去に取得された標本の利用に関してまでPICやMATを設定しないと研究に入れないという措置にならないよう切望する。		ご意見の趣旨は当該箇所及び1(3)の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		190	学術研究においては利益配分条項は簡易なものとし、利益が出る際に新たなMATを締結すべき。また、利益配分の適用範囲及びMATに定める条件においては、MATの内容や履行状況は、チェックポイントの監視外とするべき。	利益が生じない学術研究についても具体的利益配分をMAT条項に含めるのは非現実的。	ご意見の趣旨は当該箇所及び1(3)、1(4)イに含まれていると考えます。なお、MATの内容は提供者と利用者との交渉により定められるものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		191	研究の成果である論文に興味を持った企業との間で共同研究を行う場合に、どこからが非商業目的であり、どこからが商業目的であるのかが検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		192	非商業目的の学術研究利用の扱いについて、手続きの簡素化、効率化、迅速化などが検討されていることは理解できるが、その際の特許等、知財権の取得行為の位置付けを明確にすべき。	学術研究利用により、遺伝資源の商業的有用性が見出されることは珍しくなく、大学や公的研究機関などで非商業目的の学術研究の成果としての特許等の知財権の取得やベンチャーによる商業化が盛んに推奨される状況にあっては、学術研究利用が商業的利用であるかを判断することは容易ではない。そもそも特許等の知財権の取得は当該遺伝資源の商業的有用性と表裏を成す行為であることから、この様な行為の位置付けを明確にすることなしに、「非商業目的の学術研究利用」を定義することはできないため。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		193	非商業的利用のための手続きを簡素化する国際的な協定策定の設定と研究者に代わって交渉することが可能な体制を望む。	国際法に精通していない研究者個人がこのような交渉をすることは、危険な場合もありえる。	ご意見の趣旨は3の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		194	政府として各国に学術研究に対する配慮をするように働きかけるべき。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		195	趣味家による種子交換等による栽培・観賞を目的とした種子等の取得は、非商業目的の遺伝資源利用であり、これらが遵守措置の対象となれば園芸文化の衰退が懸念されるため、遵守処置の対象から除外されるべき。	種子交換等で取得された種子は、趣味家等による栽培、観賞等の目的に限定され、価値は必ずしも社会性を有するものではなく評価が困難。趣味家等による種子交換は個人間又は個人と主権団体へのドナーーションであり、種子の頒布対象が数千人を上回ることもあるためPIC/MAT等の手続きを相当分準備することは実際的ではない。また、採取時期から播種時期までの4ヶ月間にこれまでの作業に加えて個人に名古屋議定書にかかる手続きを強いてもこなすことは不可能。無償有償に関わらず商業目的でないため、趣味家等による頒布速度は著しく早く、新たに取得された園芸植物の効果的な監視は実際的ではない。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		196	学術標本を管理している各地の植物標本庫における、海外との標本の交換・寄贈・貸出について、手続きの簡素化および例外措置などの配慮を求める。	MAT制度にそぐわない植物標本が対象になれば、標本交換が困難となり研究が滞る。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		197	生物遺伝資源活用に大きく寄与している無所属個人のアマチュア研究家の活動を抑制するような法律の制定に強く反対する。研究機関等に属さない個人のアマチュア研究家が非商業目的で遺伝資源を取得することを遵守措置の対象から除外すべき。	昆虫分類学ではアマチュア研究者が非常に多く、彼らが実際に生物多様性研究の担い手になっているため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		198	昆虫類は在野の研究者により少しずつ進展しているが、PIC/MATを個人で手配することは不可能に近いと考えられるため、国が指定した学術団体と包括的にPIC/MATCを締結国と結び、そこに所属する会員は、学会・学会連合をアクセスポイントして報告や発表する場として活用することを検討してほしい。また、東南アジアを含む地域できちんとした研究ができる形を希望。国家戦略として柱にして、条約締結国間でも主導的な立場を取ってほしい。学会等での運用などは、各学会と連携する形で構わないので、是非検討を希望する。		検討会で議論されていない観点です。なお、1(3)へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は3に関わるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		199	議定書第8条(a)のこの後半部分を根拠として、日本としては、非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用については、遵守措置の対象から除外する、との意見もあるが、遵守措置における手続きを緩やかなものとする一歩本化して主張すべき。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い		200	制度は法律ではなく柔軟性のあるガイドラインが望ましく、また、チェックポイントへの届け出は必要最小限のものとすることが望ましい。国内措置で法制化を急ぐことは不適切。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましいが、政府の了解が必要となると、時間がかかり研究の阻害要因となる。	ご意見の趣旨は当該箇所や1(4)に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	201	商業利用を目的としない学術研究については、遵守措置の対象から原則除外すべき。対象とする場合でもできる限りゆるやかな手続きとなるよう配慮が必要。	共同研究等を実施し、信頼関係を構築してきたとともに、相手国の法律を遵守し、生物多様性条約の趣旨を尊重して、必要に応じてMTAを締結するなどの自主的な取り組みを行っている。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	5
						研究の推進において遺伝資源等の速やかな頒布、利用は必要不可欠であるため。			
						提供国によっては自国の遺伝資源(生物種)を十分把握できておらず、またその調査が可能な専門家もいない状況にある。このような提供国側から日本側への要請(「技術提供」「専門教育のための教育」「図鑑の出版」等)にこたえるため。			
						すでにMTA(Material Transfer Agreement)で、学術研究が円滑に進んでおり、殆どの場合、MTAには原則的に非商業目的の利用であることが明記されており、成果の発表や利益の配分等についても両者の合意によって決定される旨が明記されているため。			
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	202	遺伝資源等の利用が学術利用から営利目的利用になった時点で、遵守措置対象となればよい。従来よりも学術利用がむしろ盛んに実施できるような措置を期待。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	203	非商業目的の学術研究利用においては配分可能な利益が生じた時点でABS法に基づきPIC/MATを取得することを希望。	国内措置が、講じた結果として海外資源へのアクセス意欲を削ぐようなものとなれば、学術研究の大きな障害となり、我が国の学術研究の衰退に繋がることが危惧されるため。	提供国のABS法令等において、遺伝資源を取得しようとする場合には、あらかじめ、当該提供国のPICを取得しMATを設定するよう定められている場合には、これに従う必要があります。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	204	研究の結果、利用した遺伝資源に実用研究や商品化の可能性がある場合に限り、当該遺伝資源の手続きを遡って通常の手続きを行うなど、非商業目的の学術利用については続きや遵守措置を簡易にして研究機会の阻害を生じさせないほうがよい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	205	MATの設定に対してのひな形及びPIC取得のマニュアルの作製と配布をしてほしい。		ご意見の趣旨は3に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	206	大学付属植物園を始め、世界中の植物園間で行われている種子交換、世界中の標本庫間で行われている標本の貸借については、学術研究および教育目的で慣例的に行われており、国内措置の対象外とすべき。種子交換の場合は、世界的な植物園組織(IABG, BGCI)に加盟している植物園、また標本交換の場合はIndex Herbariorumに登録された標本庫については、適用対象外するような措置を希望。	分類学研究のうち、特定分類群の汎世界的レヴィジョンなどは世界中から標本を集め、まとめあげることになるが、そのソースとなる博物館コレクションなどには第3国由来の標本も多く含まれている。これらの標本の借用のいちいちに制約がかかるような状況にあっては、研究の遂行は不可能となり、多様性研究にとっては大きなダメージとなる。	検討会で議論されていない観点です。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	207	非商業目的の学術研究とでも特許取得を行うケースが増えており、特許申請をした時点で非商業目的ではないことになることを明確にすべきまた、特許取得にはMATが設定されていることが条件となることを明記すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文1段落目	208	非商業目的の学術研究利用においては、遵守措置の対象から除外すること。仮にそれが不可能である場合は、遵守措置における手続きを緩やかなものであり、かつ迅速なものとなるようにすること。	事前に登録した標本庫とは学術用途としてPICを事前に締結したことにするとすれば、貸出機関どうしのMATの締結のみで進めることができ、より現実的。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	4
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文1段落目	209	遺伝資源等の非商業目的の学術研究のための利用及び成果の発表は、後世の人類共有財産であり、遵守措置の対象から除外することが必要と考える。	学術研究の成果は多数の遺伝資源を世界中で共有することであげられた部分が多い。これからの遺伝学的研究が成果を上げるには以前と変わらぬ遺伝資源の共有が必須であり、これまでと同様に研究が続けられるような措置をとるべきであると考えます。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	49
						学術研究の成果や情報を研究者間で制限なく発表・共有することは、科学の発展において極めて重要であるため。			
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文1段落目	210	標本の貸し借りおよび交換にあたっての手続きの簡素化をめざし、国際的に認知された博物館等の標本保有研究機関に関しては、PICを包括的に外国と締結したのものとすることなどの措置をとること。		ご意見の趣旨は3に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	1段落目	211	研究利用に関して、政府間契約や機関間での協定を諸分野で設定する取り組みが始まりつつある。その際には既存の仕組みを活用できる方法を模索していこうとかがえているが、管理のシステム維持に膨大な事務負担があると多様性研究を失速する懸念がある。国内外ネットワークの形成に時間がかかることが見込まれるので国内措置の実施などの対応を厳格化する前に十分な時間が欲しい。また、契約のサポート体制として、各国の国内法が集約されているサイトの設定や上記既存の仕組みへの配慮が欲しい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	1段落目	212	非商業目的の研究については遵守措置の対象から除外することを明記すべき。報告書案内の“遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きが緩やかなものとなるよう配慮すべきである”の“又”は以下は削除し、除外することにすべき。	自由で制限のない学術研究を保証することは、学問の発展に不可欠であるばかりでなく、生物多様性の理解と保護、そして将来の商業的な遺伝資源の利用にも極めて重要である。従って名古屋議定書およびそれに係る国内措置が、学術研究の妨げになるようなことがあってはならない。そのために、非商業目的の研究については、遵守措置の対象から除外することを明記すべき。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	1段落目	213	プロ、アマに関わらず、研究者自身がとるべき手続きはできるだけ簡略化してほしい。	昆虫研究の中でも、とりわけ蝶や蛾を研究している者は、学会会員でも大半がアマチュアであるため。	ご意見の趣旨は当該項目に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	1段落目	214	実際にどういう方法やルールに従うのか、具体的に示すべき。この記述だけでは、全く像が見えない。現行の方法が十分かどうかは、学術研究者だけでなく第三者の判断も必要。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。国内措置の具体的な内容については今後検討されることとなります。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	1段落目	215	非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用を、遵守措置の対象から除外することは、困難であると考えられる。	議定書上に非商業目的の研究利用を対象から除外する根拠規定がないこと、また、非商業目的の研究の成果についても、最終的に利益が生じる場合があることも想定されることのため。 なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案でも非商業目的の学術研究利用は遵守措置の対象から除外されていないと考えられる。EU規則案(第7条)では、遺伝資源の利用者に対し、「公的研究資金の全ての受給時、また、遺伝資源等をもとに開発された製品の販売承認の申請時又は販売承認が必要ない場合には商業化の時点で、利益配分がMATに基づいて配分されていることを確実にするため相当な注意を国(権限ある当局)に申告する。」ことになっている。公的研究資金の受給者には、非商業目的の学術研究利用も含まれると考えられる。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	2段落目	216	「非商業目的の学術研究利用」の定義が曖昧であり、記述を検討すべき。	今日の大学等の非営利機関における学術研究は応用を指向しているものが多く、むしろ「出口」「シーズの開発」などと推察されているケースも多く、現状を純粋化する必要言は逆に弱点になる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	本文	3段落目	217	非商業目的の学術研究利用の利益配分は、提供国の研究者との共同研究の結果である論文の公表や、提供国の留学生への教育に代表される提供国の科学技術力の向上への貢献等であり、基本的に非金銭的であると捉えるべき。	学術研究の成果は基本的に論文の公表であり、これにより成果は提供国の人々を含む人類に対する利益配分であると考えられるから。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項		218	非商業目的と商業目的の利用を明確に区別するべき。	研究者の所属や基金の出所だけでなく、一連の研究開発においてどこが非商業・商業的利用の境界になるかを明確にし、産官学でコンセンサスの得られる形で両者を区別するべき。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項		219	学術研究機関自らが研究をもとに製品開発を行い販売している場合もあるため、学術研究利用をすべからず除外することの可否についても検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は当該箇所の本文に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項		220	商業的・非商業的利用を判別する際の判断基準として、特許を取得するか否かを採用すべきではない。	研究機関では直ちに産業化に結びつかなくても特許を取得する場合があります。IRRI等公的な国際研究機関においては、遺伝資源の遺伝的特性を解明した際には、民間企業に遺伝子特許を取得され独占されないよう、論文発表する前に特許を取っている。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項		221	商業的利用について、資源利用が営利機関か非営利機関かという分け方は現実的ではない。	営利機関でも非営利の学術的研究を行なう場合がある。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	非商業目的の学術研究利用の扱い	検討すべき事項		222	非商用の基礎的学術研究は、組織に属さない研究者によっても行われていることを考慮し、非営利機関および営利機関のいずれにも属さない研究者による分類学等の基礎研究での利用についても、非商業目的の学術研究利用に含めるよう考え方を再整理してほしい。彼らの研究活動が阻害されないよう最大限の配慮を行うこと、及び、相談窓口の設定についても、非職業的研究者が遂行する学術研究が円滑に進むような仕組みとなることを期待。	非職業的研究者にとって、PIC/MATの取得は困難な問題。非職業的研究者による基礎的学術研究にとって、PIC/MATに関する手続きが配慮無く増加した場合、間違いなくその研究活動を大きく阻害する。日本の昆虫分類学の置かれている状況を考慮すれば、その学問的基礎を根底から崩壊させかねない。また、ABSおよび名古屋議定書に関する情報の周知、対応する相談窓口の設定等の施策にも配慮が必要。 とりわけ昆虫業界では公的な研究機関に所属していなかったり、本業を別に持っていたりするアマチュア研究者が多く存在するため。 日本国内では、営利機関・非営利機関を問わず研究機関等に所属せずに独自に分類学的研究を進めている、いわゆる「在野の研究者」が多数存在しているため。	検討会で議論されていない観点です。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い			223	当該記載を支持。	遺伝資源の利用は標準との比較をその前提としており、標準に関しては利益配分の考え方は似合わない。したがって、カルチャーコレクションを措置対象とすべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		224	分類学的研究のための標本や基準株などの分譲の際の輸入の際には簡素な手続とし、PICやMATの代替として使用承諾書等を使用できることを希望。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		225	標本のコレクションにおいて、新種等の記載後にその標本を相手国に提出する必要があるが、今後の研究を考えると問題が生じると考えられる。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		226	公的博物館に所蔵されている標本の貸し借りに関しても「明確な記述」をしてほしい。	公的博物館の標本は、世界中の研究者が公平に利用できるものであり「利益」を産むものではない。「貸し借りに関するインボイス」をMATと理解し、MATの取り交わしだけで、標本の貸し借りをできるようにしてほしい。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		227	政府認定機関を設けてその機関を通じたりとりであればPIC/MAT取得要件を不要あるいは緩和するなどの回避策を検討すべき。	日本ではワシントン条約に関わるCITESの認定機関がないため標本の国家間の移動ができない品目があるなど、現在の他の国際的制度でも預いているため。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(3) へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 3 に関わるものと考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		228	公的機関で保存、配布されている生物遺伝資源は研究用に配布が合意されているものとしてABSの規制の範囲には含まない事で扱うべき。また研究用のプラスミドベクターや細胞などの交換に際してもすでに研究者間での権利と安全の確認を終えて行われており、上記規制の範囲に含める必要はない。		検討会で議論されていない観点です。	26
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い		229	カルチャーコレクション等が所有する保存株を海外に提供、または寄託で受け入れる場合は、産業用との使用目的の場合のみ遵守措置の対象とするようにしてほしい。	カルチャーコレクションの出入りの事務処理を一カ所で統括して行ってくれる仕組みとしては、NBRP等の事業には支障が生じる。	ご意見の趣旨は 1(3) 本文(P14.L10-12)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	本文	230	学術利用のための基準株等の遺伝資源は措置対象から除外することに賛同。基準株でなくとも論文発表された遺伝資源は、学術研究に広く利用されるべき。カルチャーコレクション等の生物遺伝資源機関の位置づけを重視し、遺伝資源の利用が学術利用が営利目的利用かを明確化するために、研究者個人ではなく研究者の所属機関の確認をとるなどの機能が働くように国として支援をすべき。		ご意見の趣旨は当該箇所や 1(3) 、 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	検討すべき事項	231	学術利用のための基準株等の遺伝資源は措置対象から除外することに賛同。基準株でなくとも論文発表された遺伝資源は、学術研究に広く利用されるべき。カルチャーコレクション等の生物遺伝資源機関の位置づけを重視し、遺伝資源の利用が学術利用が営利目的利用かを明確化するために、研究者個人ではなく研究者の所属機関の確認をとるなどの機能が働くように国として支援をすべき。		ご意見の趣旨は当該箇所の本文や 1(3) 、 3 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	本文	232	微生物における基準株や検定株も同様で、それらが特許申請をされた時点で遵守対象になることを明確にすべき。		検討会で議論されていない観点です。なお、当該項目の本文へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は(検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱い	本文	233	基準株及び検定菌であっても遺伝資源であれば、遵守措置の対象から除外することは、困難であると考えられる。	基準株及び検定菌であっても遺伝資源であれば、議定書上にこれらを対象から除外する根拠規定がないこと。また、これらを提供国から取得する場合には、提供国のABS国内法令等に基づきPIC及びMATの対象になり得る(直接的に利益を生まない遺伝資源であっても、利益配分の対象から除外される根拠はない)と考えられることのため。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案でも遺伝資源に該当する基準株及び検定菌は遵守措置の対象から除外されていないと考えられる。EU規則案(第7条)では、遺伝資源の利用者に対し、「公的研究資金の全ての受給時、また、遺伝資源等をもとに開発された製品の販売承認の申請時又は販売承認が必要ない場合には商業化の時点で、利益配分がMATに基づいて配分されていることを確実にするため相当な注意を国(権限ある当局)に申告する。」ことになっている。上記には、基準株又は検定菌の利用も含まれると考えられる。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い		234	名古屋議定書に明示されているように、先住民社会及び地域社会が遺伝資源に関する伝統的知識に限定されていることは評価される内容である。その内容が他国でどのように理解されているかは明確化してほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い		235	伝統的知識の取り扱いWIPO/IGCの議論をふまえるべきである。そのため、遺伝資源に関連する伝統的知識の取り扱いを国内措置で限定すべきでない。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い		236	国内措置の検討に際しては、まず用語を定義するとともにそれが適用される範囲を具体例を示すなどして明確にしてほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い		237	検討内容・結果が明確ではなく、立法措置、政策的措置、行政的措置のいずれを選択するのかわからない。また、個々の論点に関する議論が不十分。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。遵守に関する国内措置の態様(立法上、行政上、政策上の措置のいずれとするか等)については今後検討されることとなります。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い	検討すべき事項	238	伝統的知識に関しては、条約や議定書で定義されておらず、議定書の規定の範囲内でとどまらない可能性もあるため、その範囲内に限定すべきではない。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与		239	PIC/MATについて、多くの商業活動がある中、どの時点で、どのサプライヤーが取り交わすのかが理解しづらい。さらに、MAT自身が取り交わされていることは重要であるが、その内容を詳細を公開は避けてほしい。MATの内容は業務内容にもかかわることであり、必要情報だけが公開されることを期待したい。公開範囲を議論してほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与		240	PICに付随すべきMOU、Contract及びMATの準備方法が各国ごとに違うため、環境省等により、要項の英語翻訳版をCBD HPのNational Focal Pointsに挙げることにより、普及啓発の現実化が着しく進むのではないかと。		ご意見の趣旨は 3、 に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与		241	日本国内で各国の手続きの情報源の収集と整備、公開できないか。可能な場合は大学・企業などは事例を収集元に挙げていくという協力ができる。		ご意見の趣旨は 3 (の検討すべき事項) に含まれていると考えます。(P27.L14-16)	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与		242	契約書の作成およびそれに関連する交渉を指導できる経験者による指導システムの設置を希望。解決必要な事例の潜在的な数に対して、対処可能な専門家は少なく、専門家を養成して増やすことが急務と思われる。		ご意見の趣旨は 3 及び の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	本文	243	遵守におけるMATに関する対応はその設定の有無の確認とするべき。利用者によるMATの内容の履行に関しては議定書第18条に基づいて対応するべき。	議定書に対応する遵守措置は、名古屋議定書の規定以上の内容を含むべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	本文	244	非締約国とは多種多様な「遺伝資源」の輸出入、譲渡譲受もしている。国内措置の検討にあたっては、非締約国との輸出入、譲受譲渡、利用も含めて、対象となる「遺伝資源」と対象とならないものとの識別、区分に係わる内容が、各機関の負担とならないよう十分に配慮してほしい。	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の基本条項の一つに提供国からの情報提供に関する措置がある。我が国の主要な「遺伝子組換え生物等」の提供国は、非締約国の米国であるが、非締約国の米国機関・企業からは、必要十分な情報表示・提供がなされないため、各機関は米国からの全生物由来試料について、その該当・非該当の確認を行い、該当の場合にはさらにカルタヘナ法国内措置対応に必要な情報を取得するなど多くの努力を払い続けている。本国内措置においては非締約国(米国)との輸出入、譲渡譲受に影響がないよう万全を期してほしい。また、非締約国を経由して締約国である提供国の「遺伝資源」を入手することも考えられるので、その場合の対応と対象範囲の明確化を検討してほしい。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	本文	245	研究機関に所属しない在野の分類学研究者への配慮が必要。	陸生節足動物、貝類などでは、在野の研究者(アマチュアを含む)が分類学研究に大きな貢献を果たしてきているが、PIC、MATとも公的な機関を想定することのみである。個人の活動を排しては、分類学研究への大きな障壁となることが予測される。	1(3) へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものであり、また、1(3) に含まれていると考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	検討すべき事項	246	「提供国のABS法令等におけるMATに係る具体的規定を踏まえて、必要な場合、特別な対応への考慮」との記載は、将来、実例を踏まえて検討すべきことであり、現時点では不要。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	検討すべき事項	247	当該記載を支持。	PICとMATの両者が必要であるが、MATは契約者間の秘密事項が含まれるため、これらの内容を開示する事は困難であるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	MATの内容に関する遵守への関与	検討すべき事項	248	MATのチェックポイントにおいて、各社の契約内容に守秘義務が発生しているものもあるので、企業活動に不利益が生じないよう配慮をお願いしたい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的制度枠組(ITPGR等)との関係		249	日本としては、ITPGRルールと将来発効する名古屋議定書ルールとのふたつの選択肢をもつことができるため、ケースバイケースで当該植物遺伝資源の移転に利用すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的制度枠組(ITPGR等)との関係		250	ITPGRの附属書Iの掲載作物には大豆のように我が国だけでなく、世界の食料・農業の発展にとって不可欠の品目が漏れているため、名古屋議定書に定められた国内措置の適用外となる遺伝資源をITPGR附属書Iの掲載作物に限定することに反対。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的制度枠組(ITPGR等)との関係		251	植物品種の育種に関しては、権利義務が極めて複雑化しやすいことから、ITPGRFAの付属書Iにあるクロープリストの作物以外についても、ITPGRFAのSMTA(標準素材移転契約)を用いて、ITPGRFAの付属書I掲載作物と同様の形で、利益配分(ABS)を実施することとし、名古屋議定書やCBDの例外として欲しい。	植物育種は、非常に多くの素材を用いるマルチテラレルな分野であり、バイラテラルシステムである名古屋議定書やCBDでは権利関係が非常に複雑化・累積してしまい、対応が困難と考えられる。ITPGRFAは、マルチテラレルな制度であり、植物育種の現状が考慮されており、育種利用者にとってより柔軟性があり現実的な仕組み。名古屋議定書は現行の国際協定に基づく締結国の権利及び義務に影響を及ぼすものでないことが第4条1項に明記されている。作物に関しては名古屋議定書の公表以前にFAOが定めたITPGRとの関係で、ITPGRの付属書1のクロープリストに記載した植物種を議定書の例外とすることに同意している。植物育種に関しては、全ての植物が基本的に同じ問題を抱えているため例外をこのクロープリストに限定すべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	6

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	本文	252	政府認定機関を設けてその機関を通じたりどりであればPIC/MAT取得要件を不要あるいは緩和するなどの回避策を検討すべき。	日本ではワシントン条約に関わるCITESの認定機関がないため標本の国家間の移動ができない品目があるなど、現在の他の国際的の制度でも覆っているため。	ご意見の趣旨は 3 (検討すべき事項) に含まれていると考えます。(P27.L18-19)	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	本文	253	農作物が対象外として扱われているが、遵守の対象とすべき。		当該箇所では、農作物全てについてではなく、議定書の特別法の位置付けにあるITPGRの対象となる植物遺伝資源との関わりについて記載しています。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	本文	254	ITPGRは「ABSに関する専門的な国際文書」に該当する可能性のある条約であるが、真に該当するものであるか否かについては、実質的にその役割を果たしているかどうかという点も考慮すべき。	ITPGRの下での利益配分については、非金銭的な国際支援はなされているが、利用者による直接的な金銭的配分はあまり行われていないのが現状である。名古屋議定書4条1の「ABSに関する専門的な国際文書」には、実質的な金銭的配分が機能しているものが予定されており、その側面から途上国からはITPGRは当該文書に該当しないという意見も出されている。報告書内では、ITPGRが「ABSに関する専門的な国際文書」に該当するという前提で議論が進められていたが、ITPGRが真に該当するものであるかを再考する必要がある。また、もし仮にITPGRを当該文書に含めるのであれば、ITPGRの下で実質的な金銭的配分がなされるよう働きかける必要性もあると考える。	議定書の前文の記載等から、ITPGRは議定書第4条4の「ABSに関する専門的な国際文書」に該当すると考えられます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	本文	255	ITPGRは議定書第4条4の国際文書と考えられる。また、議定書と他の国際文書の間に優先順位は存在しないとの原則を踏まえるべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	本文	256	当事者間の契約が優先されるということであればそれを記載すべき。		議定書第4条1の規定は、当事者間の契約に関する内容ではありません。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(3) 適用の範囲	既存の国際的 制度枠組 (ITPGR 等) との関係	検討すべき事項	257	食糧農業植物遺伝資源のABSについては、全てのITPGRの附属書1掲載作物はITPGRに従うとして、附属書1掲載以外の作物についても名古屋議定書に基づくABSおよびその遵守の対象から除外する事を支持する。	食糧農業植物遺伝資源の重要性、作物の品種開発に関する特別な国際的相互依存性、食料としての万人が利益にあずかっている現状から、食糧農業植物遺伝資源を名古屋議定書に基づくバイラテラルな取引と利益配分の対象としない方針は極めて合理的。また、この考え方はABS名古屋議定書第4条1、第4条4だけでなく、議定書前文、第8条(c)にも示されており、ABS名古屋議定書の基本的な考え方と一致している。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて			258	企業による研究活動に係る情報は、権利化又は製品化するまでは基本的にその企業内に留められるものであり、他の利用者とは共有することは望ましいことではない。		ご意見の趣旨は 1(4) エの(検討すべき事項) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて			259	検討内容・結果が明確ではなく、立法措置、政策的措置、行政的措置のいずれを選択するのかわからない。また、個々の論点に関する議論が不十分。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。遵守に関する国内措置の態様(立法上、行政上、政策上の措置のいずれとするか等)については今後検討されることと考えています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について		260	「遺伝資源」「遺伝資源の利用」「伝統的知識」が明確にされていないため、定義を明確にし、その上で議論を行い、定義がイメージできるようにしたうえでパブコメを再度行ってほしい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(3) 及び 5に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について		261	申請時には遵守宣言、届出は申請時でなく商品化の時、認証などの時で十分である。	義務的であると膨大になり、チェックポイントの運営は困難。また、各大学の研究者に過大な労力が費やされ、研究が大きく阻害される。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	262	行政による遺伝資源の監視はほぼ不可能。学術研究に使用された遺伝資源については研究者の意識を高める方向づけをすることがよい。	国内に持ち込まれているすべての遺伝資源を行政側が把握し、監視し続けることはほぼ不可能	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	263	学術研究分野におけるABSについて非営利行為であり金銭的利益のない学術研究では、非金銭的利益とされている学術研究論文の公表によって提供国の科学潜在力の向上に尽力するのが学術研究利用における利益配分であると明記すべき。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	本文	264	当該記載を支持。	利益配分の観点から監視を行うとの目的に照らせば、その途中の監視を行う必然性があるとは言えない。遺伝資源の取得時点と成果の公開や製品化や特許化の時点の監視を措置すべきである。この方法でも提供国の利益は減じない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	本文	265	NBRP事業ではリソースの商業的利用や第三者への無断譲渡の禁止、研究発表時のリソースの出所等の情報の報告義務についてはMTAによって規制しているが、研究者に渡ったリソースの使用に関する監視はほぼ不可能であり、各研究者の遵守事項に関する法的拘束力もないため責任の所在は不明確となる。	本事業を介してリソースを入手した研究者側が遵守事項を遵守しなかった場合、誰がその責任を取るのかを明確にしてほしい。このようなケースが多発する可能性が想定されるが、監視についてはあくまでもガイドラインを遵守する意識を高めるという対応で十分かどうか疑問。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	本文	266	ITPGRFAのsMTAを準用した場合は、これをもって、国際的に認知された遵守証明書と見做すことができるべき。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	3

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	267	チェックポイントへの届出は販売の直前に名古屋議定書の第17条第4項に規定される国際的に認知された遵守証明書の情報などを必要最小限の情報として届け出るものとするべき。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(4) に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	268	利用者によって育成経過についてチェックポイントへの届出を行ったとしても、機密扱いとし、研究内容や研究情報などの秘密情報は非公開とするべき。		ご意見の趣旨は 1(4) に含まれていると考えます。	3	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	269	チェックポイントは国内の「先住民族とローカル・コミュニティ」に対するPIC原則の適用についても監視機能を果たす必要がある。	日本はノールウェーの例に遅れをとらないよう、提供国的側面でのモニタリングを徹底させる必要があります。	検討会で議論されていない観点です。なお、1(4) アへのご意見でしたが、ご意見の趣旨は、2に関わるものと考えられます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	270	法規で縛るのではなく、ガイドラインとするべき。特に学術研究（非商業的利用）の場合、確認の対象外にするかまたは緩やかなガイドラインとするべき。	これまでも提供国の研究機関・研究者と共同研究のための書類を取り直し、成果が得られた場合は共著論文とする等を行っており、また、研究を発表する際には、必ず遺伝資源の出所を明示してきたため。	遵守措置の態様（法律やガイドライン等のいずれとするか）については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。その他のご意見の趣旨は、1(3) に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	5行目	271	監視の方法について、「直接」であるのか「間接」であるのか言及されていないことから「直接」を削除すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	5行目	272	学術研究については確認の対象から除外し、論文発表に於ける遺伝資源の出所等の情報の重要性に対する意識の向上を図るべきと考える。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) に含まれていると考えます。	14
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	5行目	273	学術研究においては、遺伝資源の出所等、その材料の性質の論文等における記載は当然・必然であるので、新たに「遺伝資源の利用の監視 (monitoring)」措置を行う事は不必要。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	37
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	5行目	274	モニタリングや第3者への提供時の報告などの煩雑な措置をなくすこと。これまで取得され国内で保存されている学術研究のための遺伝資源に対して、当該措置が及ばないことは必須の条件と考える。こうした負担軽減措置は、我が国のナショナルバイオリソース事業に対する国際的価値を保つためにも極めて重要。		ご意見の趣旨は当該箇所、1(4)工及び1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	5行目	275	組織内におけるモニタリングは可能であり必要。	個人レベルでの対応は大変な負担だが、例えば遺伝資源を扱う者が学術研究機関や試験場等に所属する場合は、所属機関が組織としてPICとMATに対応できる体制を整えることが肝要であり、所属機関が保有する生物資源を把握できれば、組織内でのモニタリングが可能であるといえる。また、仮に名古屋議定書の締結後に国内措置として法制化がなされれば、個人レベルでの対応では法律違反が続出する可能性が考えられる。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	6行目	276	学術研究は、すべて論文発表に結びつくものでないのであれば、論文発表に特化することなく効果的な方法を検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	7-9行目	277	モニタリングの方法は、対象者と対象物を特定した上で、実態に即した簡素な措置をとるべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	9-12行目	278	未加工の遺伝資源そのものの売買、標本の売買の視点が抜けており、それらは即研究に利用可能であるため対応策を検討する必要がある。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	10行目	279	「柔軟性」とは、利用者が複数の選択肢の中から、方法を選択できるというように解釈できることから、適当な表現にした方がよいのではないかと。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	2段落目	280	EUの当初の規則案も参考にしつつ、我が国の実態に即したものにすべきである。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	本文	3段落目	281	遵守措置における遺伝資源等の利用の監視については、議定書第17条1の規定において使用される助動詞の意味の違いに応じたものとすべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	4
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項		282	効果的な監視を検討する際には、PICがある場合とPICがない場合を分けて検討し、更にPICがない場合は、PICがなくて良いもの及びPICが本来必要なものに分けて、効果的な方法を検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項		283	コモディティ(種苗、薬用植物を含む)については、書面がないことから証明できないため、これらについても効果的な監視を検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(3) の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P13,L24-28)	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	284	申請時には遵守宣言、届出は申請時でなく商品化の時、認証などの時で十分である。	義務的となると膨大になり、チェックポイントの運営は困難。また、各大学の研究者に過大な労力が費やされ、研究が大きく阻害される。	ご意見の趣旨は当該箇所の本文に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	285	学術研究については確認の対象から除外し、論文発表に於ける遺伝資源の出所の情報の重要性に対する意識の向上を図るべき。	学術研究における利益配分は、研究成果を資源提供国の研究者と共同で発表する等科学技術上の貢献が基本であり、論文等による研究発表に際して遺伝資源の出所を明らかにすることによって監視を可能にすることが、利用国・提供国双方の研究者の利益に繋がり、研究者に余計な負担をかけることも避けられる。	ご意見の趣旨は当該箇所の本文及び検討すべき事項に含まれていると考えます。	14
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	286	利用者による自発的な連絡をしないかわりに、公的研究資金の申請時等に議定書を遵守する旨の記載を取り入れることは妥当。現在でも実験規則や倫理規則等の取扱に関する記載を求められている。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	25
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	287	遵守の確認の方法として、利用者による自発的な連絡や、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書情報の確認だけでは、議定書(第15条1, 2第、及び第17条1(a)()等)に定められた遵守措置としては不十分であると考えられる。	遺伝資源の利用の監視について、遺伝資源の利用者等からの自発的な連絡や、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認だけにした場合には、PIC及びMATなしで遺伝資源を採取した悪意又は過失のある利用者を把握できないため(抜け落ちがある制度と言われる懸念がある)。また、利用者からの自発的な連絡で済む仕組みにした場合には、上記のような悪意ある利用者は恣意的に情報提供を行わないと考えられ、この場合、正直に対応する利用者に情報提供の負担が比較的多くかかる制度となるため(利用者にとって不公平な制度と言われる懸念がある)。さらに、本報告書案(4頁35行目以降)に記載があるとおり、マレーシアでは、「提供国としての措置を主とする法律案において、当該法律の不遵守の状況に対処する適切かつ効果的な措置を講じていない国からの申請者に対しては、マレーシアの生物資源及び生物資源に関連する伝統的知識にアクセスする許可を出さない。また、他の条約締約国の管轄区域から入手した生物資源等について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けたり、許可書等の添付のない生物資源等の利用を防止する。」旨の規定を用意しているところ。このため、我が国における遵守措置及びチェックポイントの設定については、議定書を締結する必要性からだけでなく、我が国利用者がマレーシアのような国から遺伝資源を持続的に取得するためにも必要であると考えられる。EU、スイス及びノルウェーなどが義務的な情報提供(及び、それに反する場合は罰則)を求めているのに対し、自発的な遵守制度自体が、マレーシアのような途上国から効果的な措置として理解が得られない懸念がある。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案(第7条)では、遺伝資源の利用者に対し、「公的研究資金の全ての受給時、また、遺伝資源等をもとに開発された製品の販売承認の申請時又は販売承認が必要な場合には商業化の時点で、利益配分がMATに基づいて配分されていることを確実にするため相当な注意を国(権限ある当局)に申告する。」ことが義務となっていることに留意が必要である。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	288	(利用者は、生物多様性条約第15条に基づいて、遵守措置の実施の如何にかかわらず、現在においても提供国のABS国内法令等に従い、PICを取得しMATを締結する必要がある状況にもかかわらず、) 遺伝資源の利用の監視や遵守のため、遺伝資源の利用者がチェックポイント等に情報(秘密事項を含まない必要最低限のもの)を提供することについては、なぜ義務化ではダメなのか、自発的な連絡と義務的な連絡とで具体的に何が違うのか、その理由を明確かつ具体的に示すべき。	課題を明確及び具体的に示された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	289	チェックポイントあるいは関連の行政部署がABSクリアリングハウスと連携し、遺伝資源利用者により便宜を図ることができることが望ましい。	チェックポイントが利用者とはABSクリアリングハウスとの間を取り持つサービス機関として機能すれば、自発的にチェックポイントに情報提供することも多くなり、結果として監視もしやすくなるのではないかと。	報告書案にないご意見です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1ボツ	290	遺伝資源等の学術研究利用を、遵守措置の対象から除外することは、困難であると考えられる。	議定書上に非商業目的の研究利用を対象から除外する根拠規定がないこと、また、非商業目的の研究の成果についても、最終的に利益が生じる場合があることも想定されることのため。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案でも非商業目的の学術研究利用は遵守措置の対象から除外されていないと考えられる。	検討会で議論されていない観点です。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1 ポツ	291	遵守措置として、利用者に対し、公的研究資金の申請時等に対応を求めることは、E U 規則案にも同様の措置が設けられており、一定の効果があると考えられるが、それを利用者の宣言 (利用者の自発的な対応) で行うことは、遵守措置としては不十分であると考えられる。 遺伝資源の利用の監視について、遺伝資源の利用者等からの自発的な連絡 (及び、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認) だけにした場合、P I C 及び M A T なしで遺伝資源を採取した悪意又は過失のある利用者を探知できないため (抜け落ちがある制度と言われる懸念がある)。 また、利用者からの自発的な連絡で済む仕組みにした場合には、上記のような悪意ある利用者は恣意的に情報提供を行わないと考えられ、この場合、正直に対応する利用者に情報提供の負担が比較的多くかかる制度となるため (利用者にとって不公平な制度と言われる懸念) がある。 さらに、本報告書案 (4 頁 3 5 行目以降) に記載があるとおり、マレーシアでは、「提供国としての措置を主とする法律案において、当該法律の不遵守の状況に対処する適切かつ効果的な措置を講じていない国からの申請者に対しては、マレーシアの生物資源及び生物資源に関連する伝統的知識にアクセスする許可を出さない。また、他の条約締約国の管轄区域から入手した生物資源等について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けており、許可書等の添付のない生物資源等の利用を防止する。」旨の規定を用意しているところ。このため、我が国における遵守措置及びチェックポイントの設定については、議定書を締結する必要性からだけでなく、我が国利用者がマレーシアのような国から遺伝資源を持続的に取得するためにも必要であると考えられる。E U、S I S 及び N I L W E E などが義務的な情報提供 (及び、それに反する場合は罰則) を求めているのに対し、自発的な遵守制度自体が、マレーシアのような途上国から効果的な措置として理解が得られない懸念がある。 なお、本報告書案では E U の遵守措置との共通性の検討について提案されているが、E U 規則案 (第 7 条) では、遺伝資源の利用者に対し、「公的研究資金の全ての受給時、また、遺伝資源等をもとに開発された製品の販売承認の申請時又は販売承認が必要ない場合には商業化の時点で、利益配分が M A T に基づいて配分されていることを確実にするため相当な注意を国 (権限ある当局) に申告する。」ことが義務となっていることに留意が必要であると考えられる。	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1 ポツ	292	公的研究資金以外の資金による学術研究もあることから、これについても検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	報告書案にないご意見です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	1 ポツ	293	申請時の宣言については有効性が乏しいと思われる。報告書に記載欄を設けてはどうか。	申請書式の修正努力により改善されてはきたが、現在の科研費申請書に設けられている「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄には誤認識に基づく記載が非常に多く見られたため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	2 ポツ	294	当該記載を支持。	名古屋議定書の下で国内遵守措置が機能する仕組みとしては、第 15 条及び第 16 条に基づいて具体的に取る措置が第 17 条に相当すると思われるのが実際の。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	3 ポツ	295	当該記載を支持。	チェックポイントの目的は、遺伝資源利用のモニタリングと利用に関する透明性の向上を通じて遵守を支援することであり (第 17 条 1)、遺伝資源の利用を取り締まることではない。仮に、極めて少数の悪意ある利用者に対処することに重点を置けば、大多数の適正な利用者には過重な負担を課すことになる。もし、そのようなことがあれば、遺伝資源の適正な利用にも著しく支障をきたすことになり、CBD と名古屋議定書の目的に反することになる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	検討すべき事項	3 ポツ	296	通関および輸入検疫に係る行政局に輸入時にその担当部局から環境省に情報提供するシステムを構築してほしい。	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項		297	報告書案と同様に学術研究目的については直接監視の対象から除外すべき。論文発表において、遺伝資源の情報を掲載する意識の向上を図るべき。	学術研究や論文発表において、遺伝資源の提供者と共同研究を進めていくことが基本である。論文発表時に遺伝資源の情報を明記することでチェック効果もあり、さらには両者の科学技術の利益ともなり、両国の研究者の多大な負担も避けられる。	ご意見の趣旨は当該箇所の本文及び検討すべき事項に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項		298	チェックポイントに、PIC の取得、M A T の設定の確認だけでなく、A B S I に関する全体的な動向を把握する機能をもたせるべきという意見を支持する。	一定期間経過後に国内措置の運用状況をふまえて、遵守措置のあり方を再検討する必要があるから。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項		299	チェックポイントに、国内における A B S I に関する全体的な動向を把握する機能をもたせる必要はない。	チェックポイントは、他の締約国の P I C 取得及び M A T 設定がなされていることを確認するものであり、名古屋議定書の規定以上の内容を含むべきではない。 提供国側からある遺伝資源について P I C / M A T に基づかない利用がなされているのではないかと問い合わせがあったとき、その事実について厳正に調査すればよいと考えられる。提供国側の了承が得られる限り利用者側の負担をできるだけ軽減し遺伝資源の利用を困難にはならない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	6

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	300	遵守措置の変更が必要な場合、利用者からの自発的な情報を利用すべきでない。	自発的な利用提供はほとんどない可能性や、あったとしても全体を反映しない情報の可能性がある。また、調査の名目で情報の提出が求められる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	301	MATのチェックポイントにおいて、各社の契約内容に守秘義務が発生しているものもあるので、企業活動に不利益が生じないよう配慮をお願いしたい。		ご意見の趣旨は 1(3) 及び 1(4) イに含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	302	クリアリングハウスで一元的に担う方が透明性が高く好ましいが、PIC取得ができた事例だけでなく、できなかった事例を収集・公開する意義が大き。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	303	ABSにかかわる全体的な動向を把握するのはどこか、組織図あるいは構成図的なものを掲載してほしい。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。国内措置の具体的な内容や実施体制については今後検討されることとなっています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ア 効果的な監視 (monitoring) の方法	意見が分かれた事項	304	「論文を受理、管理する部署」は商用学術雑誌に相当するが、公的な機関としては存在しないので、この方法は無効であるといえる。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認		305	遵守のためにトレーサビリティを義務づけ、その不正監視の対象に知的所有権を含めるべき。MATの内容や履行に関しては、不正がないよう公開を原則とすべき。学術研究に関しても、商業化を目指したり特許化を目指すものに関しては、同様の措置を取るべき。		検討会で議論されていない観点です。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	本文	306	議定書第15条1を踏まえて、遵守措置におけるMATに関する対応としてはその設定の有無の確認を基本とし、利用者によるMATの内容の履行に関しては議定書第18条に基づいて対応するべき。	議定書第15条1に従えばよい。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	意見が分かれた事項	307	チェックポイントに、PICの取得、MATの設定の確認だけでなく、MATの内容や利益配分の実施に関する情報を収集する機能を持たせるべきという意見を支持する。	一定期間経過後に国内措置の運用状況をふまえて、遵守措置のあり方を再検討する必要がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	意見が分かれた事項	308	MATのチェックポイントにおいて、各社の契約内容に守秘義務が発生しているものもあるので、企業活動に不利益が生じないよう配慮をお願いしたい。		ご意見の趣旨は当該箇所の本文や(意見が分かれた事項)、1(3)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	意見が分かれた事項	309	非公開に関わらず、そもそもチェックポイントがMATの内容や利益配分の実施に関する情報に開与するべきではない。	チェックポイントは、他の締約国のPIC取得及びMAT設定がなされていることを確認するものである。企業にとって、MATの内容や利益配分の実施に関する情報は機密情報であり、チェックポイントが開与すべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	7
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	意見が分かれた事項	310	遵守措置の変更が必要な場合、利用者からの自発的な情報を利用すべきでない。	自発的な利用提供はほとんどない可能性や、あったとしても全体を反映しない情報の可能性がある。また、調査の名目で情報の提出が求められる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	イ MATについての確認	意見が分かれた事項	311	一定期間経過後ではなく、必要に応じ随時改正できるようにしてはどうか。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(1) の箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		312	法的に正当に取得したPIC/MATに対してのみの国内措置としての監視と理解するが、以下の点を考慮すべき。 遺伝資源利用学術研究の届け出は自主的にすべきである。遺伝資源提供国から正当に取得したPICやMATの国内チェックポイントへの届け出は自主的なものとする(ただし、正当に入手したことに対する自己保証責任(due diligence)は必要)。公的研究資金の申請・報告時などにおいて、名古屋議定書の遵守宣言あるいは遵守報告を行うことで、チェックポイントによる監視の代替とする。非商用研究であることを遵守宣言し、遺伝資源を商業利用する際には、PICとMATを提供国から取得し直し、届け出を行うことを遵守宣言で約束するシステムとする		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		313	当該記載を支持。	非商用目的の学術研究利用を、商用利用と明確に区別されることにより、非商用目的の学術研究の研究内容への制限が減ることとなるため、結果として研究の推進に資すると考える。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		314	申請時には遵守宣言、届出は申請時でなく商品化の時、認証などの時で十分。	義務的とする膨大になり、チェックポイントの運営は困難。また、各大学の研究者に過大な労力が費やされ、研究が大きく阻害される。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		315	学術研究において、遺伝資源の出所等、その材料の性質の記載は当然である。このため、特段の「遺伝資源の利用の監視 (monitoring)」措置は不要である。	学術研究においては、ピア・レビューによって、実験の再現性を担保する意味からも研究材料の詳細な説明が求められている。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		316	学術研究では当然のことであるため、宣言をさせても実効性が不透明		検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		317	遵守のためにトレーサビリティを義務づけ、その不正監視の対象に知的所有権を含めるべき。MATの内容や履行に関しては、不正がないよう公開を原則とすべき。学術研究に関しても、商業化を目指したり特許化を目指すものに関しては、同様の措置を取るべき。		検討会で議論されていない観点です。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)		318	遵守措置の対象から除外する、との意見もあるが、遵守措置における手続きが緩やかなものとする一歩化して主張すべき。具体的には、自国の監視機関に報告する際は非商業的利用者専用の証明書に記載し提出する。この証明書に記載事項はPIC、MATの最低限の情報とし、商業的利用者向けの証明書よりは簡易なものとする。		検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	本文	319	非商業的利用については 監視の対象から除外すべき。	議定書は、商業的利益に適正配分を目的とするものであるにも関わらず、非商業的利用にまで監視範囲を広げる合理性がない。 在野研究者が、科研費の申請や、チェックポイントへの情報提供に係る書類を準備することはほぼ不可能。研究分野の衰退につながる恐れがある。 遵守措置は、「非商業利用を目的とする学術界を含む全ての利用者が過大な負担をすることなく対応できるよう、簡素で、かつ有効に機能する現実的な仕組みでなければならない。非商業利用を目的とする学術界の実態を踏まえた措置とすべき。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) に含まれていると考えます。なお、議定書では、商業的利益に限定せず、遺伝資源の利用から生ずる利益の全てを対象としていると考えられます。	3	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	本文	320	商業的利用と非商業的利用とは区別した手続き等にするべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	本文	321	非商業的利用、特に基礎的学術研究については、研究推進の障害とならぬよう、手続きはできるだけ簡素になるよう配慮して欲しい。特に、PIC、MATの取得にあたって、地方博物館や小規模な大学、個人研究者の取得が困難にならないよう、手続きの簡素化を強く求めるとともに、取得に関する支援体制の整備を求める。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 3、 の箇所に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	322	プラントハンターなどが、依頼者の意向に基づき海外から植物等を取得して国内に持ち込む際には採取する国の規制に従っているとおもわれるが、国内において引き渡し後、どのように使われているのかは通常把握していない。国内措置の対象として監視等の対象に、こういった遺伝資源の利用を行わない者、いわゆる代理業者も入るのがについても検討して欲しい。	検討を促進するため	検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	323	アマチュアによる、非商業的な利用(例として現地での昆虫採集や、その採集した資源)または学術的な利用は、「遺伝資源の利用」の範囲にはあたらぬと定義してほしい。		検討会で議論されていない観点です。なお、1(4) ウへのご意見でしたが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものと考えられます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	324	MATの提出におけるハードルは公的研究機関等に属さない一般人にも可能な程度に下げてほしい。その代わりとして、MAT提出者の監視や学術的な利用の結果の論文などの定期的なチェックを以て、アマチュアの持ち込んだ非商業的または学術的利用の為の遺伝資源が商業的な利用に転用される事を防ぐ体制を用意してほしい。		検討会で議論されていない観点です。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	325	1ポツ	公的研究資金の申請時等に議定書を遵守する旨の記載を取り入れることは妥当。現在でも実験規則や倫理規則等の取扱に関する記載を求められている。	公的研究資金の申請時等に議定書を遵守する旨の記載の義務づけは過剰な負担ではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	1 ポツ	326	遵守措置として、利用者に対し、公的研究資金の申請時等に対応を求めることは、EU規則案にも同様の措置が設けられており、一定の効果があると考えられるが、それを利用者の宣言 (利用者の自発的な対応) で行うことは、遵守措置としては不十分であると考えられる。	遺伝資源の利用者等からの自発的な連絡 (及び、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書情報の確認) だけにした場合、PIC及びMATなしで遺伝資源を採取した悪意は過失のある利用者を把握できないため (抜け落ちがある制度と言われる懸念がある)。また、利用者からの自発的な連絡で済む仕組みにした場合には、上記のような悪意ある利用者は恣意的に情報提供を行わないと考えられ、この場合、正直に対応する利用者に情報提供の負担が比較的多くかかる制度となるため (利用者にとって不公平な制度と言われる懸念) がある。さらに、本報告書案 (4頁35行目以降) に記載があるとおり、マレーシアでは、「提供国としての措置を主とする法律案において、当該法律の不遵守の状況に対処する適切かつ効果的な措置を講じていない国からの申請者に対しては、マレーシアの生物資源及び生物資源に関連する伝統的知識にアクセスする許可を出さない。また、他の条約締約国の管轄区域から入手した生物資源等について当該締約国の許可証等を添付することを義務付けており、許可書等の添付のない生物資源等の利用を防止する。」旨の規定を用意しているところ。このため、我が国における遵守措置及びチェックポイントの設定については、議定書を締結する必要性からだけでなく、我が国利用者がマレーシアのような国から遺伝資源を持続的に取得するためにも必要であると考えられる。EU、スイス及びノルウェーなどが義務的な情報提供 (及び、それに反する場合は罰則) を求めているのに対し、自発的な遵守制度自体が、マレーシアのような途上国から効果的な措置として理解が得られない懸念がある。なお、本報告書案ではEUの遵守措置との共通性の検討について提案されているが、EU規則案 (第7条) では、遺伝資源の利用者に対し、「公的研究資金の全ての受給時、また、遺伝資源等をもとに開発された製品の販売承認の申請時又は販売承認が必要ない場合には商業化の時点で、利益配分がMATに基づいて配分されていることを確実にするため相当な注意を国 (権限ある当局) に申告する。」ことが義務となっていることに留意が必要であると考えられる。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring)	検討すべき事項	2 ポツ	327	ABSを正しく理解し、正当な取り引きが学術研究分野において実施されているのであれば、出所がわからない遺伝資源は無いと思われることから、「わかる範囲内で」を削除すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について			328	第三者へ遺伝資源を提供する際、利用目的を非営利学術研究に限定した契約を機関間で締結することを徹底し別途PIC/MATの取得を簡略化するべき。また、商業利用をする場合は、別途契約を行うことを条件に付し、商業的利益が生じた場合の利益配分を契約で取り決めることで、別途PIC/MATの取得を簡略化するべき。	PIC/MATにより必要以上の手続きが行われると遺伝資源の取得に大きなブレーキがかかり、学術研究に大きな停滞を引き起こり、著しく国益を損ねる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について			329	学術研究における遺伝資源を第三者に提供した場合、第三者の利用状況をチェックポイントに報告する義務は不要。研究材料の第三者への提供を行う場合、ストックセンターややりとりの電子メール等、利用目的等の明示された証拠情報がある。必要に応じてこれを送ることは可能であり、全ての場合にチェックポイントへの報告義務を課すことがあってはならない。	監視やチェックポイントへの報告が必要になれば、業務過多となり提供業務を維持できなくなることが懸念	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	40
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について			330	チェックポイントで遺伝資源のアクセスから商業化までの情報をモニタリングすることは不要。	提供者 / 組織と交わすMATにおいて、情報開示の範囲を規定することが可能。利用者 / 組織はそれらの遵守義務を負うことで十分。一方で、悪意を持った利用者 / 組織に対する対抗措置として、提供国の通報によりMATに定めた情報開示義務の不履行が疑われる場合、提供国に代わって、チェックポイントが情報の開示を求めることができるようにすれば良い。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文		331	微生物や植物の維持系統株、生物標本についてはPICやMATの取得証明の添付を国内規定として義務付けるようにすれば、100年後の試料の取り扱いについても混乱が起きないと考える。	学名を担保する完備式標本はその条件の明示が標本に添付されているため、ほとんどの場合論文公表以降も標本の出自が明らか。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	14行目	332	加工用原料等として輸入される生物素材については、それがコモディティであっても、提供国からの輸入に際し一律内容のPIC/MATへの同意を求められるようになることがあり得るが、「遺伝資源のアクセスから商業化までの情報を把握しようとする」と事業者にとっては、既存のノウハウ等営業秘密の流出をまねく結果となるので行うべきではない。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	エ 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	2段落目	333	国内措置の検討にあたっては、非締約国との輸出入、譲渡譲受、利用も含めて、対象となる「遺伝資源」と対象とならないものとの識別、区分に係わる内容が、各機関の負担とならないよう十分に配慮してほしい。	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の基本条項の一つに提供者からの情報提供に関する措置がある。我が国の主要な「遺伝子組換え生物等」の提供国は、非締約国の米国であるが、非締約国の米国機関・企業からは、必要十分な情報表示・提供がなされないため、各機関は米国からの全生物由来試料について、その該当・非該当の確認を行い、該当の場合にはさらにカルタヘナ法国内措置対応に必要な情報を取得するなど多くの労力を払い続けている。本国内措置においては非締約国 (米国) との輸出入、譲渡譲受に影響がないよう万全を期してほしい。また、非締約国を経由して締約国である提供国の「遺伝資源」を入手することも考えられるので、その場合の対応と対象範囲の明確化を検討してほしい。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び 1(4) に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	2段落目	334	記述の順番を以下のとおり変更。「他方、商業的利用に関しては、遺伝資源の出所から最終段階の利用までの情報管理については、最初のMAT において特段の取り決めがない限り、最初の利用者に変ねるべきであり、チェックポイントは必要な場合には最初の利用者からその後の利用に係る情報を迎えるようにするべきである。なぜなら、商業的利用においては、学術研究利用とは異なり、提供国で遺伝資源を取得する際に結ぶ最初のMAT において、通常、第三者への遺伝資源の提供の可否や提供国への利益配分の方法が規定される。最初のMAT において第三者への遺伝資源の提供が認められており、第三者に当該遺伝資源を提供する場合には、当該MAT を設定した最初の利用者は、第三者との間で当該MAT に即した内容の契約を結ぶことになる。更に、当該第三者から別の者へと当該遺伝資源の移転が続いていく場合も、同様に、提供者と譲受け者との間で、その前の段階の契約に即した内容の契約が結ばれることになると考えられる。また、提供者は譲受け者から契約に基づいて支払いを受けることになるため、提供者の方が契約等の情報管理を徹底するものと思われる。」	結論を先に述べることで、難解な文章を解りやすくすることができる	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	2段落目	335	チェックポイントは、他の締約国のPIC 取得及びMAT 設定がなされていることを確認するものである。議定書第17条1()は、"should" であり、その後の利用に係る情報を把握する義務はない。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	4
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	2段落目、3段落目	336	NBRP事業では、名古屋議定書の対象となるリソースを企業側に提供した場合、得られた研究成果が商業目的に利用される可能性が高い。この場合、該当する国との間で正規の契約を結びリソースを導入したのはNBRPであるにも関わらず、NBRPを介して提供を受けた企業側が独自に交渉を進めることになり、混乱を招くことが予想される。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	本文	3段落目	337	提供国と締結した契約の内容によっては、契約当事者である利用者による毎年の遺伝資源の利用状況についての報告が求められることがあるが、この提供国への報告は当事者間の契約に基づくものであり、議定書第15条1の規定に照らしても、このような事例においてチェックポイントに対して同様の報告を行う必要はない。	議定書第15条1を踏まえて、遵守措置におけるMATに関する対応はその設定の有無を確認することである。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	検討すべき事項		338	遵守を確保するため、遵守を行わなかった者への対応についても検討する必要があるのではない。(罰則、没収、不当獲得利益の提供国への配分など)	検討を促進するため	ご意見の趣旨は 1(5)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	検討すべき事項	1ボツ	339	当該記載を支持。	手続きやチェックポイントは簡素なものでなければ、学術研究の進行に大幅な支障がでることが予想される。また、手続きが煩雑であれば、不正利用の温床となるだけでなく、議定書の趣旨に沿った幅広い利用を浸透させる意味で逆効果となると思われる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	検討すべき事項	2ボツ	340	条約の方式に馴染まない種苗等の産業分野の課題については、より馴染む制度の下での解決に努めるべき。	産業セクター毎に遺伝資源の利用状況が異なるため、条約の方式に馴染まない種苗等の産業分野の課題については、より馴染む制度の下での解決に努めるべきである。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	検討すべき事項	3ボツ	341	企業の研究活動等に関する情報は、その企業の死活問題に関わるものであり、遵守措置において、これらのビジネス上の秘密情報の開示を強要してはならない。ABSクリアリングハウスに公開されている情報以上の情報開示を強要してはならない。		ご意見の趣旨は当該箇所や 1(4)に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	工 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について	検討すべき事項	4ボツ	342	E Uの規則案の紹介があるが、文末が「可能性」で終わっていて何を意味するものが不明。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	当該箇所にて記載している事項の可能性について「検討すべき」ことを意図するものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲			343	他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲に関する本案に賛成。	育種には試行錯誤が含まれるため、掛け合わせに利用された遺伝資源が結果的には不要とわかったものが含まれる可能性がある。そうした子孫に対して、不要とわかった遺伝資源の提供国に対して利益配分を行うことは、必要な本来利益配分を受けるべき提供国の利益をも侵害する可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、利益の配分については、議定書第5条において、提供者と利用者として設定した相互の同意に基づく条件 (MAT) で行われることが規定されています。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲			344	商業化(新品種として種苗販売をする際)にいたる過程の情報開示について、MATで定める範囲内とすべきで、途中経過の監視は必要はない。	チェックポイントの役割は利用者が提供者に対して、正当な利益の還元を行っているかを監視することであり、その過程の監視は最小限にすべき。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲			345	利用者が提供遺伝資源を他の遺伝資源と交配(掛け合わせ)して得た子世代(雑種後代)が新品種となった場合、新品種 = 新規の遺伝資源と考え、この新品種の利用については監視の対象外とすべき。	改変された遺伝資源は利用者が交配等の創意工夫により改良されたもので、新規の遺伝資源と見なすことができる。新品種の種苗等販売利益の還元でABSの責務を果たすことができ、子世代を利用した孫世代以降の商業化は監視対象外とすべき。	ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲	本文	346	植物等の交配については、提供された遺伝資源を親にして産み出されたF1の経済的価値に対する利益配分までを契約の範囲として、F1の遺伝資源としての以後の利用への権利は作成した国に属する、もしくはIPTGRで既に規定されている方法に準じるべき。		ご意見の趣旨は当該箇所の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲	本文	347	他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源に関しては、引き継がれた形質の割合よりも、引き継がれた形質の重要度を重視すべきだとしているが、重要度は変化するため、絶え間なく見直す必要があることを明記すべき。		当該箇所では「引き継がれた重要な形質の把握を重視するべき」と記載しており、形質の重要度については言及していません。	2	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲	本文	15行目	348	掛け合わせの場合には、たとえ重要な形質が備わっていなかったとしても監視の対象にはなることから、当該記載を削除すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	オ 他のもとの掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲	検討すべき事項	1ボツ	349	食料・農業のための植物遺伝資源については、ITPGRの附属書に含まれるか否かに関わらずトレースの対象から除外する。	植物新品種開発では、育種素材として複数の植物遺伝資源を複雑に組み合わせで交配を行っているため、それらを遡ることは事実上不可能。ITPGRでは多数国間の制度に登録された植物遺伝資源のトレースは求めていない(遺伝資源の第3者配布は自由)。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化			350	当該記載を支持。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化			351	感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化、迅速化などが検討されていることは理解できるが、当該箇所はインフルエンザのパンデミックと言った極く限定された事例を想定したものに過ぎず、実態を反映していないことから、より大きな枠組みで(適用事例の範囲を拡大して)捉える必要がある。	サーベイランス事業の様に平時にこの様な病原体の輸送を行うことも想定され、かつ国際協力や国際共同研究などを背景に提供国の要望により実施されること等を考慮すると、当該項目はより多くの事例に適用できる様な検討が必要となるため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化			352	利用後に情報提供が行われたのでは、不正な利用を防止できないのではないが。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視 (monitoring) について	カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化			353	同時に不正な利用が行われた場合の対応について検討すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文			354	クリアリングハウスで一元的に担う方が透明性が高く好ましいが、PIC取得ができた事例だけでなく、できなかった事例を収集・公開する意義が大きい。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文			355	利用国のチェックポイントがABS クリアリングハウスから得た証明書の情報は、原則「公開」できない秘密として管理される必要があるため、該当箇所に含めるのは適切ではなく、独立した項目が必要。少なくともチェックの結果としてチェックポイントが利用側の事業者から受領したPIC/MATに関する情報は、同規定を踏まえるなら、これらもチェックポイントにおいて「公開」できない秘密として管理され、かつ秘密の指定をしたうえでABSクリアリングハウスへ提供される必要のあるものと結論すべきで、「秘密を含まない」とすべきではない。 該当箇所において、「チェックポイントからABS クリアリングハウスに提供する等して公開される情報は、議定書第17条1(a)()において秘密の保護を妨げられないと規定されていることも踏まえて()の2参照)、秘密を含まない最低限のものとするべきである。」とあるが、少なくともチェックの結果としてチェックポイントが事業者から受領したPIC/MATに関する情報は、同規定を踏まえるなら、これらもチェックポイントにおいて「公開」できない秘密として管理され、かつ秘密の指定をしたうえでABSクリアリングハウスへ提供される必要のあるものと結論すべきで、「秘密を含まない」とすべきではない。	事業者にとっては、PICやMATの内容のみならず、遺伝資源へのアクセスそのものも秘密として保護される必要があるため、当該箇所の「国際的に認められた遵守の証明書の情報」が「ABS クリアリングハウスで公開される」としては、利用国等のチェックポイントがABS クリアリングハウスから得た証明書の情報は、原則「公開」できない秘密として管理される必要がある。なお、名古屋議定書14条第2項に基づく秘密管理要求のため、該当箇所に含めるのは適切ではなく、独立した項目が必要。 議定書第14条2において、締約国は、秘密を含まない情報をABSクリアリングハウスに提供する旨が規定されています。	1	
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文			356	研究を開始しようとする事業者にとって、PIC/MATの内容は遺伝資源へのアクセスそのものも秘密として保護される必要がある。一方で、コレクションや素材類のサプライヤーから利用条件を明示して譲渡されるような場合には、譲渡を受けた側に遵守の証明書を確保する動機が生じるため、提供国側からABSクリアリングハウスへ提供された遵守の証明書との一致を内容が保護された状態で確認できる仕組み等が必要。	議定書第14条第2項および第17条第2項(a)(iii)に従い、全てをどの時点においても秘密として管理することを求めるものではないとしても、チェックポイントや関連国内当局における秘密管理は必須。ABS-CHや提供国から情報流出した際は第30条等に基づいて解決されるべき。なお、第17条第4項(a)~(i)で列挙された情報が遵守の証明書に含まれているからといって秘密に該当しないとまでは解釈できない。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文	4-8行目		357	チェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける必要はない。	名古屋議定書第14条及び第17条3に従ったもの。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文	10行目		358	新品種の開発等を行う都度、PICの取得及びMATの締結を行うことも否定されないことから、現時点において提出書類について予断を与えるべきでない。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	本文	12-15行目		359	当該記載を支持。	企業の研究活動等に関する情報は、その企業の死活問題に関わるものである。チェックポイントからABS クリアリングハウスに提供する情報にしても、議定書第17条1(a)()の規定を踏まえ、秘密の保護を損なうべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	意見が分かれた事項	360	遵守措置の変更が必要な場合、利用者からの自発的な情報を利用すべきでない。チェックポイントがこうしたことに関与すること自体に反対	自発的な利用提供はほとんどない可能性や、あったとしても全体を反映しない情報の可能性がある。また、調査の名目で情報の提出が求められる可能性がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	意見が分かれた事項	361	議定書に対応する遵守措置は、他の締約国のPIC取得及びMAT設定がなされていることを確認するものである。たとえ利益配分の事例を収集しても、遵守措置の改善には役立たない。そもそも、国内措置に名古屋議定書の規定以上の内容を含める必要はない。	議定書に、MATの内容の情報をもとにして、利益配分の優良事例を把握する機能を持たせるべきという意見を支持。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	情報の収集及び提供	意見が分かれた事項	362	チェックポイントに、MATの内容の情報をもとにして、利益配分の優良事例を把握する機能を持たせるべきという意見を支持。	議定書の目的は、遺伝資源から生じる利益を公正公平に配分することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することであるから。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントの指定	本文	363	当該記載を支持。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	チェックポイントの指定	検討すべき事項	364	遺伝資源の利用実態や、業務の実効性・効率性を踏まえ、利用者手続き等にあまり負担がかからず対応しやすい実施体制を、関係省庁が一体となって整えることを希望。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	外部からの指摘への対応		365	相互交流の活発化、毎年の規制当局関係者の相互交流システムの構築、相互交流窓口（国際連携を含む）の省庁内あるいは主要研究機関内設置（遺伝研、NITEなど）などの提供国との相互理解・信頼の醸成するメカニズムを新設すべき。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方（大きな方向性）について記載しているものです。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	外部からの指摘への対応	本文	366	当該記載を支持。	議定書締約国 議定書締約国として対応すべき。また、遵守措置は利用者にならざるに少なからずこれまで以上の負担を強いるため、利用者に対し遵守措置に適切に対応していただければ政府がサポートしてくれるというインセンティブを与えるべき。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	外部からの指摘への対応	本文	367	「外部からの指摘」について記載されているが、「外部への指摘」の記載がない。	「外部からの指摘」に対して記載されているが、「外部への指摘」の記載がない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	外部からの指摘への対応	本文	368	記述を以下のとおり変更。「【提供国政府からの指摘に対しては、政府として対応すべき場合があることに留意すること。ただし、提供国政府以外の主体からの指摘に対しては基本的に政府として対応すべきではない。また、提供国から利用者である企業に対して指摘があった場合には、企業は自己責任において対応することが基本であるが、指摘の内容によっては政府間交渉も有り得るため、遵守措置はこのことを考慮したものとなるべきである。】」	「チェックポイントは、ABS クリアリングハウス等から得られる情報をもとに提供国法の内容に精通しておき・・・」の文章で提供国政府からの指摘に対しては日本国政府が関与することが示唆されているので、文章全体のトーンもそのようにすべき。また、NGOからの指摘については政府間交渉に発展する可能性も否定できないので、「基本的には」という文言を加えるべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(4) チェックポイントについて	外部からの指摘への対応	検討すべき事項	369	当該記載を支持。	遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべき。特に、組織的に対応することが困難な中小企業や個人事業者等への支援が必要。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について			370	遺伝資源等の利用者へ周知・普及させるためには、2015年では時期尚早。過失による遵守措置の不履行が多々あると考えられるため、罰則規定は当分の間作らないことを要望。	学術研究の場合、罰則規定の存在だけでもアクセスを控える傾向をもたらす。遺伝資源を用いた研究が衰退する原因となり、当該研究領域がなくなる可能性も考えられる。学術研究では罰則規定を作らない等の配慮も要望。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。なお、遵守措置の態様（罰則を設定可能な法律とするか、ガイドラインとするか等）については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について			371	不履行や違反に関しては、名前の公開、罰金はもちろん、遺伝資源の利用ができなくなるなどの罰則を設定する必要がある。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。なお、遵守措置の態様（罰則を設定可能な法律とするか、ガイドラインとするか等）については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について			372	不確実な遺伝資源の利用に対する猶予システムを新設し、不確実な遺伝資源に対して、不確実遺伝資源の保有申告と合法化相談、誠実な後出しPICの許容をするべき。		検討会で議論されていない観点です。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について		373	過失による遵守措置の不履行（non-compliance）については、利用者がその不履行（non-compliance）の状況を是正する機会を設けるべき		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行（non-compliance）の状況への効果的な対処について		374	提供国における類似法令の運用実績なしに立法することは実態に即していないため、当面はガイドラインによる行政措置とするべき。	類似法令の運用実績がないまま、立法措置がされると実情とかけ離れたものができる。それに対応した国内立法措置にすると、同様に実情とかけ離れたものとなる。	遵守措置の態様（法律やガイドライン等のいずれとするか）については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所		意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	本文		375	当該記載を支持。極めて限定された悪意のある者のために、「差し止めや没収等の厳しい罰則を日本でも定める」ことは、圧倒的多数が善意の利用者であるわが国では、利用者を委縮させるなどの弊害が生じる可能性があり、定めるべきではない。	遺伝資源の定義等が曖昧なため、法的な安定性に乏しいことを懸念。利用者が誤解によって意図せずに不履行となってしまうことを懸念。	ご意見の趣旨は当該箇所及び(検討すべき事項)に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(罰則を設定可能な法律とするか、ガイドラインとするか等)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	4
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	本文	1段落目	376	当該記載を支持。	議定書第15条2及び第16条2に基づき適切な対応が必要。なお、その場合でも、条約及び議定書の目的に資するため、利用者がその "non-compliance" の状況を是正する機会を設けるべきである。また "non-compliance" を日本語で「不履行」と訳すべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	本文	1段落目	377	国内措置が厳しいと予想外の問題が生じる可能性が懸念される。そのため、国内措置は直ちに法令化するのではなく、とりあえずガイドラインから始める、あるいはガイドラインにとどめることを強く希望。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいづれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	本文	2段落目	378	当該記載を支持。	議定書第15条2及び第16条2に基づき適切な対応が必要。なお、その場合でも、条約及び議定書の目的に資するため、利用者がその "non-compliance" の状況を是正する機会を設けるべきである。また "non-compliance" を日本語で「不履行」と訳すべきではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	検討すべき事項	2 ポツ	379	"non-compliance" への対処は、第15条2及び第16条2に従って、適切で効果的かつ約り合いのとれた措置でなければならないが、国内措置の具体的な姿が見えない状態であり、拙速に検討を進めるべきではない。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。国内措置の具体的な内容については今後検討されることとなっています。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	検討すべき事項	3 ポツ	380	日本の企業のABSに関する活動方針から判断して、故意による提供国のABS 法令等の不遵守や契約の不履行がなされることは極めて考えにくいことから、まずは不適切な利用を未然に防ぎ、適切な利用を促進するための普及啓発を十分に行うべき。		ご意見の趣旨は 1(5) 及び 3 に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	遵守措置の不履行 (non-compliance) (議定書第15条2及び第16条2)	検討すべき事項	4 ポツ	381	「意図せず不遵守を行ってしまう可能性があることから、当該者への周知を効果的に行う必要があること」に留意。」に変更すべき。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(5) に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	チェックポイントからの情報要求への不履行 (non-compliance) (議定書第17条1(a)())	本文		382	普及啓発及び機関担当者の育成を要望。		ご意見の趣旨は 3 及び 3 の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	チェックポイントからの情報要求への不履行 (non-compliance) (議定書第17条1(a)())	本文		383	チェックポイントの具体的な姿が見えない状況であるから、拙速に進めるべきでない。まずは、不適切な利用を未然に防ぎ、適切な利用を促進するための普及啓発を十分に行うべき。	遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべき。支援措置の一つとして、規模や業種に関わらず全ての利用者に対し、徹底した普及啓発を行うべき。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	3
	1. 遵守に関する国内措置	(5) 不履行 (non-compliance) の状況への効果的な対処について	チェックポイントからの情報要求への不履行 (non-compliance) (議定書第17条1(a)())	検討すべき事項		384	チェックポイントの具体的な姿が見えない状況であるから、拙速に進めるべきでない。まずは、不適切な利用を未然に防ぎ、適切な利用を促進するための普及啓発を十分に行うべき。	遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべき。支援措置の一つとして、規模や業種に関わらず全ての利用者に対し、徹底した普及啓発を行うべき。	ご意見の趣旨は当該箇所の本文及び 3 に含まれていると考えます。	2
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について					385	非営利分野に関しては、国内PIC制度導入は不要。	特に非営利的な分類学・系統学分野においては、経済的価値を伴わない成果に対して膨大な事務手続きと時間のロスが予想され、研究どころではなくなる可能性を危惧。 PIC制度が導入されると、研究者間での機敏な遺伝資源の移動に一定の負荷が生じる。国内での遺伝資源取得に際してもPICが必要となれば、この負担が膨大なものとなり、自国の自然を理解するための研究を阻害する。国内の遺伝資源を保護するために、一定の制限を設けるべき生物・保護区等があれば、別の法律によってそれぞれに制約を設けるべき。 非商用目的の学術研究利用を推進することが、研究者にとっても我が国にとっても大きな利益をもたらすことから手続きは簡易であるべきこと、本案にあるとおり保護すべき固有の知識が事実上見あたらないこと、から国内PIC制度を措置すべきでない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について					386	日本国内における遺伝資源についても経済的安定的な発展に資する対象や取り扱いをする限りは国家の主権にかかわる財産という認識が必要。	生物を遺伝資源と明記したということは、研究や経済に有用な対象であるという明確な位置づけの宣言と言える。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文				387	当該記載を支持。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			388	国内PIC制度は、現時点では産業的障害が懸念されるため、当面主張するべきではない。	対象が不明確で、直ちに法的制度を定めるべき時期に至っていない。市販品種をも対象とすると、非常に煩雑となることを懸念。利用者が対象を容易に判断することができないと法の運用が困難になる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			389	遺伝資源等に対する国内PIC制度は、少なくとも学術研究における遺伝資源については、措置するべきではない。	市販品種を用いた学術利用研究に関しては、MATの交換についても誰を対象にすべきかについて明確でない場合がある。多くのが個人的な飼育を目的として輸入されており、入手先とMATを交換することも困難。このような場合、利用を一律に禁止するのはなく、入手時期と入手先を明示することで、相手国からの申請があった際には事後にも適切な相手とMATの交換を可能にする制度にしよう。 実験動物の提供件数は年間数百件を越えるため、すべてについてPIC/MATを義務づければ迅速な提供が不可能となり、研究が困難となる。 国際競争力ばスピードが必須だが、時間のかかる手続きは、国際競争力を低下させる。国内PIC制度によって学術研究の国際競争力があがることが想像できない。 遺伝資源に対する国内PIC、MTAを交わす制度は学術研究の促進を妨げる恐れが大きい。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	52
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			390	国内PIC制度は措置するべきではない。	制度があること自体、日本の資源が多くの人に利用され人間や他の生物や環境に有効に使われるようになることを妨げることにつながる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			391	加盟各国の関心は金銭的利益の配分の保障と考えられることから、費用がかかり、見返りとしての金銭的利益のない学術研究では、日本国の国益の確保と相手国との両面を満たすような国内措置の検討は困難な課題であり、国内措置で法制化を急ぐことは不適切。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましいが、政府の了解が必要となると、時間がかかり研究の阻害要因となる。	2へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は1に関わるものと考えられます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			392	国内PIC制度で市販品種を対象とするべきではない。	対象が不明確で、直ちに法的制度を定めるべき時期に至っていない。市販品種をも対象とすると、非常に煩雑となることを懸念。利用者が対象を容易に判断することができないと法の運用が困難になる。	ご意見の趣旨は当該箇所の本文及び(国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項)に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			393	国内PIC制度の対象が不明確なので、今後ももし国内PIC制度を始める際には、対象の定義を明確にすべき。	対象が不明確で、直ちに法的制度を定めるべき時期に至っていない。市販品種をも対象とすると、非常に煩雑となることを懸念。利用者が対象を容易に判断することができないと法の運用が困難になる。	ご意見の趣旨は当該箇所の(国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項)に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			394	学術研究分野においては国内PIC制度の必要性はない。制度は法律ではなく柔軟性のあるガイドラインが望ましい。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましいが、政府の了解が必要となると、時間がかかり研究の阻害要因となる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、国内PIC制度の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			395	チェックポイントへの届け出は必要最小限のものとすることが望ましい。	学術研究の範囲では、海外とのサンプルのやり取りは迅速であることが望ましいが、政府の了解が必要となると、時間がかかり研究の阻害要因となる。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			396	国として重要な遺伝資源を保護するため、一部で国内PIC制度の導入を検討する余地はある。	遺伝資源とそれに関連する伝統的知識の保護を目的に、遺伝資源の権利者が売却してしまう国外へ情報が漏れ出てしまうといった状況を鑑みて、例えばアイヌや琉球といった先住民や一部の遺伝資源のみを対象に、国としてある程度の制約をかけることを検討する必要性はあると考える。	ご意見の趣旨は当該箇所(国内PICを措置することの是非に関して検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			397	国内PICの措置の必要性はない。しかし、国産であることの証明制度を設けるべき。	日本における生物資源を用いた産業を守るため、国内PICとは別の制度として国産生物資源であることを国として証明する何らかの制度を設けることが必要ではないか。	ご意見の趣旨は当該箇所の(その他の検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			398	条約内容に誤解を生じやすい曖昧な用語や表現があるため、それらを的確に定義した上で整理し、全体で整合統一すべき。また、用語については、日本語英語併記も多用すべき。	「権利」の対義語は「義務」であるが、本議定書においては授受という関係での「権利」の対比語は「利益」であるため、MAT上権利や利益の内容を種別分けしておくことが重要。特に「権利」には法令・条約等で定められるものとしてでないものがあることに留意が必要。用語や表現の整合等については、他国との渉外上においても誤解を避けるため、国内PIC制度の議論には措置を講じた場合に想定されるケーススタディの他、特許庁など関係機関の見解等も必要不可欠。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。なお、報告書案での生物多様性条約の規定に係る説明は、日本の公定訳に即したものとしています。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			399	国内PIC制度については、おもに商業利用を対象に緩やかな導入をすべき。	日本は生物多様性のホットスポットであり、未知の生物資源も含め豊富といえる。日本で改変・作出された遺伝資源も多く、これらを守る観点から、商業利用に限定した、なんらかの国内PIC制度を導入するのが現実的と考える。国内のカルチャーコレクションや学術研究機関であっても、利用国(者)によって、制度を活用するかどうか機関が選択できるとすることも可能と思われる。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			400	学術利用において国内のPIC設置は必要性を感じないのて提案書に賛成だが、それにより第三者への分譲がリソース保有箇所からではなくなることを配慮すべき。	学術分野における国内PICは科学技術立国を目指す上で不利益をもたらす可能性が強く、必要性を感じない。一方で、日本国内で開発、系統化された我が国が強いリソースについての配慮も行うべき。これまで品質保証、リソース事業の意義を守る為にリソースの第三者への譲渡は固く禁じている。国内のPIC設置は不要であるが、リソースの分譲はオリジナルの保存機関から行われることを周知する配慮を要望。	検討会で議論されていない観点です。なお、本文へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は当該項目の(その他の検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			401	国内PIC制度は措置するべきではないと断言されているが、その具体的な理由は何かなど、その裏付けとなる資料や調査結果等を引用しつつ、報告書中あるいは参考資料中において解説を示すべき。	当該記載の根拠・理由が不明確であるため。また、根拠・理由を示しつつ、具体的な内容を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			402	最近の内外情勢に鑑み、国内措置として日本政府のPIC/MAT制度を整備するべき。但し、学術上の目的、または育種を目的とする遺伝資源の受け渡しの場合には、これを適用せず、従来通りの適切なMATの使用による。商業上の遺伝資源利用を目的とする場合に限り適用するが、利用者が日本人若しくは日本籍企業である場合には、PICは必要とせずMATのみにより代用することが出来るものとする。	わが国としてPIC/MAT制度を整備する必要があるが、これまでの経過からすると、その適用には実務上の問題により遺伝資源の利用が妨げられないように配慮するべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			403	「関係法令」や「PIC」の内容を明確するとともに、条約内容とわが国の現状を的確に表現・整理すべき。	日本は利用国のみか、利用国・提供国双方を決めた上で議論すべき問題であるため。なお、わが国が提供国で開発途上国が利用国となる場合、当然提供側の知的財産保護には留意すべきであり、その上での国内PIC制度の導入の是非を議論すべきと思われる。日本の法令上の知的財産と「生物資源」や「遺伝資源」との関係整理が必要不可欠。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文			404	日本の昆虫分類においては、在野の研究者が多いので、国内PICも国内の研究者が動きやすい制度、例えば国が指定する学会等（日本昆虫学会・日本甲虫学会等）をアクセスポイントとして活用し、包括的なPIC制定し、その団体経由での研究は可能となる緩い制度を検討してほしい。反対に、締結国が厳しいPICを国内で制定した後、日本にも同様の制度を要求してきた場合、その国に主導権を握られてしまう危険性があるため、現段階から戦略的に検討してほしい。		検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文	33-36行目		405	国内PIC制度が締結して当該国に不利な影響を及ぼしたとの記載があるが、その具体的な理由は何かなど、その裏付けとなる資料や調査結果等を引用しつつ、報告書中あるいは参考資料中において、具体的な内容の解説を示すべき。	当該記載の根拠・理由が不明確であるため。また、根拠・理由を示しつつ、具体的な内容を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文	38-3行目		406	国内PIC制度が導入されれば、なぜ、「国内のコレクション」に「日本の遺伝資源」を寄託等する際の手続きもPICや権利関係の確認のためにより煩雑になるのか、その具体的な理由を示すべき。	寄託の際の手続きにはPICの確認は求められておらず、また権利関係の確認はPICとは関係ないと考えられるため。根拠を示しつつ、具体的な課題を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文	3-5行目		407	制度内容が各国の設計（例えば、内外差別の導入、対象に応じて手続の免除や柔軟化等）に依るところもあると考えられるが、なぜ、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得るのか、その具体的な理由を示すべき。	理由を示しつつ、具体的な課題を明確化及び具体化された方が、今後の国内措置の検討に資するため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	本文	12-13行目		408	当該意見・主張は、大きな問題を内在しているので「運用上問題や障害が生じないように留意しつつ、実行可能性を吟味しながら適正な制度を検討していく。」に記述を修正することを提案。	PIC制度はABSの根幹をなす制度であり、名古屋議定書を定めた主権国として、自国ではPIC制度を否定する行為は、名古屋議定書の本意への認識の無さと無責任ぶり示すことになりかねない。生物多様性に資する遺伝資源の国内外の持ち出し（出入）に関しては、将来的に大きな問題や課題が予想されることから、最低限でも、届け出制度による現状把握と情報を保持していないような制度設計はありえない。様々な形で、海外との交渉や折衝などが将来的に予想されることから、重要な自国生物遺伝資源の現状把握と利用規程をもつことで、はじめて対等な交渉や折衝が可能となる。報告案を読むが、できるだけ利用を優先させて、面倒な規制を避けるべきとの利用者本位の安易な考え方が随所に強くでているように読める。生物多様性条約の意義や名古屋議定書の本来の趣旨が、十分に共有されていない懸念を感じる。新たな時代状況下での、可能なかぎり先の将来的な見通しを考慮して、国際社会に貢献するような制度づくりを目指すべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			409	日本国内で採集された遺伝資源を、国内での学術研究に利用するにあたり、提供・寄付などを受けた場合も含め、これらにMATやPICが伴わないことが学術研究の支障とならないように、国内措置の適用外とするなど配慮してほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			410	名古屋議定書が、生物多様性保全の基礎となる、生物多様性をより深く理解するための学術研究を、停滞させることにならないよう配慮して欲しい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			411	以下の内容を追加すべき。「今のところ日本では、外国人による国内の動植物等の遺伝資源の採取や、その国外への持ち出しに対する法的規制がほとんど整備されていないために、販売目的などで大量の動植物の海外流出が止められない現状にある。これは国土全体がホットスポットに指定されているほど貴重かつ危機的状況にある日本の生物多様性の保全とその持続利用という観点からみても、由々しき大問題であり、この機会に日本の遺伝資源の利用にあたっては厳しい対応を望みたい。国内PICの実施に問題が多いならば、海外への持ち出しに限ってもPICやMATの締結は必須とすべきである。」	国土全体がホットスポットに指定されているほど貴重かつ危機的状況にある日本の生物多様性の保全とその持続利用のために「提供国」としての観点を忘れるべきではない。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			412	遺伝資源を守りたい者がいるにも係わらず、認識不足者の一つの行為により流出してしまうので、提供国の許可を必要とする制度についても検討してはどうか、また、繁殖させる行為が遺伝資源の利用かについても検討してほしい。	検討を促進するため	ご意見の趣旨は当該箇所及び（国内PIC制度を措置することした場合に検討すべき事項）に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			413	現時点では実施された場合の問題点が必ずしも明確でないが、可能な限り簡素な制度とすべき。	従来、当事者間のMTAがMATの代替機能を果たすものと考えられるが、PICを発給するにあたりMATの詳細が分からない限り発給されないような事態は、手続きの煩雑さに加えて、発給の遅延等により利用開始時期の見通しが立たなくなる等、議定書の趣旨に沿わない事例が頻発することが懸念される。PICについては、(1)国内措置を講じない、(2)講じる場合にはガイドラインなど、法的拘束力の弱い制度とする、(3)MATを締結する者に対し、締結の権限を認めるか否かを明示する程度のもので、MATの内容そのものについては、その詳細に立ち入らないものとする、のいずれかの制度に留めることが望ましい。	ご意見の趣旨は当該箇所の（国内PIC制度を措置することした場合に検討すべき事項）に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項			414	国内PICを導入した場合、現在外国にある日本の遺伝資源についても利用する場合には、日本からPICやMATを取得することが必要となるのかについても検討して欲しい。また、海外にある何をその対象とするかも検討してほしい。	検討を促進するため	国内PIC制度を導入する場合には、日本国内にある遺伝資源が対象になると考えられます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項	4 ポツ		415	現時点では、例え緩やかであっても、日本が国内PIC制度を導入するべきではない。	現時点では、遺伝資源等についての国内PIC制度は措置するべきではないが、遺伝資源を巡る情勢の変化等から将来的に必要な場合に備えて検討は継続する必要がある。	ご意見の趣旨は当該箇所本文に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することの是非に関して検討すべき事項	4 ポツ		416	穏やかな制度という選択肢が議論されているが、そのような中途半端な制度を円滑に運用することは困難。結果として遺伝資源の利用活動は阻害されるため、穏やかなPIC制度という考え方は妥当ではなく、国内PIC制度は措置すべきではない。	国内PIC制度を導入することにより、学術活動および産業活動が障害を受けることは明らか。中途半端な制度を円滑に運用することは困難であり、結果として遺伝資源の利用活動は阻害される。したがって穏やかなPIC制度という考え方は妥当ではない。	ご意見の趣旨は当該箇所及び本文に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項	1 ポツ		417	自然保護にも経費がかかるため、その費用とメリットとのバランスを把握しておく必要がある。なお、菌類や原生生物等も対象に加えることについては、その意義と実施可能性を十分検証すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項	1 ポツ		418	自然保護制度の改正等により国内PIC制度を検討すべき、日本国内の遺伝子資源の持続的利用から生ずる利益を日本の生物多様性保全に充てるという意見を支持する。	遺伝資源の持続的な利用から生ずる利益配分を通じて、途上国の保護地域制度の発展に寄与するという発想がABS制度の出発点であるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項	4 ポツ		419	制度の導入以前の取得まで過ぎないことを原則とすること。	ウィーン条約第28条に基づき、名古屋議定書は適及しない、と解釈されるため。適及適用しないことが崩れれば、他の条約等にも波及する恐れがある。多数の標本を保有しているため、過去に通りPICやMATを設定することは現実的ではない。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	3
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項	6 ポツ		420	国内PICを導入すると学術・産業界に対し死活的な影響がある旨の記載があるが、内外差別を導入し、我が国の学術・産業界等が取得する場合には国内PICの取得を行う必要がないといった制度を導入すべきではないか。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項	6 ポツ	14-17行目	421	議定書第8条(特別の考慮事項)は、国内PIC制度において、日本人と外国人とを区別すべきでないとする根拠にはならないと考えられる。	議定書第8条は内外無差別の是非については触れていないため。	検討会で議論されていない観点です。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項			422	当該記載を支持。	そのような制度が必要かどうかも含め、検討する価値がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項			423	国内企業の研究開発を阻害しないよう簡便且つグローバルに認められる手続きであるべき。そのための手続きとして、日本で取得したことの公的な証明について検討すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	国内PIC制度以外の選択肢として検討すべき事項			424	当該記載を支持。	そのような制度が必要かどうかも含め、検討する価値がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	2. 遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について	その他の検討すべき事項			425	我が国が保有している資源の利用促進による非商業的学術研究の推進には、それらを正しく管理する公的ストックセンターの拡充が必要。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	27
	3. 普及啓発及び利用者支援				426	当該記載を支持。	大学等での基礎研究の現場にはPIC、MAT等の概念は馴染みが薄く、現状では実施が困難。遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべきであり、学術研究者等への単なる普及啓発だけでなく、国を挙げて名古屋議定書の時代に向け科学技術基盤を再整備する必要があるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	6
	3. 普及啓発及び利用者支援				427	特に非営利な学術研究に関する遺伝資源、コレクションの開発、維持、保存は我が国の基礎研究の競争力維持、発展のために重要であり推進が望まれる。	現在のNBRP制度の拡充と開発に関する支援が重要であると考える。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
	3. 普及啓発及び利用者支援				428	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPICやMAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供個別、利用者の個人が機関従事者かといった立場ごとに示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなどが考えられる。	学術研究の行為主体は研究機関従事者を指していると考えられるが、研究機関や専門領域の規模は様々であり、高校教員がある自然科学分野の世界的権威である場合や昆虫類の多様性研究の場合は機関従事者以外の研究者人口が多いため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	3. 普及啓発及び利用者支援				429	国内措置の導入に当たっては、まず関連する知識の普及啓発に対して取り組むことが緊急の課題である。また、利用者をあまねく支援していくため、公的機関における相談窓口の設置が必須。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	3. 普及啓発及び利用者支援				430	利用者を支援する専門家(集団)を早急に育成すべき。そのための施策として、公設相談窓口の拡充・促進、専門家養成助成、専門家集団組織の設置助成、経験のデータベース化等を実施すべき。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	3. 普及啓発及び利用者支援				431	ITPGRFAで確立している標準材料移転契約(sMTA)を参考として、国内措置において国際的証明文書として使用できる簡易な標準的文書を定めるなど、中小事業者においても容易に遺伝資源を利用できるよう取り進めるべき。	植物品種の育成経過に関する情報は、育成者自らから外部から導入した育種素材以外の、過去に使用されている素材の情報は入手不可能なものが多い。また、交配毎に非常に大量な後代が得られるため、その全てについて調査し、チェックポイントへ報告を行うことは、非常に煩雑。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	4
	3. 普及啓発及び利用者支援				432	遺伝資源取得の際のマニュアル整備・各業界における相談窓口の設置の他、遺伝資源取得取り扱い講習により状況の改善が期待できる。		検討会で議論されていない観点です。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
	3. 普及啓発及び利用者支援				433	アマチュア研究者が多い昆虫関連の学術研究分野にも配慮し、学会等の学術団体を含めた想定としてほしい。	昆虫、特に蝶や蛾を研究している者は、学会会員でも大半がアマチュアで、学術機関や企業等に所属する利用者という訳ではないため。	核討会で議論されていない観点です。	2	
	3. 普及啓発及び利用者支援				434	国内措置の性急な実施はせず、実施するにしても当面ガイドラインといったゆるやかな措置として、その間に普及啓発と支援措置の体制を整備してほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発			435	政府等による普及啓発を引き続き実施、強化してほしい。その際には、利用者がどのように対応すれば良いかを示すような工夫をしてほしい。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	本文		436	当該記載を支持。	遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべきであり、支援措置の一つとして、規模や業種に関わらず中小・零細・個人企業や学術研究者の一人ひとりまで含めた全ての利用者に対し、徹底した普及啓発を行うべき。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	4	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	本文		437		放射性物質利用者のように年1回の講習会受講を義務づければよいのではないが。	核討会で議論されていない観点です。	2	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	本文		438	普及啓発を行う際には、対象を、実際の利用者となる企業・学術界の人々と一般人とに分け、それぞれに合わせた形式で行うべき。	普及啓発を行う際には国民への周知が前提となるが、対象者によって必要とされる情報は異なる。一般人は国内措置の概要を把握することで事足りる一方、実際の利用者となる企業・学術界の人々については、その詳細についてまで周知徹底を行う必要がある。	核討会で議論されていない観点です。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	本文		439	誰でもが遺伝資源を扱う関係者になり得ることから、一般の市民への普及啓発を行うことが必要。特に一般消費者に向けた普及啓発を行うことによって正しい消費行動を普及啓発することは、遺伝資源の利用者である企業の不正使用を抑制する効果があると考えられる。		核討会で議論されていない観点です。	2	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	本文	17行目	440		農林水産省における遺伝資源導入に関する普及啓発活動についても触れて欲しい。	核討会で議論されていない観点です。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	検討すべき事項		441	育種・種苗産業の特性に鑑み、ABS実施に必要な当面の事態に対処するためには、公的ベースの国際システムの進展、政府が関与するABS関連推進事業等の成果を踏まえつつ、育種・種苗産業の実態・国際的制度・関連情勢に精通した「ABS対応育種・種苗関連相談・指導システム」を構築・整備して対応する必要がある。	複雑な過程が極めて多いため、提供国の検討が遅れていること、国際的にITPGRFA、UPOV条約等でABSに対処した調整がなされる可能性があること等から、これらの動きを把握して的確に対応できる国内の「相談・指導システム」が必要。また、多くの関係者を含むため、円滑化のためには、専門的・効率的な「相談・指導システム」が必要。 提供国の検討が遅れているので、提供国との折衝・交渉は、公的な遺伝資源の取扱いシステムの構築と同調してなされるような「相談・指導システム」を通じて行うことが必要。 遺伝資源が使用された種苗について、当該遺伝資源の具体的な貢献度、販売利益に占める配分割合を算定することが極めて難しく、納められるような算定には高コストを要するため、「相談・指導システム」で専門的なノウハウを整備して対処することが必要。	ご意見の趣旨は当該箇所及び 3 に含まれていると考えます。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	普及啓発	検討すべき事項	3ボツ	442	「提供者及び利用者の双方にとって望ましい形で行われたABSの事例等、ABSに関する優良事例(best practice)の表彰及び普及」については、必要性、実施可能性等を含め、慎重に検討すべき。	企業にとってMATの内容は機密情報であることも踏まえ、このような制度が実施可能であるか、どの程度遵守措置のインセンティブとなり得るのかが慎重に検討すべきであるため。	当該箇所は「検討すべき事項」としており、ご意見の趣旨は含まれていると考えます。	3	
	3. 普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文		443		的確な対応のために支援機関の存在は重要。	個々の研究者の対応ではなく、大学・研究機関レベルでの知財室が連携を取ることが重要であるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	3. 普及啓発及び利用者支援	利用者支援			444	非商業的利用、特に基礎的学術研究については、研究推進の障害とならぬよう、手続きはできるだけ簡素になるよう配慮して欲しい。特に、PIC/MATの取得にあたって、地方博物館や小規模な大学、個人研究者の取得が困難にならないよう、手続きの簡素化を強く求めるとともに、取得に関する支援体制の整備を求め。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) 等に含まれていると考えます。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	1段落目	445	非商用の基礎的学術研究は、組織に属さない研究者によっても行われていることを考慮し、彼らの研究活動が阻害されないよう最大限の配慮を行うこと、及び、相談窓口の設定についても、非職業的研究者が遂行する学術研究が円滑に進むような仕組みとなることを期待。		ご意見の趣旨は当該箇所及び 1(3) 等に含まれていると考えます。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	1段落目	446	継続性と専門性のある組織が相談窓口の整備に賛成。また、利用者支援として、例えば科学技術協定を結んでいる国との学術研究を目的とした遺伝資源の利用については手続きを省略もしくは簡略化する等、政府間での調整を行ってほしい。	膨大な数の標本を収蔵・管理する博物館において、PIC/MATの情報蓄積・データベース化等の作業が、既存の業務の妨げにならないように実施されることは、分類学や他の生物多様性研究分野にとって必要。	ご意見の趣旨は当該箇所及び(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1	
	3. 普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	1段落目	447	農林水産省の該当する相談窓口を記載すべき。また厚生労働省の薬用植物導入に関する支援窓口を記載すべき。	個人、都道府県または中小規模の企業等を支援する政府機関の相談窓口が必要。特に育種に関連する分野では、ある遺伝資源の利用がITPGRのMLSの範囲に該当するか否かに関して微妙な判断を必要とする場合が考えられるため、農林水産省内にこのような相談窓口が定められ開示されている必要がある。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます(P26L34)。なお、本段落の冒頭で「生物多様性条約及び名古屋議定書に基づくABSに関する相談窓口の例を記載しています。」	1	

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	1段落目	448	遺伝資源の利用に関連する主要な産業分野として、経済産業省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省をあげ、各産業の実態に対応した普及啓発、支援を可能とする体制が提案された。しかし国として整合性のある対応をする必要があり、本条約を担当する環境省のなかに、関係各省の実務担当部局を束ねる協議体を設け、定期的に会合して意見交換し統一性のある方策を定め、さらに今後の国際情勢の変化に対応した国益の確保に努めるべき。	提供国との間の法的な交渉などは、統一した解釈が求められるとともに、提供国における国内法制定の進捗に伴い変化する国際情勢に対応できる体制が求められるため。	検討会で議論されていない観点です。なお、3へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は4に関わるものと考えられます。	1	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	2段落目	449	名古屋議定書の発効後の遺伝資源の適正かつ円滑な利用を推進するためには、NBRPなどの生物遺伝資源管理提供機関がより一層重要な役割と責務を果たすことが必要であり、これら生物遺伝資源機関へ積極的な支援は不可欠。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	31	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	2段落目	450		膨大な数の標本を収蔵・管理する博物館において、PIC/MATの情報蓄積・データベース化等の作業が、既存の業務の妨げにならないように実施されることは、分類学や他の生物多様性研究分野にとって必要。	検討会で議論されていない観点です。	1	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	本文	3段落目	451	多くの利用者（特に中小・零細・個人企業や学術研究者）にとって、契約書のひな形は大きな助けになると思われるが、本来契約書は当事者間の合意に基づくものであり、契約の条件まで規制するようなひな形となつてはならない。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	検討すべき事項		452	「検討すべき事項」へ以下の内容を追加する。 「研究機関に所属していない個人研究者や本業が別にあるアマチュア研究者への配慮が全くなされていないことは極めて大きな問題である。そもそも学術研究に係る様々な措置に関しては、すべて提供国側の研究者が所属する「機関」と利用国側の研究者が所属する「機関」で対応されるであろうことを前提としており、このままでは、所属機関からのバックアップ体制の望めない個人研究者やアマチュア研究者の活動は極めて大きな制約を受けることは必至である。」	わが国の昆虫分類学分野はアマチュア研究者の活躍によって支えられてきた経緯があり、アマチュア研究者の活動が阻害される状況に陥れば、日本の昆虫分類学は大きく停滞してしまう。今後、少しでも個人研究者やアマチュア研究者が海外からの研究材料を取得しやすくなるよう個人研究者やアマチュア研究者を視野に入れた利用者支援体制を構築するべき。	検討会で議論されていない観点です。	1	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	検討すべき事項	3ポツ	453		当該記載を支持。	利用の実態を把握した上で、その実態を踏まえつつ可能な限り明確にし、それを日本の遵守措置の対象とするかどうかは、通用で解決すべき。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	2
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	検討すべき事項	3ポツ	454	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPICやMAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供国別、利用者の個人か機関従事者かといった立場ごとに示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなどが考えられる。	学術研究の行為主体は研究機関従事者を指していると考えられるが、研究機関や専門領域の規模は様々であり、高校教員がある自然科学分野の世界的権威である場合や昆虫類の多様性研究の場合は機関従事者以外の研究者人口が多いため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	検討すべき事項	4ポツ	455		当該記載を支持。例えば（独）製品評価技術基盤機構（NITE）の取組みを参考とすべき。	遵守措置と支援措置は、車の両輪として実施すべきであり、支援措置の一つとして、上記のような取組みは有効である。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
3	普及啓発及び利用者支援	利用者支援	検討すべき事項	4ポツ	456	日本国内での措置を取り決める段階で並行して締約国間のPICやMAT取得プロセスの大胆な簡素化への誘導を日本が率先して行う必要がある。国内に向けた取り組みとしては、PIC取得の具体的なプロセスを提供国別、利用者の個人か機関従事者かといった立場ごとに示し、提供国での遺伝資源アクセス方法を提示するなどが考えられる。	学術研究の行為主体は研究機関従事者を指していると考えられるが、研究機関や専門領域の規模は様々であり、高校教員がある自然科学分野の世界的権威である場合や昆虫類の多様性研究の場合は機関従事者以外の研究者人口が多いため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
4	国内措置に関係するその他の事項				457	日本国内の遺伝資源に関し、施策の結果が海外からの利用を促進しつつ国内研究者の研究活動を阻害する、という事態に陥ることのないよう配慮して欲しい。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
4	国内措置に関係するその他の事項	利用者が自らとるべき対応	1段落目		458	2015年までに国内措置を実施するのは時期尚早。監視システムの段階的な実施、提供国のABS関連法令や手続き体制の整備、研究機関の体制整備と営利従事者からの実施、モデル事業の実施の予算化、主要機関に専門家組織のモデル設置、中心的な専門家組織の省内への設置、情報発信と訓練等を実施すべき。		検討会で議論されていない観点です。なお、4へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は4に関わるものに限定されないと考えられます。	1	
4	国内措置に関係するその他の事項	利用者が自らとるべき対応	1段落目		459	微生物や植物の維持系統株、生物標本についてはPICやMATの取得証明の添付を国内規定として義務付けるようにすれば、100年後の試料の取り扱いについても混乱が起きないと考える。	学名を担保する完様式標本はその条件の明示が標本に添付されているため、ほとんどの場合論文公表以降も標本の出自が明らか。	検討会で議論されていない観点です。4へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は1(4)に関わるものと考えられます。	1	
4	国内措置に関係するその他の事項	利用者が自らとるべき対応	1段落目	24-26行目	460	コモディティについては「売買時の本来の目的」で使用される場合であるか否かによらず、名古屋議定書第15条第1項に基づく遵守措置の対象とすべきではない。これを踏まえて、「...譲り受けの際は、【それがコモディティである場合を除き、】当該他国のPICが取得され...」と挿入されるべき。		当該箇所では、一般的に利用者が自らとるべき対応について記載しています。遵守措置の適用の範囲とコモディティの関係については、1(3)に記載しています。	1	
5	国内措置の検討の今後の進め方				461	まず、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、適切な国内措置を設計していく基礎を固めるべき。		ご意見の趣旨は当該箇所の本文に含まれていると考えます。	1	
5	国内措置の検討の今後の進め方				462	研究分野の現状を考慮してほしい。	ABSは従前のような研究標本の円滑な交換利用を改善するものではなく、かえって大きく阻害する可能性をはらんでいる。多数派である営利産業界からの意見だけでなく、少数派である学術研究者（分類学等）の意見も考慮されるよう希望。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
5	国内措置の検討の今後の進め方				463	議定書の国内措置の今後の検討にあたっては、政府、学術界、産業界のみならず、生物多様性の利益を代弁するNGOと伝統的知識を有する先住民の利益を代弁するNGOの参画により議論をすすめるべきであるという意見を支持。		ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1	
5	国内措置の検討の今後の進め方				464	提供国の第8条実施に向けた促進活動をとする組織体を国内に形成・実施するべき。提供国に、第a項の簡便なシステムとして、Fast Track認可制度創設やPICの後付認可制度創設、機関間の包括PIC制度創設の提案・検討、第b項の緊急事態としてFast Track認可制度の導入、第c項の食料農業遺伝資源としてITPGRFAの考え方をその他の植物遺伝資源に拡大導入を求める活動を日本政府として実施すべきである。		検討会で議論されていない観点です。なお、5へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は4に関わるものと考えられます。	1	

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
	5. 国内措置の検討の今後の進め方				465	国内措置が厳しいと予想外の問題が生じる可能性が懸念される。そのため、国内措置は直ちに法令化するのではなく、とりあえずガイドラインから始める、あるいはガイドラインにとどめることを強く希望する。		国内措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方				466	「【学术界、産業界等のステークホルダーの下で】関係省庁が一丸となり…」と修正すべき。	「オールジャパン」というのは意味が不明。NGOをここに明記する必要性を感じない。あくまでもABSに関する「ステークホルダー」が関与して国内措置を決定していくという論旨にすべき。	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方				467	日本の利用者が安心して海外の遺伝資源を利用できるようにするために、国としての新しいサポートの仕組みを創設してはどうか、利用者に対してパスポートのような許可証を発給し、国が利用者を保証する仕組みが考えられる。また、発給条件として、PIC/MAT作成、帰国後のチェックポイントへの報告、利益配分などを書面を持って行う。提供国内におけるアクセスや帰国後の各種手続において用いることで、処理スピードが上がると考えられる。		検討会で議論されていない観点です。なお、5へのご意見でしたが、ご意見の趣旨は3に関わるものと考えられます。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方	1段落目			468	今後、国内措置の具体的な制度を検討していく際には、その検討状況をオープンにしてほしい。	遺伝資源の利用の仕方は多様であり、一概に把握することは困難。国内措置の検討状況をオープンにすることで、利用の実態にそぐわない、遺伝資源等の適切な利用促進を阻害するような措置を講じることが防げると考えられるため。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方	1段落目			469	上記内容を支持するとともに、情報公開が徹底して行われるとともに、説明会ではなく公聴会といった、住民参加メカニズムが確実になされることを求める。	検討会終了後、省庁間の調整が行われる際においても、これまで通り多くの利害関係者が議論を交わしながら国内措置の検討を進めていくことを期待。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方	1段落目			470	医薬品分野、農林水産業、医学、応用生物学、基礎生物学、一次的生産物輸入輸出、二次的生産物輸入輸出など、PIC指定による国内での利益分配が不公平にならぬよう、オールジャパンという言葉でまとめず分野を細分化してそれぞれで検討をすべき。		検討会で議論されていない観点です。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方	1段落目			471	日本のステークホルダーのなかに「先住民等社会」を加える必要がある。「先住民等社会」としての「アイヌ民族コミュニティ」と沖縄の「ローカル・コミュニティ」に対して、これまで行われた国内措置のあり方検討について説明し、その意見を聴取すること、そして今後の検討会に参加させることを求める。	国際社会では、ノールウェーが利用国であるとともに、国内にサミ民族という先住民が遺伝資源の提供をしているという点で、先住民の伝統的知識の国内における保護を行っている。日本も、アイヌ民族を先住民として認めているほか、琉球民族を先住民と見なさない場合にも「ローカル・コミュニティ」として、「先住民等社会」に加えるべき。	検討会で議論されていない観点です。	1
	5. 国内措置の検討の今後の進め方	2段落目			472	当該記載を支持。	学術研究に限っても、分野によって様々な事情を抱えていると思われることから、実態を十分に把握し、国内措置による影響を充分考慮した上で、国内措置の整備を行ってほしい。	ご意見の趣旨は当該箇所に含まれていると考えます。	10
指定なし					473	国内措置に対する基本的な考え方に賛成。		ご意見をいただきありがとうございます。	1
指定なし					474	定義を明確化すべき。	遺伝子組換え動物等が対象になると研究が阻害される。	ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	3
指定なし					475	対象とする遺伝資源は、たとえばその国の固有種・在来種に限定し、ゲノム情報を基に人為的に作製可能な遺伝子改変生物や遺伝学的・育種学的手法で作出できるような品種、系統等については対象外とするのが望ましい。	遺伝子改変生物や品種などは学術研究において国際的に共有するのが望ましい資源であり、例え提供しないとしてもある程度時間を掛ければ作れるため。	ご意見の趣旨は1(3)、等に含まれていると考えます。	1
指定なし					476	化学構造や化学式、特許等の情報は実質管理不可能であるため、遺伝資源の定義から遺伝子配列情報を外すべき。		ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	1
指定なし					477	濫及適用は行わないべき。	これまで保存している遺伝資源は研究対象にできなくなり、貴重な資源の無駄が多くなることになる。	ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	4
指定なし					478	遺伝資源から派生物や情報を対象外とする。明らかな利益が生じた場合には関与の程度に応じて、改めてMATで取り決めるべき。	通常、共同研究として発表される以外に利益がでるものではなく、学術研究に混乱や停滞を生じる。	ご意見の趣旨は1(3)やに含まれていると考えます。	1
指定なし					479	遺伝資源の解釈が、現状では締約国の裁量の幅が大きすぎる。このまま議定書を締結することは時期尚早で、将来の混乱・対立を招く危険性がある。国により「利益配分に関わる遺伝資源」の対象範囲が違うというのは問題。		ご意見の趣旨は1(3)及び5の箇所に含まれていると考えます。	1
指定なし					480	「派生物」は、遺伝子配列情報が異なっても、同一のものが遺伝的発現や代謝によって生ずるものも多く不明確であり、利益配分を契約で決めることが可能であることから、「遺伝資源」の定義から対象外とするべき。		ご意見の趣旨は1(3)に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					481	派生物の示す範囲が不明確なので、研究者自身で線引きができるような解説を望む。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
指定なし					482	国内外の市場で販売される商品を購入して研究素材とする場合は、国内措置の対象外とするべき。	市場で購入したものは既に販売者に代価を支払っている。遺伝資源の対象としてPIC/MATの取得は難しいため学術研究ができなくなる。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	2
指定なし					483	非商業的利用と商業的利用の区別を明確にすべき。	遺伝子組換え動物等が対象になると研究が阻害される。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	6
指定なし					484	非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用及びその成果の発表については、遵守措置の対象から除外するべき。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
指定なし					485	大学の研究など非商用目的の場合は、できる限り簡素化し、現状と比べて限りなく負担が増えないものとするべき。	標本交換で個別にPIC/MATを作成することは時間がかかり、研究に大きな支障をきたす。また、非締約国に有利に働くことになる。慣例がある場合は、それを尊重した形で国内法を作ってほしい。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	13
指定なし					486	国内法としてはできるだけ規制は設けず、当該相手国の法律を遵守していることを確認するにとどめるべき。学術研究の現場の負担が過度にならないよう、関係機関への報告がある場合は、WEB入力やE-mailで提出できるようなフォーマットを作成し、最低限の必要事項の記入と相手国の輸出許可の提出で完了するものとするべき。	学術研究においては当事者間の合意に基づいて行われる。大学等の研究室では煩雑な手続き等に対応できなくなり、研究の停滞や停止をまねく。今の日本の研究業界には、許可申請等に新たに時間を割く余裕は一切ないため、議定書の内容は商業目的か商用を予定した研究プロジェクトには適しているが、大学やアマチュアにおける研究には適していない。この制度では博物学学会員、大学動物学者植物学者、分類学者等の仕事を制限することになる危険がある。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					487	遵守措置により、ストックセンターの収集と提供業務が過度に煩雑にならぬよう希望。	ユーザーの学術研究活動の阻害につながる措置は避けるべき。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					488	" 遺伝資源に関連する伝統的な知識 " の文言は、言葉の定義が不明確であり、社会学的研究・比較文化研究などの領域などへの影響も想定される。発展途上国などにおける文化的なフィールドワークに対しても制限が生じる可能性があるため、人文系も含めた幅広い分野における実態の把握なども不可欠。		ご意見の趣旨は 1(3) 及び 5 に含まれていると考えます。	1
指定なし					489	伝承・伝統的知識であっても、既に書籍等に記載され一般に明らかになっている場合は、国内措置の対象外とするべき。	漢方はもとは古代中医学に起源するため、伝統的知識の範囲設定次第では、現在の日本における医療において混乱をまねくことになるため、伝統的知識の範囲を具体的に明確化する必要がある。また、局所的な民族医療の伝統的知識は、研究対象にされないことでむしろ消滅に向かう可能性もはらんでいるため、学術的研究遂行を妨げない措置が必要。	ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
指定なし					490	植物遺伝資源へのABSに関して、最も柔軟性があり現実的な仕組みはITPGRFAである。国内措置を決めるに当たっては諸外国での措置とのバランスが重要であり、各国での検討動向を十分に把握し、日本が性急に決めることがないよう要望。	ITPGRFAは一部の作物の適用であるため、付属書に記載されていない農作物は名古屋議定書に従った対応が必要になる可能性があるが、結果、遺伝資源の利用時に過大な負担がかかり、種苗業界に深刻な影響が生じるおそれがある。	ご意見の趣旨は 1(3) 及び 5 に含まれていると考えます。	1
指定なし					491	交配等により生じた派生物について限りなく対象とする場合には、条件の異なる相手国が複数存在するなど実質的に利用が困難になる場合も想定されます。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます。	1
指定なし					492	PICやMATに関する膨大な届け出を処理する能力が現在ないと推察されるため、届け出は商品化の時や認証の時のみを義務化するべき。		ご意見の趣旨は 1(4) アに含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					493	全てのPIC/MATを管理当局へ提出するのではなく、日本の利用者が提供国ルールを無視したり、衡平なBSが担保されないような事態が生じないよう支援措置を講じ、それを遵守する形で管理を行い、産業化に貢献しそうな成果が出る場合、特許を出す場合、企業にライセンスする場合に、当局に申請を上げる仕組みが良いのではないか。		ご意見の趣旨は 1(4)アや 3 等に含まれていると考えます。	1
指定なし					494	遺伝資源のモニタリングに関して、輸入時のチェックを重視すべき。資源提供国の許可のないものには、厚労省、農水省は輸入すべきでない。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
指定なし					495	チェックポイント、監視 (monitoring)、ABSクリアリングハウス等について、実際に実施体制を示してほしい。		報告書案では国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しています。遵守に関する国内措置の具体的な内容や実施体制については今後検討されることとなっています。	1
指定なし					496	国内PIC制度の制定について反対。	狭い国土である日本の遺伝資源は限られており、国内や海外との遺伝資源等のやりとりの障害となり得る 国内PIC 制度の導入は深刻な問題となる可能性がある。仮に定める必要があるとしても、非商業的利用と、商業的利用の区別を明確にし、非商業的利用に関してはPIC 制度を不要とすべき。	ご意見の趣旨は 2に含まれていると考えます。	2
指定なし					497	インドネシアでは生物標本の持ち出しが非常に厳しく許可を得るのに相時間を要する状況。日本側の手続きはMATを審査する形のPICであれば比較的簡素な手続きで済むのではないかと、日本と多国籍間の共同研究などの政府が重点的に実施する大型プロジェクトなどに関しては、政府間あるいは各国の学術団体間での生物持ち出しに関する合意を一括して取り交わしてもらわないと研究者個人では対応できない事態が生ずるため、研究促進を阻害する制度ではなく、研究促進の方向に制度構築してほしい。		ご意見の趣旨は 2及び 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					498	普及活動は大学のような組織にこそ徹底してほしい。	標本を扱うような部署は物理系・化学系中心の部署の中では弱者。このような重要な条約に関して、大学内の標本管理に係わる仕組みを正すことが後回しにされて来たのが現状。植物標本などは、国立大学では無意味なもの扱われ、地方の博物館に流出したり、場所の問題で外国に買い取られることもあるが、それは国家的な損失。標本は国の資産であり、国として生物多様性が重要と考えるのであれば、その重要性を大学のような組織の上層部にこそ普及してほしい。	ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					499	ケース・スタディーのように、想定される具体例を挙げて解説するなど、国内措置に関連して生じうる問題点を明確に把握できるような配慮が欲しい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					500	遺伝資源の履歴をきちんとたどれるようにしておくことは重要。その意味で常に公的なカルチャーコレクションを通じて行うことが理想かもしれない。NBRCやナショナルバイオリソースプロジェクト等によるバイオリソースの管理流通体制の強化に期待。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					501	相手国との契約を締結するための補助機関の設置が検討されているが、日本国民の利益を守るために、相手国との調整を国が手助けすることは重要。このような機関には、相手国の法律が何を要求しているか、あらかじめ分かりやすく周知するようなデータベースなどの整備を期待。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					502	学術研究への配慮なしに法令や制度が整備されると研究の阻害が懸念されるため、法整備・制度運用において研究を妨げずサポートする体制の構築を強く要望。	議定書第8条(特別の考慮事項)があるが、国内法が学術研究への配慮がないままに枠組みが完成すると、国内の博物館が海外に標本を送付することおよび研究者個人が海外に生物資料を送付することが困難になる。	ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					503	法整備・制度運用において研究活動を妨げないよう配慮と研究活動をサポートする体制の構築を要望。	十分なサポートがなければ、研究活動への大きな障害になってしまう可能性がある。議定書第8条(特別の考慮事項)があるが、国内法が学術研究への配慮がないままに枠組みが完成すると、国内の博物館が海外に標本を送付することおよび研究者個人が海外に生物資料を送付することが困難になる。	ご意見の趣旨は 3 や 2(国内PIC制度を指すこととした場合に検討すべき事項)等に含まれていると考えます。なお、国内措置の態様(法律やガイドライン等のいづれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					504	批准国全てに対応したフォーマットを用いたり、各国の事情を調査し、批准国に対してスムーズに遺伝資源にアクセスできるような制度を活用すべき。	議定書を契機に他国の遺伝資源へのアクセスが容易になれば、日本だけでなく世界中の基礎研究が活性化するため。	ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					505	PICとMATの作成を適切・簡便に行うために、PICとMAT等の情報を提供する国内組織および作成をサポートする組織あるいは機関を設けるか、あるいは整備してほしい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					506	「他国の現状および情報の提供」についてInternetを利用してできるだけリアルタイムに情報を提供できるようなシステム、組織を設置してほしい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					507	議定書・条約等について日本国の研究者のみならず一般にもまず知らせる必要があるため、継続して説明会を実施してほしい。今後議定書にかかわる国内措置法などの実施にともなっては、議定書解説書を作成し、法律・規則の実施に対して国内で対応する組織・体制づくりをしてほしい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					508	国内措置での規制と同時に、利用促進の施策もしてほしい。得に政府間のパイでのMOU締結と研究用途での簡便な手続きが実現できるように進めてほしい。また、PIC/MAT取得は人間関係構築も必要のため、良好な人間関係・人的ネットワークの構築が必要。様々なネットワークも活用し、人的ネットワークの構築支援・交渉ができるような人材育成の支援もしてほしい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					509	相手とかわす契約に関し、研究者個人で行うことは非常に危なく、かつ面倒で、研究者個人の負担であっても構わないので、組織や機関で安全な契約を結ぶ、あるいは全面的に協力してほしい。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます。	1
指定なし					510	範囲を明確にした上で関係者が議論を行うような場を設置したが、より具体的な議論が行われ効率的と思われることから、範囲を明確にしたうえで更なる検討会を設置してはどうか。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。	1
指定なし					511	各担当省庁が仮想MATを作ってみれば、MAT作成交渉のどこが難しいかや実際の資源入手交渉の流れが、実感できるのではないかと。省庁は交渉現場の実態を理解した上で議論してほしい。		ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。	1
指定なし					512	名古屋議定書の批准と実施を加速に進めることは、日本の産業界のみならず学術分野の基礎力への影響が大きいものと懸念される。議定書の批准を急がず、十分な議論をなされ、実態を踏まえた検討が不可欠。	利用国としての遵守に関して、利用者の認知度が十分でないため国内措置について普及啓蒙の必要がある。締結期間で国内措置への対応が大きく異なることから、日本が国内措置の整備を急ぐ必要性は低い。遺伝資源の定義と範囲等、議定書の根幹に関わる事項について結論に達していないなど、多くの問題点を残している。	ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。	4
指定なし					513	2015年の議定書締結は時期尚早。さらなる検討と利用者への普及啓蒙と対応できる体制整備の上で締結をおこなうべき。	遺伝資源を扱う多くの利用者が議定書についての知識がほとんどないため、普及啓蒙には相当時間がかかるものと思われる。少なくとも、利用者が所属する学術機関・企業等の監督省庁による普及啓蒙・体制づくりへの指導の下に、利用者が国内措置を受け入れられる環境が整ったうえで議定書の締結が望ましい。	本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。利用者への普及啓蒙等のご意見の趣旨は 3に含まれていると考えます。	1
指定なし					514	実務面では、各省庁を横断する・統括する発展的な日本版クリアリングハウスの機能を備えた機関があってもよいのではないかと。	現行では各国のルールによるため、対応するにも個人・組織にも限界がある。	検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
指定なし					515	輸入の際の通関、検査では細かい入手情報を関係省庁に申告しているため、省庁の縦割り管理体制でなく、情報共有を漏れなくやる体制を整備してほしい。		ご意見の趣旨は 1(4) の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。	1
指定なし					516	議定書は外国の遺伝資源の利用に際し、当事者(海外学術調査で、様々な発展途上国に出かけられた代表者)が直面した問題について理解しているか疑問。議定書に「正式な遺伝資源採集許可」を申請書が出されてから遅くとも100日以内に許可書を出すことを記入してほしい。また「遺伝資源採集許可申請書」をできるだけ簡略化し、事後報告書を充実するようにしてほしい。このような議定書が出され、議定書が遵守されるためには、これまでのように各個人や会社が、独自に「採集許可申請をおこなう」のではなく、すべての情報を把握してこの議定書を実効性のあるものにするためにも、環境省の部署に「正式な遺伝資源採集許可」を当該国に出す「一本化された窓口」が必要。一般の意見を求めるより当事者に直接アタリつけた方が効果的。名古屋議定書締結国にもそれぞれに、窓口の一本化と申請許可書の早期配布を義務づけないと「議定書の遵守」はおぼつかない。		提供国による短期間での許可書等の発給や、許可申請の際の窓口の明示等が求められることについては、既に検討会で議論されています。	1
指定なし					517	あり方を記した報告書案に基づき、締結国各国と調整・交渉し、理解を得て、ある程度の共通ルールを決めてほしい。	現行では各国のルールによるため、対応するにも個人・組織にも限界がある。	ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
指定なし					518	日本の学術産業界は海外遺伝資源の利用においてはこれまで提供国の機関とは概ね良好な関係を保ってきているので、名古屋議定書の発効によってそれらが支障を受けないように引き続き関係国の政府レベルにも発信してほしい。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1
指定なし					519	先方となる「後進国」の法規整備の手助けになるような人材を派遣するようなことは考えないのか。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					520	今後ともまとまり次第、パブリックコメントをしてほしい。		ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。	1
指定なし					521	モデル実験動物を使った研究では、国籍の異なる研究者が互いに系統を交換し合って研究を進めることが必須。モデル実験動物に関しては、この条約が研究振興の妨げとならない様、例外規定を設けて頂く等の対策をとってほしい。	自由かつ迅速な交換が保証されなければ、研究の進展が大きく阻まれ、人類の福祉にとっても大きな損害をきたすため。	検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものと考えられます。	1
指定なし					522	変異した病原性微生物等については緊急な解析等が必要なので、提供あるいは利用に関して強制力の強い国際的な枠組みを考えるべき。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
指定なし					523	基礎研究目的で提供を受けた遺伝資源から派生的に経済的利益が発生した場合には、原則的に当該遺伝資源の提供者に対して、応分に従って一定の利益分配はなされるべき。カルチャーコレクションが商用目的の抜け穴として使われることで、商用と同様な規制対象にならないよう、カルチャーコレクション等、公的機関の所有する遺伝資源についても、経済的利益が発生するようになった場合にも適用すべき。		ご意見の趣旨は 1(3) 及び 1(4) に含まれていると考えます。	1
指定なし					524	学術的研究の目的によっては、伝統的知識を国内措置の対象からはずすべき。	漢方はもとは古代中医学に起源するため、伝統的知識の範囲設定次第では、現在の日本における医療において混乱をまねくことになるため、伝統的知識の範囲を具体的に明確化する必要がある。また、局所的な民族医療の伝統的知識は、研究対象にされないことでむしろ消滅に向かう可能性もはらんでいるため、学術的研究遂行を妨げない措置が必要。	検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 1(3) に関わるものと考えられます。	1
指定なし					525	種苗法、植物育種について、従来の植物の考え方(ITPGRの考え方)に基づき、自由な利用を促進し、育種以外の、成分抽出などの高度利用に関して厳格な管理をしてはどうか。		ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1
指定なし					526	手続きに要する時間は、簡単、短時間であることが基礎的研究の推進には極めて重要。また、遺伝資源と遺伝素材の授受に際してレーサビリティーの確保が重要なので、由来に関する情報の添付と受理を授受の直接関係者に義務づけるような枠組みを考えて欲しい。		ご意見の趣旨は 1(4) ウ及びエに含まれていると考えます。	1
指定なし					527	情報管理について、大学の既存のWebシステムを活用して管理を行い、管理体制のきちんとしている研究機関・事業体は、トラブルが発生しそうな時にだけ当局への申請を行い、システムを当局に申請し満足いく管理・組織の規制体制が確認出来たら、優良研究機関・事業体として認めて優遇措置を与えることが良いのではないかと。		ご意見の趣旨は 1(4) エ(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P20,L2-4)	1
指定なし					528	育種について、コモディティ化した後は、自由な育成が担保された場合、特許が無い限り第三者への提供は制限を受けない、この点について、日本は制限をかけない方が、海外の遺伝資源のアクセスがしやすくなるかも知れない。		ご意見の趣旨は 1(3) に含まれていると考えます(P13,L1-5)。	1
指定なし					529	提供国から導入した遺伝資源は対象形質が一つに限られていることはなく、潜在的に多くの形質を含有している。その価値を引き出すためのアイデアは利用国の研究者に属するものである。		議定書第5条では、そうしたアイデア等を含む遺伝資源の利用から生ずる利益の配分は、提供者と利用者として設定した相互の同意に基づく条件(MAT)で行うことを規定しています。	1
指定なし					530	国内PIC制度について、PICを取得すべき日本での探索生物資源の範囲については、理研や生物研のようなリソースセンター(ex situ)とITPGRクロープリスト以外とし、リソースセンターやITPGRの効力が及んでいるものについては、PICは不要とするが、新規の微生物探索の場合などは、免疫賦活剤のような利益を生む可能性のものもあることを考慮すべき。植物は育種以外はPICを求めるなどの、生物種ごとにルールを決めることが良いのではないかと。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 2の(国内PIC制度を措置することした場合に検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1
指定なし					531	日本での探索生物資源の範囲については、理研や生物研のようなリソースセンター(ex situ)とITPGRクロープリスト以外とし、それぞれのリソースはそれぞれの従来のルールに従い、PICを不要とし、In situおよび特別保護すべきリソースについてのみ、PIC申請を求めるという管理を行うことが良いのではないかと。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 2の(国内PIC制度を措置することした場合に検討すべき事項)に関わるものと考えられます。	1
指定なし					532	条約や議定書がある以上それらに従うのは当然であり、学術や中小、面倒という言い訳は通用しない。それらの分野でもきちんと遵守できるよう、制度の緩さで調節するのではなく、支援措置を行うべき。簡単かつ十分であるフォーマット等を提供すれば、想像より簡単にできることが実感されるのではないかと。		ご意見の趣旨は 3 に含まれていると考えます(P27,L7-9)。	1
指定なし					533	円滑な学術利用を担保するための記載について、今後の検討において十分考慮したうえで国内措置を決定し、十分な周知期間をもって実施することを希望。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					534	非商業目的の研究のためには簡素な措置をすべきであり、まずは各学問分野ごとの実態調査が重要。省庁横断的な事項として取り扱うとともに、アマチュア研究者の存在を認識すべき。		ご意見の趣旨は 1(3) や 5等に含まれると考えます。	1
指定なし					535	議定書にアメリカが加わっておらず、今回議論されている様々な法規制の対象から事実上除外されている状況下では、グローバルな規制に大きな抜け穴がある。我が国の研究開発力が削がれ、国際競争力が低下しないよう十分配慮してほしい。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。	1
指定なし					536	措置の厳格さの程度について、法令として定めるよりは、むしろガイドライン的なものとし、今後の対応に柔軟性を持たせることが必要。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					537	現在の科学研究は国際的に生物資源の迅速な共有が必須であるため、このような案件は一律に法律で規制するべきではなく、柔軟性のある指針として設定すべき。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					538	類似の法律の運用例がないため即対応は難しい。まずはガイドラインによる行政措置を行うべきであり、2015年からの実施は時期尚早。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					539	提供国によって遵守すべき事項が異なるなど不確定要素が多く、国内措置は法律ではなく、ガイドラインで定めるべき。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					540	国内措置の態様(立法・行政・政策上の措置)について、できるだけ規制が緩い措置が望ましい。		遵守措置の態様(立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれとするか等)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					541	日本が提供国になる場合も極めて多くのケースで有りうる。その時の対応についての協議も念頭に置き、CBDの「遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分すること、並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献すること」という理念からブレない、現実的な遵守が可能なガイドラインを議論すべき。		ご意見の趣旨は 1(1) に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					542	提供国から遺伝子資源を手に入れるとき、またその後の移動について、国のサポート体制の構築が法律で義務化されると、研究者にとっては非常に心強い。		遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					543	現状の延長線上では、利用者の意見がどこまで反映されるのかが不明。利用者の生物多様性保全に対する理解ならびに我が国の利益に資するとする判断なしには具体的措置をとることはさらなる困難を生じさせる。また、利用者の研究開発活動を萎縮させるような選択はつまるところCBD/名古屋議定書の目的にも合致しないとと思われる。加盟する場合には、行政的措置あるいは政策上の措置にとどめるべき。		ご意見の趣旨は 1(1) 、等に含まれていると考えます。なお、遵守措置の態様(立法上、行政上、又は政策上の措置のいずれとするか等)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					544	原住民の伝統文化・伝承を大切にすれば、利用国の研究者のアイデアも重視すべき。そのことを考慮し、提供国への報告は最小限にとどめるべきであり、ガイドラインの作成が必要。一方的にアイデアが流出することを懸念する。日本は動植物類が豊富であり、提供国の立場もあるため、利益を損なわないようバランスを持った考慮が必要。		議定書第5条では、発見されたアイデア等を含む遺伝資源の利用から生じる利益の配分は、提供者と利用者間で設定した相互の同意に基づく条件(MAT)で行うことを規定しています。なお、遵守措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	1
指定なし					545	我が国の措置の策定に当たっては、遺伝資源の非商業的利用を制限することがなく、自由で柔軟な研究活動を保障するしくみを作ることで、国際的なガイドラインの策定に主導的な役割を果たすことを希望。		1(1) に含まれていると考えます。なお、現時点では、国際的なガイドラインの策定に関する動きはありません。	4
指定なし					546	あり方を検討する前に、「遺伝資源」等の定義について明確にすることを優先して取り組む方が効率的かつ効果的ではないか。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は、既に検討会で議論されています。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					547	現在、不適切な遺伝資源等の取り扱いが行われているのであれば、これを未然に防ぐための措置を検討してほしい。過剰な想定により厳しい規制をとるより、現在の問題点を洗い出して対応してほしい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	ご意見の趣旨は 1(5) の(検討すべき事項)に含まれていると考えます。(P22.L37-P23.L5)	1
指定なし					548	2015年までに日本として批准する目標があるとのことだが、何がいつ決まってくるかが理解できる工程表を示してほしい。		報告書案では国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しています。今後の進め方については関係省庁で検討することとしています。	1
指定なし					549	あり方検討会の議論は不十分。具体的な問題点や対応策について業界団体、個人から幅広く意見を聞き、専門家が国としての対応策、国益の確保を前提とした議論の進め方が肝要。また、我が国が性急に国内措置を決定する必要はない。2年ごとの国際会議で各国の国内措置の具体的な内容を確認・精査し、我が国独自の政策を盛り込んだ対応を決定するためには、少なくとも5年間の十分な調査・議論が必要。		ご意見の趣旨は 5に含まれていると考えます。なお、本検討会は国内措置のあり方(大きな方向性)について検討することを目的としているものです。	1
指定なし					550	全体的に、企業・産業界等の利益を優先する考え方が強く、本来の目的である遺伝資源の保護や生物多様性を守る姿勢が弱い。議定書の目的はABSだが、国内措置においては、生物多様性の保全と持続可能な利用というCBDの本来の目的に合致した考え方を基に策定すべき。また、日本は海外の資源に依存するところが大きい。世界の生物多様性に影響を与えており、世界のモデルとなるような国内制度を早期に整えることが望まれる。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 1(1)に関わるものと考えられます。	1
指定なし					551	1-2年の間に運用を開始することは早急すぎる。大学関係者がこの問題を認識するための時間が必要であり、また、遺伝資源の範囲が不明瞭なまま運用が開始されると研究現場が大混乱するため、十分な議論を行うためにも時間をかけることが必要。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
指定なし					552	この案に基づいた措置は国民の生物や自然に対する関心を削ぐ恐れがあるため、本検討会報告書(案)には、基本的に反対。	特に商業的な目的に関しては遺伝資源等の取得に際して日本政府のPICを得ることが必要となるが、我が国の国民が生物に慣れ親しみ生物や自然への関心を深める機会を奪いかねない。人々が生物や自然に対して「自分達とは関係の無いもの」との考えが広がれば自然保護に関する事業や学問を推進することも難しくなる。人々の関心を確保し、生物や自然の保護を進めるには、開発の手から遠ざげるだけでなく、むしろ生き物に触れ合う機会を設けなければならない。	本報告書案には、商業的な目的での遺伝資源等の取得に際して日本政府のPICを得ることを必要とするべき旨の記載はありません。	1
指定なし					553	非締約国による議定書の自主的・実質的遵守を促進するため、議定書を遵守しない生産された商品の輸入制限を課すべき。		本報告書案は、名古屋議定書に対応する国内措置のあり方(大きな方向性)について記載しているものです。議定書の非締約国を対象とする措置については、本検討会での議論の対象としていません。	1
指定なし					554	日本では昆虫愛好家が世界的に見て多く、各地方で同好会が多くの活動を行っている。アマチュア愛好家は探求心が旺盛で高度な知識と経験をもち、世界各地に赴き、新種の発見や分類体系の研究、生態の解明、進化の研究などを行い、また図鑑も世界第1級のものを出版している。国外の昆虫を採集するには許可が必須であるとするれば、個人でも簡単に許可が取れるための規程を入れてほしい。また、公的な研究機関に所属していないアマチュアの個人的活動を封鎖することのないよう、「文化的視点での利用の自由」という項目を追加してほしい。		検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
指定なし					555	論点の中に時間的な考え方がほとんど含まれていないので、現場の現状を踏まえて検討してほしい。	公共機関の標本庫に寄贈等で標本が入った場合、PIC/MATの確認が困難なことが想定される。条約発効後かつ国内措置の有効後、100年後に標本庫が責任を問われても、改善するための情報さえない状況があり得る。監視を永年継続するのは現場の負担が大きすぎる。例えば昆虫などの例では標本の売買も一般的であったり、植物標本などは100年単位で存在しうる。	検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 4 に関わるものと考えられます。	1
指定なし					556	個人ベースのアマチュアに対する配慮してほしい。	植物や昆虫などの分類学はアマチュアの貢献が大きい。	検討会で議論されていない観点です。なお、区分の指定がありませんでしたが、ご意見の趣旨は 3に関わるものと考えられます。	1
指定なし					557	どの項目が各国の共通認識で、どの項目が各国ごとにより変わるのかわかりやすくするとよい。	どの部分が提供国法令によるもの若しくは各国の共通理解なのか良くわからない。	検討会で議論されていない観点です。	1
その他	意見募集の報道発表(環境省HP)に対するご意見				558	遺伝資源活用のためには研究の自由度が確保されることが必須な条件である。各国における法令の実体明らかにされていない段階なので、国内処置は立法ではなくガイドラインにとどめ、今後の変更柔軟性を持たせるべき。		ご意見の募集の対象としていたのは報告書案の内容です。なお、国内措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。	25
指定なし					559	名古屋議定書による生物の輸出入に関する規制について賛成。	規制に当たっては学術面でのやりとりに関して、なるべく手間のない手続きを期待。なんでも身近な存在にするのではなく慣れた生き物という存在も残しておいてほしい。	学術研究利用に配慮すべきのご意見の趣旨は、1(3)や2の(国内PIC制度を措置することとした場合に検討すべき事項)等に含まれていると考えます。	1

章	大項目	中項目	事項	箇所	意見番号	意見要旨	理由要旨	対応案	意見数
指定なし					560	アメリカ等批准していない国もあり、日本にとって不平等になりかねないため、強く反対し、批准を撤回することを希望。	議定書の締結は植物遺伝資源研究の妨げになるだけでなく、日本としての新品種育成の意欲をそぎ、国益を損なうことになりかねないため。	本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1
指定なし					561	人間の都合で生息地の外側に持ち出すことは喜ばしいことではなく、環境保護の点からも賛成できないため、動植物の輸出入が一切できなくなることは賛成。		名古屋議定書には、一切の動植物の輸出入を禁ずるような規定はありません。	1
指定なし					562	遺伝資源の保護を目的とするならば自国の中だけでなく他国の愛好家などにも幅広く飼育または保持させより良い手段を探って行くべき。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1
指定なし					563	用語の定義などの重要な事項について、一般の者にも理解できるよう範囲を明確にした上で、パブリックコメントを実施して欲しい。	検討会における議論の位置づけについて確認するため	用語の定義等を明確化すべきのご意見の趣旨は 1(3) 等に含まれていると考えます。	1
指定なし					564	ABSの国内法が整備されても、国際的貿易において各国の国内法が影響を及ぼすことが危惧される。国内法の整備と同時に、関係国の国内法について、法的な関係図も示してほしい。		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。また、国内措置の態様(法律やガイドライン等のいずれとするか)については、報告書案の作成過程において議論の対象にされてきていません。他国の法令等との関係性を含め、国内措置の具体的な内容については今後検討されることとなっています。	1
指定なし					565	遺伝資源の問題の本質には先進国が途上国から遺伝資源を搾取しているという認識が途上国側あって、そこを是正しなくては解決しないのではないか		本報告書案は国内措置の内容に係るあり方(大きな方向性)について記載しているものです。	1
									1351